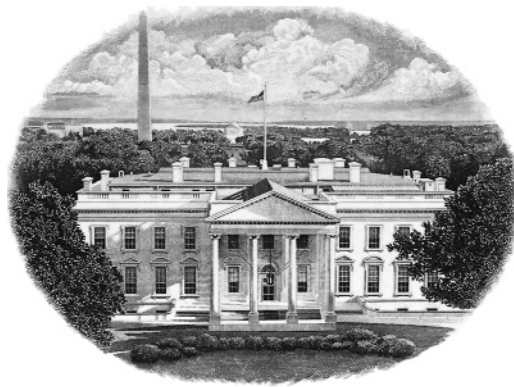


# ELECTIONS 2024

## 米国の大統領選挙



# 目 次

「米国の大統領選挙」概要	3	
米国における政党	ジョン・F・ビビー	4
大統領候補指名と米国の民主主義	スティーブン・J・ウェイン	9
米国の選挙手続き	マイケル・W・トロゴット	15
2004年大統領選挙の日程		19
2004年の選挙戦 トーマス・マンとのインタビュー	ポール・マラマッド	21
連邦議員選挙	ジョン・H・オールドリッチ	26
世論調査、専門家、そして2004年選挙	ジョン・ゾグビー	31
選挙資金の現状	ジョセフ・E・カンター	35
予備選挙と党員集会 代議員獲得への戦い*	ジェームズ・T・マクドナウ	39
大統領候補を選出する2大政党の全国大会*	レスター・デービッド	42
	アイリーン・デービッド	
メディアと2004年選挙*		45
若い有権者は経済、国家安全保障に関心*		48
若い有権者の動員 NGOその他の組織の役割*		49
米国の選挙人団 (付表=州別選挙人数)		50
選挙人団に関するFAQ*		52
選挙資金についての基礎知識*		57
選挙関連用語集		60
歴代大統領のポートレート		65
参考文献・ウェブサイト		68

目次の中の\*がついたものは*United States Elections 2004* (2004年米国選挙) 以外から参考になるとと思われる記事・資料を選んで加えたものです。

## 「米国の大統領選挙」概要

本小冊子「米国の大統領選挙」は、米国国務省2004年発行の*United States Elections 2004*（「2004年米国選挙」〈<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04>〉）を基に、参考になると思われる記事・資料を加えて編集・仮訳し、米国の選挙プロセスの基礎知識を概説したものである。

「米国の大統領選挙」では、まず*United States Elections 2004*を執筆した7人の専門家とさらに他の3人の専門家が、2004年米国選挙の重要な側面について説明する。そして、選挙にかかわるメディアや若者たちの動向についての記事3本と、参考になると思われる関連資料数点を収録している。

最初の7人の専門家のうち、まず、ジョン・F・ビビーが、選挙制度における政党の役割を語る。政党は、合衆国憲法に定められている制度ではないが、1800年代初めに誕生して以来、米国民主義の基盤を成す存在へと進化してきた。米国政府の安定性は、1世紀以上に及ぶ2大政党の支配によるところが大きいとする意見もある。

次に、スティーブン・J・ウェインが、長期間にわたる大統領選挙戦について、指名プロセスに重点を置いて解説する。米国選挙制度の極めて重要な特徴である、党の大統領候補指名大会や予備選挙も、憲法に定められているのではなく、米国共和制の初期以降の歴史的な進化の結果として生じたものである。続いて、マイケル・W・トロゴットが、有権者登録、票の集計、および投票用紙作成の手順について述べ、選挙制度がどのように公正を保証するかを説明する。

ブルッキングズ研究所の著名な政治アナリストであるトーマス・マンとのインタビューは、2004年の選挙を最も直接的に取り上げている。2004年1月の大統領指名党員集会の数ヵ月前に行われたこのインタビューで、マンは、来る選挙の過程で注目すべき点について語っている。次に、ジョン・H・オールドリッチが、2004年の選挙は大統領選だけではないという事実を指摘する。連邦議員選挙では下院全435議席と上院100議席の3分の1が改選されるほか、全米各地で州知事、市長、および州議会議員が改選される。米国の制度では、1党が大統領選挙に勝利すると同時に、他党が連邦議会の上下両院またはその一方の多数党となり得る、という事実が選挙をさらに興味深いものにしていく。議院内閣制と異なり、米国では行政府と立法府がそれぞれ独立して選出される。

最後に、近代選挙において極めて重要な2つの要因、世論調査と選挙資金法について検討する。世論調査の専門家ジョン・ゾグビーが、世論調査は、候補者が有権者にとって何が重要かを知る上で役に立つものの、結果の予想に際して誤用あるいは誤解される可能性がある、と主張する。続いて、ジョセフ・E・カンターが、選挙献金および支出を規制する複雑な法律について簡潔に説明する。米国では、2000年の大統領選挙だけで、6億700万ドルの選挙費用が費やされた。政治運動に対する規制には、合衆国憲法修正第1条が保障する言論の自由と、すべての候補者に対して公正かつ公平な競争の場を確保する、という米国民の2つの中心的な価値観の対立が伴う、と考えられている。

本小冊子では、以上の*United States Elections 2004*の7人の論文に、内容的に重複する部分もあるが、さらに論文2本と記事3本を加えて収録している。まず、ジェームズ・T・マクドナウが、民主主義世界で有数の長い政治マラソンの中で予備選挙と党員集会がどのように行われるのか、次にレスター・デイビッドとアイリーン・デイビッドが、選挙年の夏のクライマックスである全国党大会がどのように進行していくのかを、1日ごとの行事を追って大会の第1日から最終日まで、ジャーナリストの目で解説する。

この他、国務省ウェブサイトのニュースレター*Election Focus 2004*の記事3本が、今日のマスメディアが米国選挙の過程でどのような役割を果たしているのか、今日の若者が選挙にどのように関心をもっているのか、を説明する。さらに参考資料として米国の選挙人団に関するFAQ、選挙資金についての基礎知識、選挙関連用語集、参考文献、歴代大統領のポートレートなどを収録している。

何人かの著者が示唆しているように、200年以上にわたる米国の選挙制度の顕著な特徴は、その基本的な安定性であり、それは近代化と変化の必要性にも対応している。今後の選挙戦が展開されるに伴い、読者の皆さまが本小冊子を、歴史的背景の案内書として、また米国独特の選挙の概説書として活用されることを願っている。

# 米国における政党

ジョン・F・ビビー

共和国としての米国の建国者たちは、1787年の合衆国憲法制定に際して、政治における政党の役割を考慮しなかった。むしろ彼らは、三権分立、抑制と均衡、連邦制度、そして選挙人団による大統領の間接選挙等、さまざまな憲法上の取り決めによって、この新しい共和国を政党や党派から切り離すことを目指した。

こうした建国者たちの意図にもかかわらず、米国は1800年に世界で初めて、全国的に組織された政党を持ち、選挙によって行政権を党派間で持ち回る国家となった。

## 政党の出現と広がり

政党の発達は、1800年代初めに選挙権における財産所有の要件が廃止されたことに伴う参政権の拡大と密接に結びついていた。有権者の大幅な増加に伴い、大勢の投票者を動員する手段が必要となった。この重要な作業を達成するために、政党が制度化されたのである。このように米国の政党は、民主主義の拡大の一環として出現したものであり、1830年代までには、政治組織の一部として確立されていた。

今日では、共和党と民主党が政治過程に浸透している。米国人の約3分の2が、自らを共和党員または民主党員とみなしており、無所属とする人びとでさえも、通常いずれかの党派寄りであり、党派への忠誠度はかなり高い。例えば、1980年から1996年までの間に行われた5回の大統領選挙では、共和党「寄り」または民主党「寄り」の無所属派のうち平均して75%が、当該の党派の候補に投票している。そして2000年には、共和党「寄り」の人たちの79%が、共和党のジョージ・W・ブッシュに投票し、一方民主党「寄り」の人たちの72%が、民主党候補のアール・ゴアに投票している。

党派の影響は、政府内の党にも及んでいる。大統領職、議会、知事職、そして州議会も、2大政党に支配されている。1852年以降に選出された大統領はすべて共和党員か民主党員であり、第2次大戦後は大統領選の一般投票のうち平均94.8%が、2大政党候補への票である。2002年の連邦議会および地方選挙では、連邦議会上院の100人の議員のうち、無所属で当選した議員はわずか1人に過ぎなかった。下院では435人の議員のうち、2人だけが無所属であった。州レベルでは、

50州すべての知事が共和党員か民主党員であり、州議会では7300人を超える当選議員のうち、共和党にも民主党にも属さない者はわずか21人（0.3%）であった。全米レベルでも州レベルでも、政府を組織し支配しているのは2大政党である。

米国の政党は、多くの民主主義諸国の政党に比べ、イデオロギーへの執着が弱く、非綱領的な傾向があるものの、公共政策の形成に主要な役割を果たしている。事実、1994年の選挙以降、連邦議会における共和党と民主党の政策には際立った相違があり、いずれも歴史的には珍しく党内の結束が強まっている。この2大政党間の政策の相異は、2年ごとの下院・上院議員選挙時に特に明確になり、結果として、下院と上院における勢力を変えていく可能性を持っている。明確な政策と激しい議会での勢力争いにより、最近、上下両院で党派対立が過熱している。そして2004年の選挙の準備期間には、ブッシュ政権と同様に、両党の議会指導者と民主党の大統領指名候補者たちが、選挙で優位に立つために計画された一連の駆け引きに携わっている。

## 2大政党制

2大政党が争う選挙は、米国の政治制度における、最も顕著で永続的

な特徴の1つである。1860年代以降、共和党と民主党が選挙政治を支配している。このような無類の長期にわたる、共和党と民主党による選挙政治の独占支配は、米国の政治制度の構造的な側面と米国の政党の特徴を反映している。

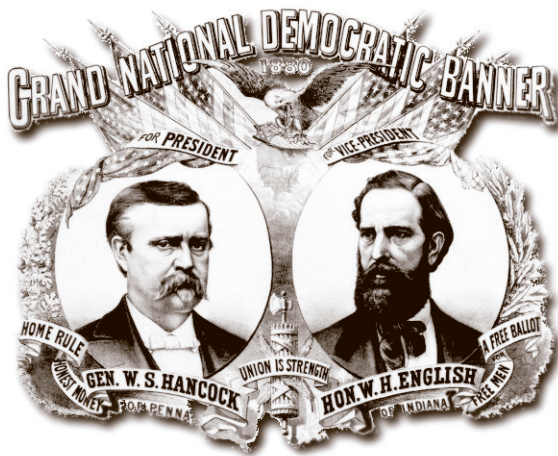
米国における連邦議会議員および州議会議員の選出方法の基準となっているのは、「小選挙区」制である。これは、当該選挙区で最高得票数を得た候補者が選出されるシステムである。比例代表制と異なり、小選挙区制の場合は1選挙区につき1政党の候補しか当選できない。従って、議員選挙区で最高得票数を得ることのできる広範な基盤を持つ2つの政党の形成が進められることになる。一方、小政党や第3政党は、ほぼ毎回敗北を繰り返す状況に追い込まれることになるため、主要政党と組まない限り長期的な存続は難しい。しかし、主要政党と組む小政党はほとんどない。なぜなら、大部分の州では、1人の候補者が他の政党の公認候補者名簿にも載る、いわゆる「相乗り」を禁じて



共和党大統領候補ジェームズ・ガーフィールド将軍(当選)と副大統領候補チェスター・A・アーサーを支援する旗(1880年)

いるからである。

2大政党方式を促進するもう1つの制度が、大統領選の選挙人団制度である。この制度のもとでは、国民は厳密には大統領候補者に直接票を入れるわけではない。各州で、特定の大統領候補者への支持を誓約している「選挙人」に票を入れるのである。大統領に選出されるには、50州の選挙人票計538票の過半数を得なければならない。この要件により、第3政党が大政党と組まずに大統領選を制することは極めて難しい。加えて、各州の選挙人票は、勝者独占方式により割り当てられる。州の選挙人票を獲得するためには、州内の一般投票の最高得票数（それがたとえ僅差であっても）を獲得しさえすればよい。小選挙区制と同様、選挙人団制も第3政党には不利なのである。第3政党は、大統領選出に必要な数の州の選挙戦を制することはおろか、1州ですら選挙人票を獲得する可能性はほとんどない。



民主党の大統領選候補たちを支援する旗 (1880年)

共和党と民主党が政治機構を支配していることを考えると、両党がこのほかにも大政党に有利な選挙規則を作りだしていることは驚くに当たらない。新政党の名前を州内の候補者名簿に載せるだけでも、困難で費用のかかる作業である。例えば、ノースカロライナ州では、新政党が候補者の氏名を2004年大統領選挙の候補者名簿に載せるには、5万8842人の有権者の署名を記載した請願書が必要である。更に、連邦選挙運動法が大政党に特典を与えている。例えば、大統領選挙運動のための公的資金は、第3政党に比べるとはるかに多い。前回の選挙で、第3政党が資格基準である一般投票の5%を獲得しているにもかかわらずである。

米国独特の大統領候補指名方式も、第3政党にとってはさらなる構造障壁となっている。世界の民主主義国家の中でも米国は唯一、連邦議会および州政府の党派候補指名において予備選挙に依存し、大統領指名候補の選出において、州レベルの大統領予備選挙を採用している国である。このような指名方式により、有権者は予備選挙で一般選挙のための党の候補者を選ぶ。ほとんどの国では、党候補の指名は党組織と党幹部によって行われている。しかし米国では、共和党、民主

党の正副大統領候補を最終的に決定するのは有権者である。

当然のことながら、こうした制度が一因となって、他の大半の民主主義国家に比べ、米国では力が弱い党組織が生まれ、この参加型の指名方式は、ほぼ150年にわたる共和党と民主党による選挙政治の支配にもつながっている。党の異分子は、予備選挙で党の指名を獲得することによって、一般選挙の候補者名簿に自分の名前を載せることができ、第3政党を結成せずに当選の可能性を高めることができる。このように、予備選挙による指名方式は、異分子を2大政党に誘い込む傾向があり、そのため異分子は苦勞して第3政党を結成する必要がない。予備選挙により候補者を指名するこの方法は、2大政党が多様な「非主流」社会活動や「異分子」タイプの候補者に影響されやすくなり、時にはその影響が深く浸透することになる。

## 広範な支持基盤と中道派的立場

米国の政党の支持基盤は、多階級から成り、かつ広範である。2000年の大統領選挙で、アフリカ系アメリカ人の約9割が民主党支持であったのを例外として、共和党、民主党とも米国社会のほとんどすべての主要な社会経済層から、相当数の支持を得ている。一例を挙げれば、労働組合員の世帯は、一般に民主党支持と考えられているが、大抵の選挙において、共和党は少なくとも3分の1の労働組合票獲得を期待できる。1984年には、この数字は46%にも達した。2000年には労組世帯の37%が共和党に投票している。同様に、所得水準が上昇すると、民主党支持は一般に下降するとされているが、民主党の大統領候補は通常、上層中産階級の有権者からかなりの支持を期待できる。例えば2000年の大統領選挙では、民主党の候補者アル・ゴアは、世帯の年間所得が10万ドル以上の有権者の43%の票を獲得している。

米国の政党はまた、政党内部のまとまりが比較的弱く、イデオロギーや一連の政策目標の厳守という点に欠けているのが特徴である。むしろ各政党は従来から、選挙における勝利および政府内人事の掌握を最優先事項としてきた。選挙の際の支持基盤が社会経済的に広範囲であり、イデオロギー的には大部分が中道派である社会で機能する必要性から、米国の政党は基本的に中道の政策姿勢を保っている。さらに、政策に対する柔軟性も高い。この原理原則に拘泥しないアプローチのゆえに、共和党员、民主党员のいずれもが、党员の広範な多様性に対し寛容であり得る。そしてこれは、第3政党や抗議運動が発生した場合、それらを吸収することを可能にしてきたのである。

## 分散型政党

米国の政党の特徴が権力分散型構造であることは、いくら強調しても強調しすぎることではない。与党の場合、大統領は自分の政党の議員が、議会で大統領のプログラムを忠実に支持してくれるだろうと決め込むことはできない。また、議会の政党指導者は、自分の政党の議員が、党の方針に従って票を投じることを期待できない。政党の組織内部でも、共和・民主各党の上下両院選挙運動対策委員会（現職議員によって構成される）は、共和党および民主党の全国委員会など、大統領寄りの党の全国委員会とは切り離され、自主的に運営されている。党の全国組織は、全国党大会への代議員の選挙手続きに対する限られた範囲の権限を除き、各州レベルの党内問題にはほとんど干渉しない。こうした組織的な分散の要因の1つは、憲法で定められた三権分立制度にある。これは、立法府、行政府、司法府がそれぞれ異なった手続きや任期をもち、互いに独立している制度であり、このシステムにおいては、議員が党の最高指導者の下で党として結束する誘因はあまり存在しない。連邦議会議員と同じ党に属する大統領との間にも、また州議会議員と同じ党に属する州知事との間にも、概して同じことが言えるのである。

また、連邦制度を謳った憲法の原則が、米国に連邦政府、州政府および地方自治体をつくり出し、それぞれの公職者を有する何千もの個別の選挙区を連邦・州・地方レベルでつくり出すことによって、さらに分散化を進めている。先に述べたように、候補者指名のために予備選挙を行うことも、党組織から候補者選考権限を奪い、党の組織力を弱める一因となっている。個々の候補者は、まず予備選挙、続いて一般選挙に勝つために、各自で選挙運動組織を作り、支持者を集めることを促される。選挙資金集めですら、大半は各候補者個人の責任となっている。これは、特に連邦選挙の場合、党組織は通常限られた資金源しか持っておらず、選挙資金提供額に関しても、法律で厳しく規制されている場合が多いためである。

## 米国民の政党不信

米国の政治制度には、党派性が長い間はつきりと現れているにもかかわらず、米国の市民文化の中では政党への不信感が根強く定着している。20世紀初頭に採用された連邦および州議会議員候補者指名のための予備選挙、および、より最近では大統領候補指名の決定的要因となる大統領予備選挙の拡大は、国民の中の反政党感情の現れである。米国民は、政党組織の指導者が、政府に対し強大な権力を行使することに、不安を抱いている。世論調査の結果によると、有権者の多数

が、政党は事態を明らかにするよりむしろ混乱させており、投票用紙に政党名を記さない方がよいと考えている。

米国の政党は、一般的に反政党的な民意に満ちた環境に置かれると同時に、政党への帰属意識の希薄な有権者の増加という問題に直面している。有権者のこうした政党への帰属意識の低下を示すものに、同一選挙において異なる政党の候補者へ分けて投票する「分裂投票」がある。2000年の選挙では、有権者の20%が、大統領と連邦下院議員の選挙において、それぞれ異なる政党の候補者に投票した。結果として、大統領選でジョージ・W・ブッシュが勝った下院議員選挙区のうち40の選挙区で、議会選挙では民主党の下院議員候補が勝利している。

選挙の際に有権者が行う選択に対する党の影響力の低下や無党派と自認しているかなりの数の有権者の存在が、分裂投票を増加させ、この結果米国の政治は、「党中心」から「候補者中心」になっている。これは、連邦政府と50州の政府のいずれにおいても、行政府と立法府で支配政党が異なる分裂統治が当たり前になったことを意味する。事実、1980年以降4年間を除いて常に、大統領が属する政党と、少なくとも上下両院のいずれかの多数党は異なる党であり、また2002年の選挙以降、29州(58%)で州知事の政党と議会多数派の党派が異なっている。

## 第3政党と独立候補

第3政党の歴史を見ると（次表参照）、第3政党と独立候補は、前述の障壁にもかかわらず米国の政治において周期的に現れるのが特徴である。多くの場合、彼らは主要政党が取り上げようとしない社会問題を国民の議論の前面に押し出し、政府の課題としてきた。しかし、こうした第3政党の多くは、1つの選挙で表舞台に出た後、消滅するか、衰退するか、あるいは主要政党のいずれかに吸収されてしまう傾向がある。1850年代以降に出現して主要政党にまでなった新党は共和党のみである。共和党の場合、奴隷制という、国



① 共和党の大統領候補ジョン・フリーモント、副大統領候補ウィリアム・ドレイトンを支援する旗（1856年）

② エリシーズ・S・グラント、シャイラー・コルフックスを描いた、共和党の選挙ポスター（1868年）

③ 大統領候補ウィリアム・マッキンレーに敬意を表して作曲された「共和党ツーステップ」の楽譜表紙

④ エイブラハム・リンカーンとハンニバル・ハムリンを描いた、共和党のポスター（1860年）

## 米国史における第3政党

第3政党	年	一般投票での 得票率(%)	選挙人票 獲得数	次の選挙での動静
Anti-Masonic (反メイソン党)	1832	7.8	7	ホイッグ党候補者を支持
Free Soil (自由土地党)	1848	10.1	0	5%の票を獲得し、共和党 支持者の基盤を築いた
Whig-American (ホイッグ党)	1856	21.5	8	解散
Southern Democrat (南部民主党)	1860	18.1	72	解散
Constitution Union (立憲統一党)	1860	12.6	39	解散
Peoples' (Populist (人民党)	1892	8.5	22	民主党候補者を支持
Progressive (T. Roosevelt) (革新党)	1912	27.5	88	共和党に復帰
Socialist (社会党)	1912	6.0	0	3.2%の票を獲得
Progressive (R. LaFollette) (革新党)	1924	16.6	13	共和党に復帰
States' Rights Democrat (州権民主党)	1948	2.4	39	解散
Progressive (H. Wallace) (進歩党)	1948	2.4	0	1.4%の票を獲得
Am. Independent (G. Wallace) (アメリカ独立党)	1968	13.5	46	1.4%の票を獲得
John B. Anderson (ジョン・B・アンダーソン)	1980	7.1	0	1984年選挙には出馬せず
H. Ross Perot (H・ロス・ペロー)	1992	18.9	0	改革党を結成し、 1996年選挙に再度参加
Reform (Perot) (改革党)	1996	8.4	0	パット・ブキャナンを候補 者とし、0.5%の票を獲得
Green (R. Nader) (緑の党)	2000	2.7	0	

を分断する極めて重大な道徳的課題が存在し、それが候補者選びや有権者動員の基盤となった。

この表によれば、歴史的には第3政党が長期的に継続することを裏付けるものはほとんどない。しかし、こうした第3政党が選挙結果に大きな影響力をもたらすことを証明するものはある。一例を挙げると、1912年の選挙においては、セオドア・ルーズベルトの第3政党からの立候補によって、本来の共和党の票が割れ、一般投票で過半数を割っていた民主党のウッドロー・ウィルソンが当選を果たしている。また、1992年の大統領選挙では、H・ロス・ペローが立候補したことによって、1980年代の選挙で通常共和党に票を投じていた有権者の票がペローに流れ、その結果として現職の共和党大統領ジョージ・H・W・ブッシュが敗北を喫した。2000年の共和党のジョージ・W・ブッシュと民主党アル・ゴアの大接戦では、もし緑の党の候補者ラルフ・ネーダーがフロリダの投票に加わっていなかったら、ゴアがフロリダ州で勝っていたかもしれないし、そうであれば大統領になるために必要な選挙人票の過半数を獲得していたかもしれない。

1990年代の一連の世論調査では、一貫して第3政党への高い支持が見られた。2000年選挙の準備期間中に行われたギャラップ世論調査によると、大統領や連邦議会、州政府に候補者を出せるような強力な第3政党の登場に、国民の67%が賛成であるとの結果が出ている。国民に見られるこうした気運と、潤沢な選挙資金によって、テキサスの億万長者ペローは、1992年の大統領選挙で19%もの一般投票を獲得した。この数字は、2大政党以外の候補者としては、1912年の選挙でセオドア・ルーズベルト（革新党）が27%を獲得して以来の、高い数字である。

第3政党に対する潜在的な支持がこうした形で現れているにもかかわらず、第3政党が大統領選挙で勝利を収めることはもとより、相当数の上下両院議員を当選させることにすら厚い壁がある。前述の障壁に加えて、最も大きなものの1つは、第3政党の候補者に投票することは、結果的には自らの票を「無駄にする」ことになるのではという、有権者の不安である。第3政党の候補者が選挙に勝つ見込みがないと感じる場合には、有権者は次善と思われる候補に票を投じ、「戦略的」投票を行うことが分っている。例えば、2000年の選挙前の調査では15%の有権者がラルフ・ネーダーをジョージ・W・ブッシュやアル・ゴアより高く評価していたが、実際にはネーダーはわずか2.7%の一般投票しか獲得出来なかった。同様に、1992年の大統領選挙で、ペローを最も高く評価していた有権者のうち、21%はペローに票を投じなかった。

さらに、第3政党の候補者に票を投じる場合、「抗議」票という現象が見られる。1992年のギャラップ調査では、ペローに投票した有権者のうち5%は、ペローが勝つ可能性があると考えたなら彼に投票しなかった、と回答した。

第3政党の候補者や無所属候補が大統領選挙で勝ったとしても、選挙後に大きな問題に直面する可能性がある。それはいうまでもなく、統治上の問題である。すなわち、政府の人事、そして非大政党の大統領に協力する動機がほとんどみられないであろう共和党および民主党の議員が支配する議会との協力という問題である。

ジョン・F・ビビー(John F. Bibby)は、ウィスコンシン大学ミルウォーキー校の政治学名誉教授。米国政治学学会政党分野の会長を務めた。米国政治の権威者であるビビー教授には、*Politics, Parties, and Elections in America* の著作がある。

\* 本稿は*United States Elections 2004* に掲載の“*Political Parties in the United States*”の仮訳です。原文は、以下のウェブサイトでご覧になれます。  
<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/parties.htm>>



(上から下へ)

民主党の大統領候補  
ホーレイショ・セイモア、副大統領候補  
フランク・ブレアを  
支援する旗 (1868  
年)

民主党の大統領候補  
ジョージ・マクレラン  
将軍、副大統領候補  
ジョージ・ペンドルトンの選挙ポスター  
(1864年頃)

民主党の大統領候補  
サミュエル・ティルデン、副大統領候補  
トーマス・ヘンドリクス  
のポスター  
(1876年)



# 大統領候補指名と 米国の民主主義

スティーブン・J・ウェイン

米国大統領候補の指名制度は複雑で、混沌とさえしているように見えるが、実際その通りである。1970年代に民主・共和両党が大統領および副大統領候補の選出ルールの改革を始めて以来、指名制度は変化を続けている。そして、そのシステムの複雑さを理解し、システムの内外で巧みに行動できる候補が最も大きな成功を収めている。しかし、政治のゲームを学び、相手に勝つために懸命かつ巧みに戦うということが、結局のところ、創造的な政治家の仕事なのである。



## 政党と大統領候補指名の歴史

大統領選出のための選挙人制度とは異なり、大統領候補の指名手続きは合衆国憲法に定められていない。これは憲法の起草者が故意に省略したわけではない。党の候補指名手順が定められていないのは、憲法が起草・制定された1700年代後半には政党が存在しなかったためである。政党ができたのは、米国政府が機能しはじめた後のことであり、それは、ジョージ・ワシントン初代大統領政権下の政策に対応するためにつくられた。

1796年から、当時の各政党所属の連邦議会議員らが、各党の正副大統領候補を決定するための非公式な集会を開くようになった。このような「キング・コーカス」（国王を選ぶ党集会）と呼ばれる党候補指名方式は、30年近く続いた。この方式は1824年に消滅したが、それは米国の西部開拓に伴う各政党内での権力分散によるものであった。

キング・コーカスに代わり、大統領候補を指名する全国党大会が行われるようになった。1831年、反メイソン党という小政党が、党の大統領・副大統領候補を指名し、党の綱領（政党や候補者によって採択された原則や政策の宣言）を決定するためにメリーランド州

ボルティモアの酒場で集会を開いた。翌年、民主党は候補を決めるため同じ酒場に集まった。以後、大政党、そしてほとんどの小政党が、各州の代議員を集めて指名全国党大会を開き、正副大統領候補を選出し、党の綱領に合意するようになった。

19世紀を通じて、また20世紀に入ってから、各州の党指導者らが、党大会を支配し、代議員を選び、全国党大会における代議員の投票行動に影響を与えた。

党指導者の影響力は政治的な問題となった。党の強力な幹部たちが大統領候補を自ら選ぶことを嫌った人びとは、一般選挙の前に行われる「予備」選挙の場で、各州の一般党員が党大会への代議員を選出できるような改革を支持した。1916年までには、半数以上の州が予備選挙を実施するようになっていた。

しかし、より多くの党員が党の大統領候補選出プロセスに参加することを促すような動きは、長くは続かなかった。第1次世界大戦後、党指導者らは、こうした予備選挙を彼らの影響力に対する脅威と見なし、州議会を説得して、これを廃止させた。その理由として彼らは、費用が多くかかること、予備選挙に参加する人が比較的少ないことなどをあげた。さらに、すでに州の党幹部の支持を取り付けていた有力候補者は、一般投票により支持を失う危険を避けるため、予備選挙への出馬を拒否することもあった。また、投票を参考程度にしかせず、他の方法により党大会の代議員を決める州もあった。予備選挙はしばしば党内の派閥主義を助長し、そのため党の組織構造が弱体化し、一般選挙での競争力が弱まった。1936年までには、引き続き予備選挙を実施している州はわずか12州あまりになっていた。

第2次大戦後、通信技術の発達に助けられ、民主化の圧力が再び盛り上がった。テレビという媒体の登場によって、国民が茶の間にながらにして選挙戦を観ることができるようになった。テレビはまた候補者にとって、自らのカリスマ的人気や当選の可能性を示す場となった。ドワイト・アイゼンハワー、ジョン・F・ケネディ、リチャード・ニクソンは、それぞれ将軍、カトリック教徒、そして一度落選している大統領候補が一般選挙で勝てることを党に証明するために、複数の州の予備選挙にかなりの費用と労力をかけて出馬した。そして彼らは予備選挙を勝ち抜き、それぞれ党の指名を受けて大統領選挙に勝利した。

2000年民主党全国大会  
で旗を振る民主党員  
(カリフォルニア州  
ロサンゼルス市)

また1960年代半ばに始まり、70年代まで続いたベトナム戦争は民主党内に分裂を起こし、結果としてさらに改革をすべきだという圧力を生み出した。そのきっかけとなったのは、1968年の民主党の大統領指名プロセスと、それに伴う一連の出来事、すなわちロバート・ケネディ上院議員の選挙運動と暗殺、ユージーン・マッカーシー上院議員率いる党内の反戦運動、そのことによる民主党の分裂、民主党の党大会会場であるシカゴ市街での暴力的なデモ、そしてどの予備選挙にも出なかったため反戦抗議の標的となったヒューバート・ハンフリー副大統領の大統領候補指名である。

分裂した党内を大統領選挙戦に向けてまとめようとして、1968年民主党大会の代議員らは、ハンフリーの大統領候補指名後、党の大統領候補指名プロセスを見直す委員会を任命することで合意した。この委員会には、民主党大統領候補選出への党の参加拡大の促進と、党大会出席者がより公正に党の構成を反映するという2つの目標があった。こうして、2大政党の正副大統領候補の指名方法を改革するプロセスが始まった。

## 今日の予備選挙と党員集会の制度

民主党が行った大幅な改革が、自らの州民のための選挙法を制定する州のほとんどに、予備選挙の実施を促した。現行の定めによると、予備選挙とは、各党の支持者が、一般選挙に向けてその党の候補者を選ぶ選挙である。州の法律次第で、有権者が大統領候補に直接投票する場合と、特定の候補者を支持することを「誓約した」代議員に間接的に投票する場合がある。

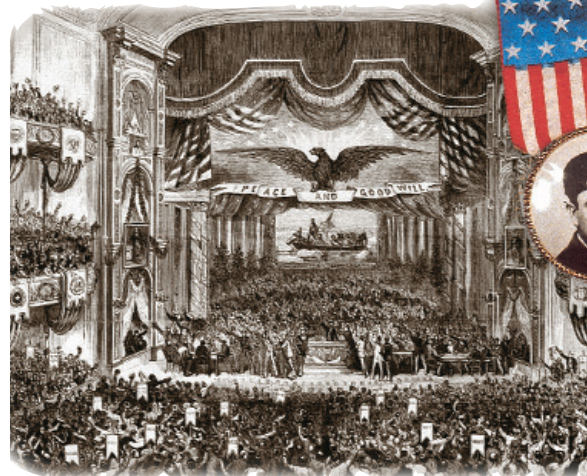
現行の制度でこのほかの唯一の方法として、州は複数の段階から成る党員集会・党大会プロセスを採用することもできる。これは比較的小さい選挙区に住む党員が集まって、特定候補の支持を誓約する代議員を選出する方式である。代議員はそれぞれの選挙区を代表して郡の党大会に出席し、そこで州の党大会に出る代議員が選出され、さらに州の党大会で全国党大会に出席する代議員が選出される。こうした党員集会・党大会のプロセスには数ヶ月を要するが、最初の党員集会の投票で支持候補が事実上決定する。

全国党大会に出席する各州の代議員の数は、各党が定めた方式に基づいて計算される。この方式は、州の人口、党候補への過去の国政選挙での支持、選出された現職の公職者と党指導者の人数等を考慮に入れたものである。民主党の割り当て方式に基づく全国党大会の代議員数は、共和党の代議員数の約2倍である。合衆国憲法の下、連邦議会が決めた規則や制限に沿って各州が独自に選挙法を制定する権限が認められてい

る。各州は独自に予備選挙や党員集会の実施日を定めることができるが、連邦最高裁判所が、政党には全国党大会出席者に関する規則を制定し実施する権利があるとの判決を下したため、各州は党則に従って予備選挙や党員集会を実施することが促される。従って、党則に従わない方法で代議員を選出した州は、規則違反を理由に党から全国党大会で代議員に異義を申し立てられたり、代議員数を減らされたりする可能性がある。

現在、各党の全国党大会に出席する代議員の8割以上が、予備選挙で選出されている。予備選挙には、共和党か民主党の登録党員あるいは自身を党員とみなす者すべてが参加できる。

民主党は各州のすべての党組織に対して一連の全国的な規則を定めているが、共和党にはそうした全国的な規則はない。民主党の規則によると、各州は大統領選挙の行われる年の2月の第1火曜日



から6月の第2火曜日までの間に、指名のための代議員選出を行わなければならない。小さな州であるアイオワ州とニューハンプシャー州は、それぞれ他に先駆けて最初の党員集会と最初の予備選挙を行うという伝統があるため、この規則の適用を正式に免除され、上記期間以前に投票することを許可されている。また民主党の規則では、各州の代議員の75%が下院選挙区より大きくない広さの選挙区から選出されなければならない。これは州内の特定地域に集中している可能性のあるマイノリティーをより多く代表させるためである。

さらに、特定候補の支持を誓約する代議員の数は、代議員またはその支持候補が集めた票数に比例して決められる。民主党には、その他に党の指導者、選出された現職の公職者といった代議員もいる。これらの代議員は、特定の候補者を（たとえその候補者たちが彼らの州の予備選挙で勝っていたとしても）支持する義務はない。最後に、民主党の規則では、州の代議員団

(左から右へ)

ボルティモアの民主党全国大会の様子を描いた古い版画

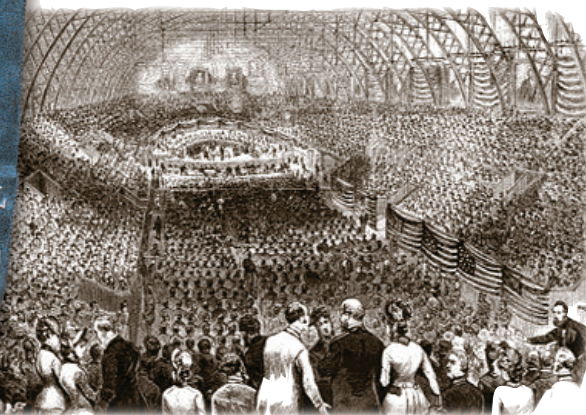
1940年の大統領候補ウエンドル・ウィルキーのピンバッチ

リンカーンとハミルトンのリボン。リボンには「正直で親しみやすいエイブ」と記されている（1860年大統領選）

の男女の比率を等しく半数ずつと定めている。共和党は、各州の党組織に対して全国的な規則を定めていない。共和党の党員集会あるいは予備選挙はいつ行われてもよく、選挙の前の年でもよい。州の共和党予備選挙は、勝者独占方式にすることもできる。共和党の候補には、誓約代議員を得るために必要な最低得票率が定められていない。また共和党の各州の代議員団の男女の比率は、半数ずつである必要はない。ただし、各州は男女が平等に代表されていること、そして一般党員ができる限り広く参加することを目指すよう促されている。

共和党は州組織により異なり、民主党は一連の全国的な規則があるという違いがあるにもかかわらず、両党に共通する2つの際立った傾向が見られる。

- 予備選挙や党員集会を選挙戦の初期に行う州が増えている。これは、指名候補の選出に対する



州の影響力を強くし、候補者が州のニーズや利益に取り組むことを促し、候補者に選挙資金をその州内で費やさせるためである。この傾向を「前倒し」という。

- 「地域化」と呼ばれる傾向では、各州がその地域の他州と協力して予備選挙や党員集会を同じ日に実施し、その地域の影響力を最大にしようとする。

この2つの傾向により、候補者は最初に選挙が行われる州で地歩を得ようと、早期に選挙運動を始めることを余儀なくされる。さらに、同日に選挙を行う複数の州の有権者に接触を図るために、特にラジオやテレビ等のマスメディア、および州の党指導者の支持への依存度を強めなくてはならなくなった。

大統領候補指名のプロセスにおける前倒しと地域化のために、資金、メディア、そして組織的な支持へのアクセスを持つ現職大統領、主要な州の知事、連邦議会上院議員や下院議員といった、全国的に知名度のある候補が有利になってきた。こうした有利な条件を

持つ有力候補は、いくつかの州で同時に選挙運動を行うことができるのに対し、それほど知名度のない候補は、まず初期の小さい州での党員集会や予備選挙に資源と努力を集中的に注ぐことによって知名度を高め、有名なライバル候補と競争しようとする。

2004年の民主党の大統領候補指名に向けた準備の過程を見てみると、民主党の候補8人が、最初の党員集会または予備選挙が行われる10ヵ月以上前の2003年3月31日までに集めた資金は、合計約2500万ドル、費やした金額は700万ドルとなっている。このうち、現職の連邦議会議員である候補が、最も多額の資金を集め、最も知名度の高い政治コンサルタントを雇い、最も大規模な選挙運動組織を築いている。予備選挙の期間が短いことは、1976年のジミー・カーターや2000年のジョン・マケインのように、指名への足がかりとして予備選挙や党員集会を必要とする候補にとっては、不利な要因である。

指名プロセスが変化を続けることは、すべての候補に影響を及ぼす。現職大統領でさえも、再指名を当然のこととして期待はできない。1992年にジョージ・H・W・ブッシュ大統領は、いくつかの予備選挙で、保守派のトークショー解説者兼コラムニストのパット・ブキャナンに、屈辱的な敗北を喫した。逆に、ビル・クリントン大統領は1996年に、自党内の政敵が立候補するのを思いとどまらせるため、早い時期に多くの資金を集めた。クリントンは、党員集会および予備選挙の初期から一般選挙まで、この資金を使ってマスコミを重視した選挙運動を展開する戦略を実行した。

## 党の候補者指名と民主主義

大統領候補指名プロセスの改革によって、一般市民参加の基盤が広がったことは明らかである。最近の改革が行われる前の1968年には、予備選挙で投票した有権者数はわずか1200万人で、有権者人口の約11%にすぎなかった。これに対して2000年には、有権者の約15%に相当する約3500万人が投票した。2000年の大統領選の選挙運動期間中、共和党のジョージ・W・ブッシュと対立候補らとの指名争いにおける投票者数は2000万人を超え、民主党のアル・ゴア副大統領と主要対立候補のビル・ブラッドリー元上院議員との対決では約1500万人が投票した。

近代的な指名プロセスにより、一般市民の参加が増えるとともに、各政党内の選挙における投票者の構成が多様化した。候補者指名党大会に出席する代議員の人種や性別といった人口統計上の構成は多様化した。が、イデオロギーは多様化していない。それは、傾向



(上)  
民主党全国大会の代議員のバッジ (1908年)

(下)  
大統領候補サミュエル・ティルデン(落選)と副大統領候補のリボン (1876年)

(中央)  
共和党全国大会の版画 (サウスカロライナ州, 1880年)

## 政党別の予備選挙の数と党大会への代議員の割合 (1912～2000年)

民主党+			共和党		
年	予備選挙の数	予備選挙による 代議員の割合	年	予備選挙の数	予備選挙による 代議員の割合
1912	12	32.9%	1912	13	41.7%
1916	20	53.5%	1916	20	58.9%
1920	16	44.6%	1920	20	57.8%
1924	14	35.5%	1924	17	45.3%
1928	17	42.2%	1928	16	44.9%
1932	16	40.0%	1932	14	37.7%
1936	14	36.5%	1936	12	37.5%
1940	13	35.8%	1940	13	38.8%
1944	14	36.7%	1944	13	38.7%
1948	14	36.3%	1948	12	36.0%
1952	15	38.7%	1952	13	39.0%
1956	19	42.7%	1956	19	44.8%
1960	16	38.3%	1960	15	38.6%
1964	17	45.7%	1964	17	45.6%
1968	17	37.5%	1968	16	34.3%
1972	23	60.5%	1972	22	52.7%
1976	29*	72.6%	1976	28*	67.9%
1980	31*	74.7%	1980	35*	74.3%
1984	26	62.9%	1984	30	68.2%
1988	34	66.6%	1988	35	76.9%
1992	39	78.8%	1992	38	80.4%
1996	34	62.6%	1996	43	90.0%
2000	40	85.7%	2000	43	93.1%

+党代表および現職の公職者も含む。

\*バーモント州は含まない。同州は、法的拘束力のない大統領の選択投票を実施し、党員集会と党大会で代議員を選出する。

(出典)

1912年から1964年までは次を参照。F. Christopher Arterton, "Campaign Organizations Face the Mass Media in the 1976 Presidential Nomination Process" (paper delivered at the Annual Meeting of the American Political Science Association, Washington, D.C., September 1-4, 1977)

1968年から1976年までは次を参照。Austin Ranney, Participation in American Presidential Nominations, 1976 (Washington, D.C.: American Enterprise Institute, 1977), table 1, 6.

なお、1980年のデータは、民主党全国委員会および共和党全国委員会から配布された資料をオースティン・ラニー (Austin Ranney) がまとめたもの。

1980年以降のデータは、民主党全国委員会、共和党全国委員会、および連邦選挙管理委員会のデータを著者がまとめたもの。



9人の民主党大統領候補たちの最初の討論会  
(2003年5月3日)

(左から右に)  
クシニッチ  
下院議員、ゲッパート  
下院議員、シャープ  
トン牧師、リーバー  
マン上院議員、モー  
ズリー・ブラウン  
元上院議員、ディー  
ン元知事、エドワー  
ズ上院議員、グラハ  
ム上院議員、ケリー  
上院議員

として、一般の党支持者よりイデオロギー的な党活動家の方が、指名プロセスへの参加率が高いからである。従って、共和党大会に出席する代議員は一般の共和党有権者より保守的であり、民主党大会の代議員は一般の民主党有権者よりリベラルである傾向が見られる。

前述のように、こうした改革によって、州の党指導者の権限が弱まるとともに、指名を目指す候補者は広く一般にアピールせざるを得なくなった。その結果、候補者とその支持基盤とのつながりが強化され、当選した候補者は公約の実行を強く促されるようになった。ジョージ・W・ブッシュ大統領は、就任1年目に、減税、教育改革、軍備の充実といった主な公約の実現にエネルギーを注いだ。これらは、ブッシュの政治的基盤である保守派に焦点を合わせた政策である。

指名プロセスの改革の多くがそのプロセスの民主化に貢献したが、まだ変則的な状況は残っている。予備選挙に参加する有権者は、共和党、民主党ともに、平均的な有権者に比べて、教育水準、収入、年齢がいずれも高い傾向が見られる。また、支持する候補者や運動に資金を寄付する人びとは、社会経済的に上層に属する傾向がある。その結果、彼らは必然的に、選挙における影響力が大きくなる。

最後に、論議的となりやすい公開の指名プロセスは、各政党内に派閥を生じさせる。指名獲得への競争が厳しければ厳しいほど、こうした分裂が発生しやすく、政党が指名候補の大統領選挙運動を滞りなく行うには、この問題を迅速に解決しなければならなくなる可能性が出てくる。

## 党大会の影響力

指名プロセスの変化によるもう1つの影響は、全国

党大会の重要性の低下である。今日、指名プロセスの比較的早い段階で、党の大統領候補が有権者によって事実上決定される。そして、通常この候補が、党大会の前に副大統領候補を指名する。また、この候補は、政党の綱領の草案作成においても主導権を握る。こうした状況の中で、米国民がわざわざテレビの前に座って大統領候補指名大会を見る必要があるのだろうか。

実際問題として、テレビで党大会を見る人はあまり多くはない。近年、党大会中継の視聴率は低下しており、大手ネットワークによるゴールデンアワーの党大会中継の放送時間も減少している。民主、共和両党が指名大会を開いた2000年夏に調査機関が実施した世論調査によると、テレビ視聴者の約半数が、どちらの大会にもチャンネルを合わせなかった。

視聴者は減っているものの、党大会は引き続きニュース番組や新聞で取り上げられている。前述の調査結果によると、2000年には、党大会の期間中およびその後一般市民の認識度が高まるとともに、候補者やその政策に対する知識も向上した。従って、党大会は、有権者に情報を与え、指名候補に対する党員の支持と熱意を高め、国民の関心を一般選挙に向ける役割を果たしたことになる。

大統領候補指名プロセスは完璧なものではないが、この数十年間に、国民の参加を広げ、代議員の構成を多様化させ、平均的な党員と候補とのつながりを強化する効果を上げてきた。現行のプロセスでは、大統領予備選挙の早期において、より知名度が高く、より多くの資金を集める能力があり、最も効果的な選挙運動組織を持ち、最も有権者の熱意をかき立てることのできる候補者が有利、ということになる。

# アイオワ州 党員集会の仕組み

## 党員集会の各段階

1. アイオワ州各地の2000を超す選挙区で党員集会が開かれ、99郡の党大会に出席する代議員1500人以上が選出される。
2. 各郡で党大会が開かれ、5つの下院選挙区の党大会に出席する代議員3000人が選出される。
3. 各下院選挙区で党大会が開かれ、全国党大会に出席する各下院選挙区の代議員が選出される。これらの代議員が、州の党大会にも出席する。
4. 州の党大会で、全国党大会に出席する州代表の代議員が選出される。民主党の場合、州の党代表および現職の公職者も代議員に選出される。

## 選挙区党員集会の手続き

民主党：正規登録民主党员で、当該選挙区に居住し、選挙権を持つ者だけが出席できる。出席者は、支持候補別のグループに属することを求められる。有効なグループとなるためには、メンバー数が出席者総数の15%以上でなければならない。有効とならなかったグループは解散し、そのメンバーは有効なグループに入ることができる。この段階で活発なロビー活動が行われる。各グループの人数が党員集会全体に占める割合に従って、各候補に割り当てられる代議員の数が決められる。

共和党：出席者は、選挙権を持っていないが、正規登録共和党员である必要はなく、支持する大統領候補に無記名で投票する。票の集計は当該州全体で行われる。次に、郡の党大会に出席する代議員が選出されるが、その方法は党員集会で決める。選出方法は、直接選挙(勝者独占方式)でも、ストロー投票(告知により集まった党员による投票)に基づく比例方式でもよい。

---

スティーブン・J・ウェイン (Stephen J. Wayne) は、ワシントンDCのジョージタウン大学政治学教授。著書に、*The Road to the White House 2004* (Thomson/Wadsworth, 2004) がある。

\* 本稿は*United States Elections 2004*に掲載の“*Presidential Nominations and American Democracy*”の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/nominate.htm>>

# 米国の選挙手続き

マイケル・W・トロゴット

2002年11月5日の  
中間選挙で投票する  
マサチューセッツ州  
ハリファックス市の人びと

一般に、米国の有権者は、他の民主主義国の国民に比べて、多くの選挙に参加する機会を与えられている。人によっては、

年に5、6回投票の機会があり、毎回投票用紙には、政府のさまざまなレベルの公職の候補者名が並んでいる。中央政府と各州政府のそれぞれに明確な権限のある連邦制度を持つ米国では、選挙日には、いくつもの州および地方政府の選挙が、同時にそれぞれ別個の行政手続きの下に行われる。

米国の政治制度では、公職の多くが選挙で選ばれるほか、教育に対する資金援助や、公園、高速道路などの州・地方政府の公共サービスに対する資金援助に関する数々の決断が、一般市民の投票で決定される。また、こうした住民投票やイニシアティブ（住民発案）によって政策決定が行われる例が、ますます増えている。一部の政治学者は、米国で過去50年間に投票率が下がっている原因の1つは、選挙の回数が多いことであると解説している。また米国の国民は、選挙管理人が運営するが、実際には政党の行事である予備選挙で、党の候補者の大半を選ぶ。

## 選挙のプロセス

このように地方色の濃い米国の選挙では、各地で選挙を組織し、実行し、票の集計と認定を行う選挙管理人が多数いる。彼らは、投票日の決定、候補者の立候補資格の認定、有権者の登録と有権者名簿の作成、投票機器の選択、投票用紙の作成、選挙日当日に投票を管理する大勢の臨時スタッフの採用、そして票の集計と結果の認定、という重要かつ複雑な作業を担当する。

従来、米国の選挙では、特に接戦となることがなかった。投票で決まる公職の大半は地方政府のものであり、多数党が過去の投票傾向に基づいて、自党に有利なように選挙区を決めることが多かった。しかしながら、明らかな例外も最近見られる。2000年の大統領選挙は、米国史上最も白熱した接戦となり、勝者が決まるまでの過程が長引いた。このため米国の国民が、上

記のような選挙管理上の課題に初めて目を向けるようになったのである。

米国の選挙プロセスは、2段階から成る。全国的な有権者名簿がないため、市民が投票資格を得るためには、まず有権者登録をしなければならない。市民は、居住地に基づいて有権者登録をする。引っ越しをした場合は、通常、新しい居住地で改めて登録しなければならない。登録制度は、不正行為をなくすように作られているが、有権者の登録手続きは州によって異なる。過去においては、特定の市民に投票をさせないようにするために登録手続きが利用されることもあった。最近では、登録の要件を軽減する傾向が見られ、一般には「ドライバー投票者」法とよばれる1993年の全米有権者登録法(1993 National Voter Registration Act)、によって、運転免許証更新時に有権者登録ができるようになった。

選挙管理人の最も重要な機能の1つは、選挙権を持つ者が全員登録名簿に記載されるようにし、選挙権のない者は記載されないようにすることである。一般に、各地の選挙管理人は、選挙権を持つ者を除外してしまう危険を避けるために、最近投票をしていない者も念のために登録名簿に残しておくことが多い。名簿に記載していない者が投票所に現れた場合は、仮の投票用紙に記入することができるようになっており、選挙権を持つことが確認されると、その票が記録される。

## 選挙管理人の役割

米国の選挙は、地方ごとに決まった予算内で行う行政活動であり、その目的は、有権者の選択を正確かつタイムリーに測ることである。したがって、選挙管理人（通常は郡または市の書記が務める）の仕事は困難なものである。選挙管理人は、年間を通じて選挙人登録を受け付け、特定の選挙で誰が選挙権を持つかを決定する作業を、責任を持って行う。また、各選挙の投票用紙を作成し、認定候補が全員記載され、住民投票の対象となる課題が正しい表現で記載されていることを確認しなければならない。そして、投票用紙の作成に当たっては、できる限り簡潔・明瞭なものにしなければならない。

現在、投票用紙や投票機器に関する全国的な基準はない。通常、選挙管理人は、多言語の投票用紙を用意しなければならない場合もある。管轄区域によっては、候補者および政党の記載の順序を無作為に割り当てなければならない。最終的には、各地の選挙管理人が、使用する投票機器を選択する。投票用紙はそれに合わ

せたものでなければならない。2000年大統領選に際してフロリダ州で発生した問題に対応して、連邦議会は、各州および郡に対して、最も新しく信頼性の高い投票手続きを採用するための資金援助を提供する法案を可決した。

選挙管理人は、選挙の合間には、投票機器の保管と保守の責任を持つ。通常この作業は、正規の職員ではなく請負業者が行う。選挙管理人にとって最も困難な作業の1つは、投票日のために大勢の臨時スタッフを採用し、通常10～15時間に及ぶ1日だけの長時間の作業に備えて彼らを訓練することである。

選挙と選挙の間に投票機器や投票用紙が変更されると、こうした訓練はますます困難な作業となる。投票機器の移動やスタッフの訓練といった実務に労力を取られるため、投票者の選挙権の有無を確認する作業が、大政党が提供するボランティア・スタッフに任せられることもある。こうしたボランティアは通常、政党を代表しているため、地方選挙の管理をめぐって、時に意見の相違が発生する。

## 投票

投票プロセスの第2段階は、一般市民の投票へのアクセスである。有権者の大半にとって、これは自宅に近い投票所へ足を運んで1票を投じることを意味する。全米各地で、選挙区の広さや選挙区内の登録有権者数は大きく異なる。

投票機器や投票用紙の費用は地方政府が負担するため、こうした機器・用紙に関する決定は地方政府レベルで下される。したがって、市民の投票手段、すなわち投票に使用する機器の種類とその保守の程度は、彼らの居住する地区の社会経済的地位と税基盤に影響される。公立学校、警察・消防、および公園・娯楽施設も地方税からの収入でまかなわれるため、投票技術への投資は優先順位が低くなることが多い。

米国には多種多様な投票機器があり、投票技術は変化を続けている。今日では、過去に見られたような、投票用紙に記載された候補者の名前の横に「×」マークを付ける方式を通常の選挙で採用しているところはほとんどないが、コンピューター化された投票システムでも、紙投票で、用紙の丸を塗りつぶしたり線を引いたりする方式を使っている場合が多い。これらの用紙を、機械で読み込んで、票を記録する。

投票者が、支持する候補の名前や争点の賛否の横に付いたレバーを回して票を投じる「レバー」投票機を

現在も使っている地区も多い。最後に大きなレバーを引くと、票が記録される。こうしたレバー投票機は、過去30年以上製造されておらず、保守が非常に難しくコストが高くつくため、徐々に廃止されつつある。

「パンチカード」式投

票機も広く使われている。この方式では、投票用紙（カード）の候補者名の横に穴を開けるか、カードをホルダーに差し込んで候補者リストの画面と合わせた上で、カードに穴をあける。2000年の大統領選挙で、フロリダ州の票集計をめぐる論争の原因となったのが、この方式である。その結果として、パンチカード式の投票機も段階的に廃止されつつある。

最近の傾向は、電子式直接記録（DRE）装置の採用に向かっている。DRE装置は、銀行の現金自動預払機のようなコンピューターのタッチパネルを使ったものである。投票プロセスを簡素化するためにコンピューターまたはインターネットによる投票を採用することについて活発な議論が行われており、実際にアリゾナ州の予備選挙でそうしたシステムが試験的に使用されているが、現在セキュリティーの専門家がシステムの精緻化を進めているところであり、まだ広く普及するには至っていない。

投票に関する近年の大きな変化は、有権者が投票日の前に投票用紙を入手できるようにする手続きの採用である。この傾向のきっかけは、投票日に自宅（および自宅近くの投票所）から離れたところにいる予定の有権者に不在投票用紙を提供する規定である。地域によっては、この規定を徐々に拡大し、住民が「永久不在投票者」として登録すれば、常に投票用紙を自宅へ郵送してもらえるようにしている。

また、投票日の3週間前から、ショッピング・モールなど公共の場所に投票機器を設置できるようにした「早期投票」の新規定もある。市民は、好きな時に立ち寄って投票することができる。また、郵送による投票を認めている州もある。オレゴン州では、投票日の20日前に州民全員に投票用紙が郵送され、投票者は用紙を郵便で返送するか、指定の投票受付所へ持っていくことができる。このほかにも、ワシ



2000年大統領選で、最初の1票を投じるニューハンプシャー州ディクスビル・ノッチ町の職員





ントン州のシアトル市およびキング郡のように、郵送による投票を採用しているところがあるが、周辺地区ではまだDREやパンチカード装置を使っている。米国全体では、有権者の5分の1以上が、従来の正式な「投票日」の前に投票を行っている。

## 票の集計

投票日の前に投票する市民の比率が増すに従い、11月の第1月曜日直後の火曜日（すなわち伝統的な米国の大統領選挙投票日）は、「投票日」ではなく「票集計日」と考える方が適切となる。早期投票が普及しつつあるが、それらの票も、投票日の遅い時間まで開票



2002年10月、新しいタッチパネル式投票機を操作するジョージア州の郡職員。このシステムは、11月の選挙に向けて準備中

はされない。これは、どの候補者がリードしているか、あるいは遅れをとっているかに関する情報が、投票の締め切り前に公表されないようにするためである。こうした情報は、選挙運動の形式や活動だけでなく、投票者の出足にも影響を及ぼす可能性がある。

2000年の大統領選挙では、票の集計をめぐる数々の教訓が明らかになった。問題となった選挙について連邦最高裁判所が下した判決によると、フロリダ州における主な問題は、異なる種類の投票用紙の集計に均一の基準を適用したことにあった。地区によっては、不在者投票用紙と、各選挙区で使われている投票機器用の投票用紙が異なる。したがって、2種類以上の集計が必要となる場合もある。また、不在者投票の数、上位2人の候補者の票差より少なければ、不在者投票の集計を行わない地区もある。

2000年の選挙では、投票機器も他の電子的機械装置と変わらないことが明らかにされた。すなわち、投票機器にも許容誤差が組み込まれているが、できる限り

高い精度を維持するには、定期的な保守が必要だということである。選挙が非常な接戦である場合、集計装置が票の集計をし直すたびに多少異なる結果を出すこともあり得る。

全国選挙の一般投票の結果が0.5%未満の差で決定され、1つの州（この場合はフロリダ州）の投票結果が、ジョージ・W・ブッシュとアル・ゴアに投じられた合計580万票余の中のわずかに202票の差で決まるとしたら、使用された投票機器の集計手順が論争的となることも理解できる。フロリダ州では、パンチカード方式による投票が高い比率を占めていた。機械の保守の問題と、投票者が用紙にきちんと穴をあけられるかという問題があった。地区によっては、投票用紙のデザインが、特に高齢の投票者にとってはわかりにくく、支持する候補者ではない別の候補者に誤って投票した人もいた可能性があった。

フロリダ州の選挙結果が僅差であったこと、また同州が全米で最後に集計を終える州であったことにより、フロリダ州は、選挙日の後何週間にもわたって、ブッシュ、ゴア両陣営の攻撃的となった。米国の選挙制度は地方色が濃く、また各州の選挙人団の票は勝者独占方式であるため、ブッシュ側もゴア側も、州裁判所で訴訟を起こした。それぞれが、訴訟内容に基づいて最も勝訴の可能性が高く、また特定の種類の票について異議を申し立てやすい地域を選んだ。どちらも、州全体の票の再集計は要求しなかった。最終的には、訴訟は連邦最高裁判所に持ち込まれ、再集計は中止されるべきであり、フロリダ州務長官による当初の選挙結果認定を支持する、との最終判決が下された。こうして、フロリダ州の選挙人票25票はジョージ・W・ブッシュが獲得し、その結果ブッシュが選挙人団の過半数票を獲得して大統領の座を確保した。

## 改革の動き

2000年の選挙が残した明確な教訓の1つは、フロリダ州が直面した、選挙管理、投票、および集計をめぐる問題は、全米のほとんどどの管区においてもある程度起こり得た、ということである。2000年大統領選挙のような接戦は極めて珍しいため、そうした問題がフロリダ州で起きたような状況につながる可能性は低いものの、多くの問題が浮き彫りにされた。いくつかの委託調査が実施され、各種の委員会が専門家の話を聞き、改革の必要性に関する証言を得た。見直しの過程においても、最終的な改革の提案においても、党派的要素が多少見られたが、2004年の選挙に先立って措置を取るものの必要性が、そうした要素の重要性を上回った。

2002年に、第107連邦議会は、米国投票援助法 (Help America Vote Act-HAVA) を可決したが、この法律にはいくつかの注目すべき要素が含まれている。第1に、連邦政府は、州および地方政府に対して、旧式のパンチカード式投票機やレバー式投票機を新型の機器に交換するための資金を提供する。第2に、この法律は、地方の選挙管理人に技術援助を提供し、投票機器の標準を設定するために、選挙援助委員会を設立した。同委員会は、投票システムおよび投票システムのハードウェアとソフトウェアのテストと認定に関する自主ガイドラインを提案する。このほかにも、投票機器と投票用紙のデザイン、登録方法、仮投票の方法と不正防止手段、投票所スタッフの募集と訓練の手続き、有権者を対象とする教育プログラム、連邦政府の公職選挙における各州の再集計プロセスの一貫性を高める必要性の有無を判断する手順、連邦政府の公職選挙実施の代替手段などについて調査・研究するプログラムを確立する。

連邦政府は、これまで、地方の行政上の問題と見なされてきたことには関わろうとしてこなかったが、HAVA法は、こうした方針を大きく転換するものである。しかし、2000年大統領選挙の後、特にフロリダ州をめぐる論争の後では、こうした手続き上の改革努力が、米国民の選挙制度に対する信頼の再確認に役立っている。そして、選挙というものが、正しく機能する民主主義を正当化する基盤であることを考えると、そのコストは小さなものである。

---

マイケル・W・トロゴット (Michael W. Traugott) は、ミシガン大学コミュニケーション研究および政治学教授。共著に *The Voter's Guide to Election Polls* および *Election Polls, the News Media and Democracy* がある。現在、選挙管理改革の効果に関する研究を行っている。

\* 本稿は *United States Elections 2004* に掲載の "U. S. Election Procedures" の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/procedure.htm>>



2000年10月17日、インド・ボンベイの米国総領事館で不在者投票を行う米国人外交官とその家族

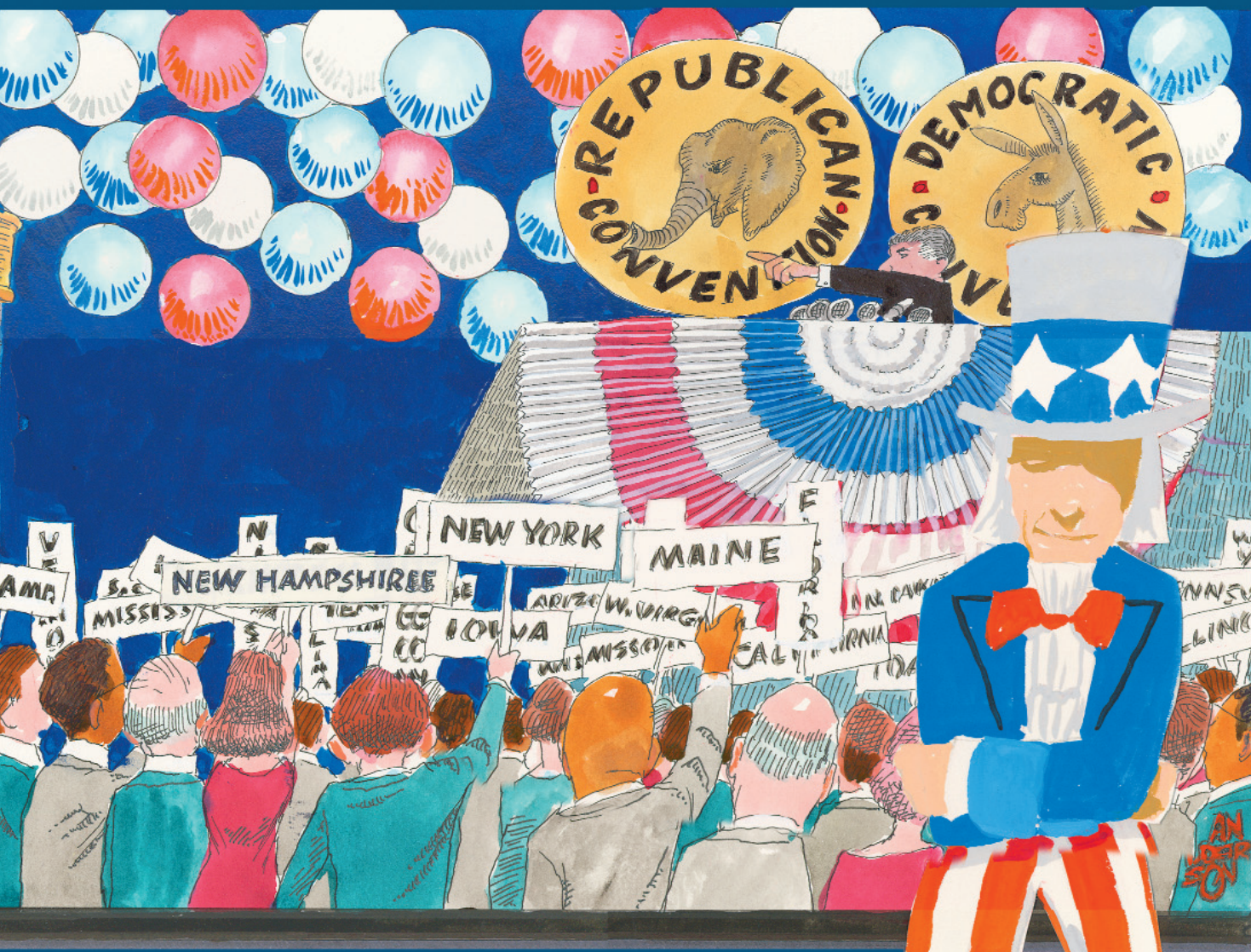


# ELECTIONS 2004 TIMELINE

## 2004年大統領選挙の日程

米国では、予備選挙、または党員集会で各党の支持者が一般選挙に向けて大統領候補を選出する。州の法律により、有権者が大統領候補に直接投票する場合と、特定の候補者を支持することを誓約した代議員に間接的に投票する場合がある。州によっては予備選挙ではなく党員集会で大統領候補者を決定するところもある。スケジュールは下記のとおりであるが、まず、1月から6月にかけて各州ごとに、予備選挙や党員集会が行われる。次に7月から8月にかけて、党ごとに全国党大会が行われ、予備選挙などで選出された代議員により、党公認の正副大統領候補が選出される。

以下は、民主党全国大会と共和党全国大会、そして一般選挙へ向けての予備選挙と各党員集会の日程である。(党員集会は\*印で表示)



1月19日  
アイオワ州(民主党、共和党)\*

1月27日  
ニューハンプシャー州

2月3日  
アリゾナ州  
デラウェア州  
ミズーリ州  
オクラホマ州  
サウスカロライナ州(民主党)  
ニューメキシコ州(民主党)\*  
ノースダコタ州(共和党、民主党)\*

2月7日  
ミシガン州(民主党)\*  
ワシントン州(民主党)\*

2月8日  
メイン州(民主党)\*

2月10日  
コロンビア特別区(共和党)\*  
テネシー州  
バージニア州(民主党)

2月14日  
コロンビア特別区(民主党)\*  
ネバダ州(民主党)\*

2月17日  
ウィスコンシン州

2月24日  
ハワイ州(民主党)\*  
アイダホ州(民主党)\*  
ユタ州(民主党)

3月2日  
(スーパーチューズデイ)  
カリフォルニア州  
コネティカット州  
ジョージア州  
メリーランド州  
マサチューセッツ州  
ニューヨーク州  
ミネソタ州(共和党、民主党)\*  
オハイオ州  
ロードアイランド州  
バーモント州

3月9日  
フロリダ州  
ルイジアナ州  
ミシSSIPPI州  
テキサス州  
ワシントン州(共和党)\*

3月13日  
カンザス州(民主党)\*

3月16日  
イリノイ州

3月20日  
アラスカ州(民主党)\*  
ワイオミング州(民主党)\*

4月13日  
コロラド州(共和党、民主党)\*

4月27日  
ペンシルベニア州

5月4日  
インディアナ州  
ノースカロライナ州

5月11日  
ネブラスカ州  
ウェストバージニア州

5月18日  
アーカンソー州  
ケンタッキー州  
オレゴン州

5月25日  
アイダホ州

6月1日  
アラバマ州  
ニューメキシコ州  
サウスダコタ州

6月8日  
モンタナ州  
ニュージャージー州

7月26日~29日  
民主党全国大会  
ボストン(マサチューセッツ州)

8月30日~9月2日  
共和党全国大会  
ニューヨーク(ニューヨーク州)

11月2日(火曜日)  
一般選挙

## 2004年の選挙戦： トーマス・マンとの インタビュー



ポール・マラマッド

Q: 2004年の選挙では、何が主な争点となるのでしょうか。

A: どの選挙戦でも、さまざまな争点を取り上げられるものですが、来る大統領選挙では、2つの主な争点が浮上する可能性が非常に高いと思われます。1つは経済の健全性、すなわち経済成長、雇用、そして米国の財政政策の総合的な現状に関するものです。

もう1つは、安全保障、物理的な安全保障の問題です。それは、国内のテロに関する安心感の問題、そして特にアフガニスタンおよびイラクへの軍事的関与後の国家安全保障政策の問題です。

Q: 米国の一般市民は、外交政策に関心を持っていますか。

A: 外交政策に対する国民の関心は、国際情勢によって変化します。概して、冷戦時代には、米国民の外交政策への関心が極めて高い時期がありました。ベトナム戦争も国民にとって重要な問題でした。2004年の選挙で外交政策が重要となる理由は、9・11同時多発テロ事件だと思います。世界貿易センターと国防総省へのテロ攻撃は、思っていたほど米国が安全ではなかったことを米国民に明確に示しました。そして国民の大半は、テロリストと戦わねばならないというブッシュ大統領の主張を強く支持しました。

9・11同時テロの結果、米国民は、国内の安全と米国の対外政策との間に明白なつながりがあることを理解するようになりました。そして、ブッシュ大統領に対する国民の支持が大きく高まったこと、また大統領が断固たる指導力を示したという認識が広まったことが、ブッシュ政権の国内政策ではなく外交政策措置によるものであることは確かです。

9・11後、共和党は、国家安全保障政策に関して国民が信頼できる政党として、世論調査で大きく優位に立ちました。その優位を維持することが、ブッシュ大統領再選のカギの1つです。政権への復活を目指す民主党にとっては、共和党の優位を崩すことが目標の1

つです。

米国主導の連合軍がアフガニスタンとイラクで圧倒的な軍事的勝利を収めた後、戦後の復興は、はるかに複雑で困難な作業となっており、これが、現政権を批判する人たちにとっては選挙戦における攻撃材料となっています。

Q: 前回の2000年の大統領選挙は、ブッシュ対ゴアの接戦となりました。その経験が、2004年選挙の戦術、戦略にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

A: 2000年の大統領選挙は、連邦最高裁判所が5対4でフロリダ州の票の再集計を停止する判決を下す、という形で決着しました。2000年選挙の結果、米国が2分された国家であるということ、すなわち、あらゆるレベルの公選職において、また個々の有権者のレベルにおいて、民主党と共和党にほぼ半々に分かれている、という決定的な現実が再確認された、というのが重要な点です。

その結果として、2004年には民主党、共和党ともに接戦を予想した戦略を取ると思います。両党とも、中心支持層の票がいかに重要であるかを認識しています。従って、個々の有権者を動員する活動が極めて活発に行われることになるでしょう。テレビによる宣伝も引き続き多用されますが、資源の投入対象が、テレビから有権者の確認や投票促進運動へ、大きく移行することになると思います。

両政党およびその利益団体は、支持者の投票を促進するために多額の投資をすると予想されます。民主党は、2000年のフロリダ州の選挙結果に対する民主党中心支持層の不満を、投票促進の原動力として利用することが考えられます。

しかしながら、連邦議会の2002年中間選挙で、共和党が投票率競争に勝ったことは注目に値します。共和党の方が支持層の動員に成功したことが、中間選挙での共和党の勝利に大きく貢献しました。

Q: 政党はどのように投票を促進するのでしょうか。

A: 強制的な投票制度のある国や、投票率の極めて高い国では、投票促進の重要性が米国の場合とは異なり



ます。しかし、大統領選挙の平均的な投票率が、有権者の50%とされる米国においては、投票促進の努力が大きな意味を持ちます。

では、米国民が投票をするかしないかを決定する要因は何かというと、最も重要な要因は、情報です。有権者が、選挙が行われることを知っているか、誰が立候補しているかを知っているか、各候補者間あるいは政党間の相違を理解しているか、といった情報です。2番目に重要なことは、有権者が特定の政党を支持しているか、選挙で対抗している各勢力に何らかのつながりを持っているか、という点です。

3番目の要因は、誰かが有権者に対して投票を奨励したかどうか、個人的に接触して、投票所の場所や時間などの情報を伝えたかどうか、ということです。この要因が、投票促進運動の焦点となります。

こうした活動に必要なことは、地域レベルで組織を確立すること、支持層を明らかにするためにコンピューター化された情報を利用すること、そのようにして明らかにされた有権者に電話、ダイレクトメールなどで接触することですが、最も望ましい形は、個人的に有権者に接触することです。できれば、職場の同僚や地域社会の住人など、信頼できる知人が接触した上で、投票日当日にも電話で投票を促したり、場合によっては投票所への交通手段を提供したりすることが望ましいと言えます。これは、かなり大変な活動です。

**Q:** 当然、中心支持層に対する動員活動が最も効果を発揮しますが、各政党の中心支持層はどのような人たちですか。

**A:** ミシガン大学政治研究センターによる人口統計学的分析の結果(<http://www.umich.edu/~nes/nesguide/nesguide.htm>)によると、各政党の支持基盤の間には相違が見られます。民主党の場合、最も強力な支持層はアフリカ系米国人となっています。アフリカ系米国人は、9対1の割合で民主党候補に投票しています。ラテンアメリカ系米国人も民主党を支持する傾向がありますが、その比率は2対1またはそれ以下です。労働組合員の世帯は、民主党支持の割合が不釣り合いに高くなっています。低所得層の労働階級の人びとも民主党候補に投票する傾向がありますが、この階層の一部は社会的保守派であり、その多くは時として共和党候

補を支持しています。共和党支持の労働階級および中流階級の白人男性にとっては、主として社会的・文化的な要因が共和党支持の理由となっています。

離婚している人たちおよび母子家庭または父子家庭は民主党支持の傾向が強く、伝統的な夫婦は共和党支持の傾向があります。信仰している宗教、また宗教上の教えを実践しているかどうか、教会などへ行っているかどうかという要因と、共和党支持の間には、強力な関連性があります。礼拝に出席する頻度が高い人ほど共和党を支持し、共和党候補に投票する傾向が強く、世俗主義の人は民主党支持の傾向があります。

高所得層は、共和党指向が強く、特に、中小企業経営者から大企業幹部まで、商業に従事する人たちにその傾向が強く見られます。しかし、一方で、教育水準の高い、大学院の学位を得た、新たに養成された専門職者は、民主党候補に投票する傾向が強まっています。

各党の支持基盤には、地理的な相違も見られます。私たちは、これを「赤い州と青い州」と呼んでいます。これは前回の大統領選挙でテレビ局が使った米国の地図の色分けに由来します。「青い州」とは、民主党が勝った州で、米国の東海岸と西海岸、および北部諸州に集中しています。共和党が勝利した「赤い州」が多いのは、南部諸州、農業州、ロッキー山脈諸州、および中西部の一部です。

各州内でも地域的な違いがあります。民主党の支持基盤は、都市部および都心に近い郊外に多く、共和党は、郊外および農村部で強く支持されています。

民主党は、成長するハイテク産業地域で支持層を広げており、共和党は、農村部の人口減少地域で支持される傾向があります。共和党は、南部各地の郊外地域で強力な支持を得ており、その中には、ジョージア州アトランタ市郊外のように急成長している地域もあります。

要約すると、共和党は、宗教的・文化的保守派、ビジネスマンとビジネスウーマン、米国南部、山岳部諸州、中西部、郊外、そして農村部に支持されている政党と言えます。民主党の支持層は、少数民族、世俗主義者と社会的リベラル派、労働組合員、大都市の住民と低所得層、および東海岸と西海岸の諸州などです。もちろん、こうした分類は一般的な傾向に基づくものであり、どのグループにも、政治的な多様性が見られます。



Q: 大統領選挙で現職大統領に有利な点、不利な点は何でしょうか。

A: 第1に、歴史的に見ると、再選に臨んだ現職大統領はほとんどが再選を果たしている、という事実があります。もちろん例外もあり、実際、再選されなかった現職大統領が最近でも何人かいます。1992年の初代ブッシュ大統領、そして1980年のカーター大統領は再選されませんでした。また、選挙を経ずに大統領に就任したジェラルド・フォード大統領も、1976年の選挙で再選を果たすことができませんでした。

しかし、概して現職大統領は再選される傾向が見られます。その理由の1つは、予備選挙を戦う必要のない場合が多いため、予備選挙で弱点を強調されて一般選挙で不利となる状況を避けられることです。初代ブッシュ大統領、カーター大統領、およびフォード大統領の場合は、予備選挙を戦わなければなりません。現ブッシュ大統領が共和党指名を争う必要がないという事実は、大統領にとって極めて有利な点です。

次に、現職大統領は、セオドア・ルーズベルト大統領が「公職の権威」と呼んだ権限を行使して、国民の関心を、自分に有利な問題に集中させることができます。時には、外交政策や国内経済政策に関する措置を取るによって、自分が選挙で有利になるように現状を変えることもできます。また、現職大統領として、資金集めや資源の獲得もしやすい立場にあります。政党の活動家に便宜を図り、選挙で有利になるようにすることもできます。

現職大統領に不利な点としては、大統領は、在職中に起きた出来事について、たとえ本人と関係のない出来事でも、良きにつけ悪きにつけ、称賛または非難されるということが挙げられます。従って、好況時に大統領を務めることは、再選への道ですが、不況時あるいは外交政策が失敗したときに現職大統領であることは、明らかに不利となります。いろいろな意味で、選挙は、現政権の実績をどう見ているかについての住民投票であると言えます。

現職大統領であることは、好況時には有利であり、不況時には明らかに不利な要因となります。

Q: ブッシュ大統領の政治基盤は明確です。これに対して、民主党の各候補は、ほとんどが、下院議員、上院議員、州知事、陸軍大将など、さまざまな経歴を持っています。こうした経歴は、当選の可能性にどのように影響するのでしょうか。

A: 上院議員のほとんどは、毎朝洗面所の鏡の中に大統領候補を見ている、と言われていています。しかし、いわゆる「使命」を自覚する上院議員は多いが、実際に選ばれる者はほとんどいません。1960年にジョン・ケネディが当選して以来、上院議員から大統領になった例はありません。その間に、党指名候補となったものの一般選挙で落選した上院議員には、1996年のボブ・ドール、1972年のジョージ・マクガバンなどがいます。上院は、大統領選挙への足がかりとしては特別な効果はないようです。

副大統領または州知事から大統領になった例が、大半を占めています。副大統領が大統領選挙に出馬するのは自然な展開ですが、現職副大統領が必ず当選するとは限りません。2000年のアル・ゴア副大統領がその一例です。州知事から大統領になる例は特に多く、最近ではジョージ・W・ブッシュ、それ以前にはビル・クリントン、ロナルド・レーガン、ジミー・カーターがいます。これは、注目すべき実績です。19世紀には、軍人出身の大統領が多く見られましたが、近代では、軍司令官から国家の最高司令官となったのは、ドワイト・アイゼンハワー大統領だけです。

Q: 選挙資金法は、来たる選挙の結果にどのような影響を及ぼしますか。

A: ジョージ・ブッシュは2000年の大統領候補指名プロセスで、後に当選する大統領候補としては初めて、(米国政府による) マッチング・ファンド公的補助を辞退しました。従って、法律により、ブッシュ候補は指名プロセスにおいて支出の制約を受けませんでした。その結果、ブッシュ候補は2000年中に1億ドルの資金を集め、民主党の対立候補より多くの資金を使うことができました。これは、公的補助金を受けていたならば不可能だったことです。2004年には、法律により、候補への個人による献金の上限が1000ドルから2000ドルへ2倍に引き上げられたため、ブッシュ陣営は再びマッチング・ファンドを辞退し、指名プロセス中に2億ドルもの選挙資金を集めようとしています。

共和党内に対立候補がないため、ブッシュ大統領の選挙運動は、その資金をすべて使って、民主党の指名候補について自らに有利な形で国民に情報を流した

り、一般選挙で共和党が有利となるような投票促進活動を各地で展開したりすることができます。これは極めて有利な条件です。

民主党の予備選挙期間中に、同様の資金集めの能力があることを示した民主党候補は1人もいません。彼らは、マッチング・ファンドの公的補助を受ければ、支出がほぼ5000万ドルに制限され、その大半は2003年と2004年初めの数ヵ月間の指名争いに費やされます。そして、指名後および党大会後の期間は、ほとんど資金が残っていない状態となります。こうした格差の可能性を考慮すると、民主党候補の中からも、1人またはそれ以上、マッチング・ファンドを辞退し、できるだけ資金を集め、支出する候補が出てくることが考えられます。

予備選挙が終わり、大統領候補指名党大会が開かれた後、指名候補は、一般選挙で公的補助を受けるかどうかを再び決めなければなりません。この段階では、ブッシュ大統領と民主党指名候補はいずれも公的補助を受けると予想されます。

**Q:** 大統領選挙においては、資金がそれほど大きく結果に影響するのですか。

**A:** 選挙によって、また状況によって、資金の重要性は異なります。下院選挙、上院選挙、および州知事選挙においては、極めて重要です。それは、現職候補に挑戦する対立候補が、通常は無名であり、有権者に対する知名度を高めるためには多額の資金を必要とするからです。

また大統領候補指名プロセスでも、資金が重要となります。候補のほとんどが比較的知名度が低く、自らを宣伝し、綱領を打ち出し、組織を築くためには資金を必要とするためです。一般選挙の段階になると、選挙の重要性から、「無料」でマスコミの報道による宣伝効果が得られるため、資金の重要性が下がる傾向があります。例えば、候補者のテレビ討論会があります。国民は、支持政党に大体従って候補を評価します。それでも、選挙が接戦となれば、資金が票差の決定要因となることもあり得ます。

**Q:** 2004年の選挙戦で、民主党の大統領候補は、現職大統領であるブッシュ大統領を批判するだけで十分なのでしょうか。それとも民主党が選挙に勝つには、何らかの前向きなテーマが必要でしょうか。

**A:** 民主党が成功するためには、2つのことが必要で



す。何よりも重要なのは、ジョージ・ブッシュの再選を阻止する理由を有権者に示すことです。これは、代替策の提示というよりは、ジョージ・ブッシュ政権下の米国の現状を否定する国民投票です。

民主党に政権を取り戻す可能性が生じるためには、「対テロ戦争の成果が不明確であり、イラクの状況が混乱しているため、自分の経済状態と物理的な安全性に不安を感じる」と考える有権者の票が多数必要となります。これは、民主党が2004年の大統領選挙に勝つための必要条件ではあるが、おそらく十分条件ではありません。

また、民主党は、信頼性の基準を満たす必要があります。民主党は、米国の安全保障を守るとともに、奇抜または極端ではない政策、あるいは米国民に可能性より危険性をもたらすことのない政策を追求する、という点で国民の信頼を得ている候補が必要です。

従って、民主党は、説得力のある国家安全保障戦略と経済・国内政策戦略を打ち出す候補を指名しなければなりません。国民のほとんどは、ブッシュ大統領の政策的処方箋を民主党の政策的処方箋と直接比較することはないでしょう。しかし、国民が、ブッシュ大統領の実績が必ずしも再選に値するものではないと判断した場合には、民主党にも注意を向け、「彼らを信頼できるだろうか」と考えることとなります。そうなったときに、対立政党は、説得力のある前向きな代替策を提示できなければなりません。

**Q:** 大統領予備選挙においては、どの候補も各政党の支持基盤に迎合するために、民主党は左派、共和党は右派という、より極端な姿勢を打ち出す、と昔から言われています。これは事実なのでしょうか。それが今後1年間の政治行動に影響を及ぼすのでしょうか。

**A:** 最近の大統領選挙で当選した候補は、そのようなパターンにとらわれてはいません。例えば、2000年の大統領選挙では、ジョージ・ブッシュは共和党指名争いで、保守派の支持基盤を十分に満足させる実質的な政策を打ち出しながらも、中庸と思いを表す言葉を使うことで、指名後に超保守派あるいは右翼の烙印を押されることを回避できました。

また、ビル・クリントンは、民主党内で左派對右派





の対立という従来のアプローチを退け、有権者の固定層と浮動層の双方にアピールすることを目指しました。確かに、予備選挙では、活動家が、共和党の場合は右派、民主党の場合は左派の、思想的に通常より極端な立場を取る傾向があります。しかし、その場合でも、一般選挙において必ずしも不利とならないような形で有権者に訴えることは可能です。

**Q:** この大統領選挙ではインターネットの役割が拡大すると予想されますか。

**A:** 大統領選挙におけるインターネットは、マスコミの一形態、あるいはテレビによる宣伝に代わるもの、と見なされるべきではありません。インターネットは、選挙運動において、ボランティアの募集と組織、資金集め、草の根活動の連携、支持者への情報伝達といった、選挙運動組織活動の一形態として、重要な要素となっています。ハワード・ディーンは、2000年選挙でのジョン・マケインの成功を踏まえて、インターネットで相当額の資金を集めています。ディーンをはじめとする民主党候補者は、インターネットを組織構築の手段として利用しています。

ブッシュ陣営もインターネットの重要性を認識しており、インターネットを積極的に利用して、資金集めや地域の組織構築を行っているほか、共和党活動家の士気を高め、資源を効率的に配分するためのコミュニケーションの手段としています。

従って、こうした意味では、インターネットはこの選挙を左右する重要な要因となるでしょう。

**Q:** 大統領選挙に加えて、連邦議会上下両院の選挙も行われますが、選挙の行方はどのように予想されますか。

**A:** 現時点では、どちらの党にも、圧倒的勝利の要素は見られません。接戦となる可能性の方が高いと思われます。

共和党は、1994年の選挙以降、下院の多数党となっています。上院でもわずかの差で過半数を占めました。その後ジム・ジェフォーズ上院議員が共和党を離党して無所属となったため、短期間ですが少数党となりました。しかし、2002年の中間選挙で、共和党は再

び議席の過半数を取り戻しています。下院および上院の選挙の構造を研究している専門家の多くは、今後民主党に有利となる予想外の大きな変動がない限り、2009年頃までは共和党が過半数を維持するとの結論に達しています。

その理由の1つは、下院で、競争の激しい選挙区の数が減っていることです。これにはいくつもの原因があります。例えば、近年、共和党が各州における選挙区改正プロセスを利用して、各下院選挙区に共和党支持の有権者をより効率的に配分していることが挙げられます。来たる選挙では、下院435議席のうち激しい競争となるのは、10%にすぎないと予想されています。そして、共和党は、現在多数党であることの利点、資金集めの優位性、および選挙区改正の成功によって、過半数を維持する可能性が高いとされています。

2004年には、上院では共和党より民主党の議席の方が多く改選されます。各選挙年に上院の議席の3分の1ずつが改選されます。上院議員の任期は6年で、議席の3分の1ずつ任期がずれています。今回は民主党の方が改選される議席が多く、その選挙区は「赤い」（より保守的な）州、すなわち2000年の選挙でジョージ・ブッシュが勝利を収めた州が多くなっています。

従って、大統領選挙で民主党が圧倒的な勝利を収めない限り、民主党が議会で多数党となる機会はないでしょう。

---

トーマス・マン (Thomas Mann) は、ワシントンDCのブルッキングズ研究所の統治論上級研究員。米国の政治に関する多くの著書や論文がある。インタビューを行ったのは、国務省国際情報プログラム室の編集者を務めるポール・マラマッド (Paul Malamud)。

\* 本稿は *United States Elections 2004* に掲載の "Interview with Thomas Mann on Campaign 2004" の仮訳です。原文は以下のウェブページでご覧になれます。<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/interview.htm>>

# 連邦議員選挙

ジョン・H・オールドリッチ

2004年の選挙で、マスコミの関心は大統領選挙に集中するが、米国民は大統領以外にも大勢のさまざまな公職者を選出することになる。中でも連邦議員選挙は、大統領選挙に匹敵するほど競争が激しく、重要性も高い。現在、連邦議会における2大政党の勢力はかなり接近している。下院（全435議席）では、共和党がわずかに12議席の差で過半数を占め、上院では共和党が100議席中51議席を占めるという僅差で多数党となっている。

連邦議員選挙が重要性を持つのは、議会が政策策定に中心的な役割を果たすからである。議院内閣制と異なり、米国では連邦議会と大統領の権限が分かれている。法律はすべて連邦議会が作成し、連邦議会で承認されなければならない。また、もう1つ議院内閣制と異なる点として、党規がそれほど厳密に守られないことが挙げられる。議員には、それぞれが最良と考える政策、そして自らの再選に最も有利となる政策に投票する自由がある。従って、議会の指導者らは、党規に沿って結束した政党の支持に頼らず、議員1人1人を説得しながら連合を築いていかなければならないため、連邦議会での採決の結果は、両党にとって毎回大きな重要性を持つ。

各公職について個別の選挙が行われるため、連邦議会の多数党と大統領の所属政党とが異なる可能性もある。そのような状況を「分割政府」と呼び、米国では頻繁に誕生している。過去24年のうち16年間は、下院の多数党と大統領の政党が異なっていた。下院では、1994年以降、共和党が過半数を占めている。上院でも1994年から2000年まで、すなわち8年間のクリントン民主党政権のうち最後の6年間は、共和党が過半数を占めた。

2000年の選挙では、共和党が大統領選挙に勝利するとともに、下院でも過半数を維持した。しかしながら、上院では両党が同数の50議席を獲得した。合衆国憲法により、上院では賛否同数の場合、副大統領（この場合共和党のディック・チェイニー）が決定票を投じることが定められているため、共和党がわずか1票の差で多数党となり、2000年の選挙は、共和党が連邦政府全体を支配する結果となった。

2001年6月、ジェームズ・ジェフォーズ上院議員が共和党を離党したため、上院は民主党が多数党となり、

再び分割政府が誕生した。しかし、2002年の中間選挙で、民主党はこのわずかなリードを失い、再び共和党に完全支配を許した。



## 連邦議会議員の選出方法

連邦議会の下院と上院は、ほぼ同等の権限を持つが、議員の選出方法はかなり異なる。米国共和制の創設者たちは、下院議員に、一般市民の近くにおいて、市民の希望と抱負を立法に忠実に反映させることを望んだ。従って、下院は、比較的人数が多く、頻繁に（2年ごとに）選挙が行われる。当初は、2年間の任期も長過ぎるとの意見があった。今日では、頻繁に選挙が行われるために現職議員が常に再選を目指すことになり、そのため何が再選に有利かということばかり考えて、何が国家のために良いかをめったに考えない、という懸念の方が大きい。

下院の各議席は、地理的な選挙区を代表しており、各議員は、「小選挙区」から相対多数制、すなわち最多票を獲得した候補者が当選する制度によって選ばれる。50州に、それぞれ少なくとも下院の1議席が割り当てられる。残りの議席は、各州に人口に応じて配分される。例えば、アラスカ州は、人口が非常に少ないため、下院に1議席しか持たない。一方、最も人口の多いカリフォルニア州の議席数は、現在53である。

上院は、各州を代表するためにつくられたもので、当初、上院議員は州議会によって選ばれていた。上院議員が州民の直接投票で選出されるようになったのは、1913年に憲法修正第17条が可決されてからである。上院議員は各州から2人ずつ選出され、任期は6年である。2年ごとに上院の議席の3分の1が改選される。従って、事実上、上院議員は有権者によって相対多数制で選ばれ、各州が小選挙区となっている。

相対多数制による選挙は、特に小選挙区制の場合、2大政党による政治体制を生む可能性が非常に高い。これは、第3政党の候補者が当選する可能性が極めて低いからである。有権者は、当選の望み薄と思われる候補者を支持して票を「無駄にする」ことを避けようとし、従って、勝利を目指す候補者は、可能性のない政党と関係を持つことを避けようとする。「周辺層を代表する制度」がないため、少数派の声は、支持の少ない分派ではなく、2大政党のうちの1つに含まれる傾向がある。米国の歴史を通じて、有力政党の数が2党を上回ったことはない。今日、いわゆる「候補者重視」の選挙の最盛期にあっても、第3の政党および候補者が立候補することは多いが、当選することは極めて

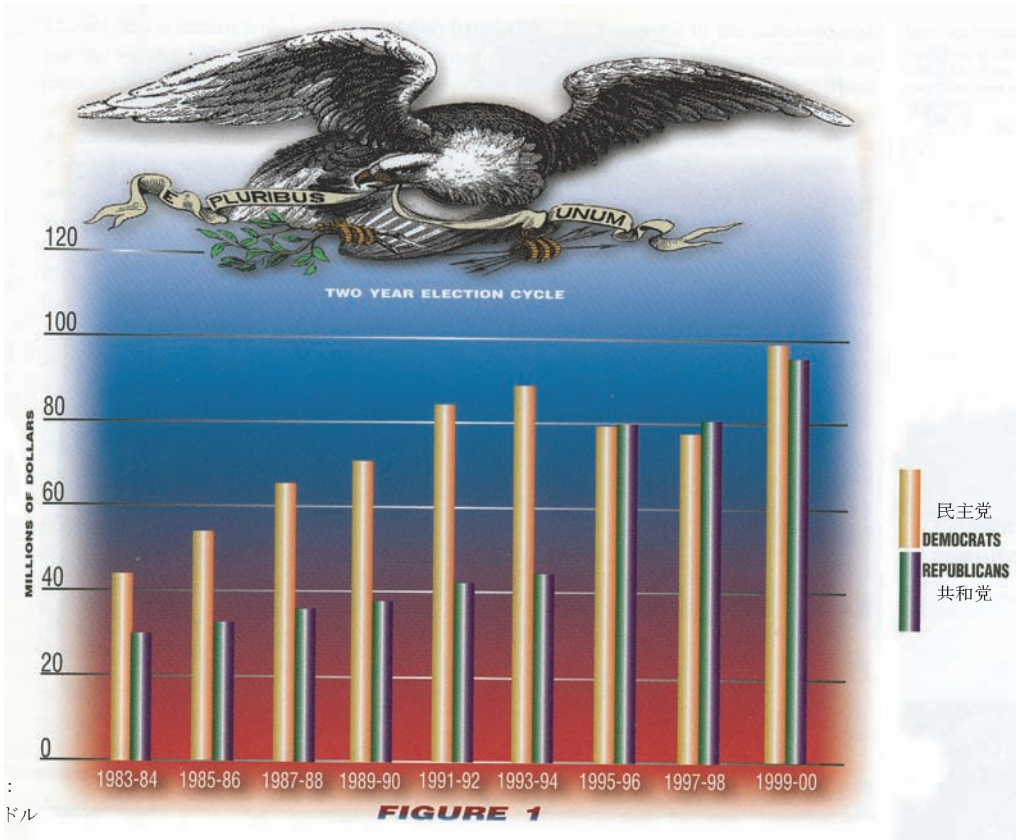


図1  
政治活動委員会の連邦議会下院選挙運動への献金額（政党別、1983～2000年）

（出典：U. S. Statistical Abstract）

てまれである。2002年の選挙において無所属で当選したのは、下院435議員中わずか2人、上院では100議員中ただ1人であった。それ以外の議席は、1860年以来米国の2大政党となっている共和党と民主党の議員が獲得してきた。

### 連邦議員選挙の要因

米国の歴史の大半を通じて、連邦議員選挙は「政党重視」で行われてきた。有権者のほとんどは、長年にわたっていずれかの政党を支持しているため、政党の路線に基づいて投票をする傾向が強かった。連邦議会議員は、選挙区の住民の大半が当該議員の所属政党を支持しているという理由で再選されることが多く、何十年にもわたって議員を務める例も見られた。現職議員としての個人的な選挙運動が、こうした支持に及ぼす影響は、わずかな場合が多かった。近年では、候補者の人柄や綱領が、政党に基づく支持以外の要因となっている。

事実、1960年代以降、国政選挙はますます候補者中心となっている。テレビを利用した選挙運動を行い、多額の資金を集め、世論調査をはじめ近代的な選挙運動を効果的に行うことにより候補者は、個人として有権者に印象付けることができた。その結果、有権者は、政党に対する支持に加えて、候補者の長所・短所に関

する印象を考慮するようになった。

候補者重視の選挙は、現職議員にとって非常に有利である。概して、現職候補の方が対立候補より、テレビや新聞で報道される機会がはるかに多い。マスコミに登場することが多く、公共政策に対する影響力も大きな現職候補は、対立候補よりもずっと多額の選挙資金を集めることができる。こうした理由などで、再選を目指す現職候補は、当選の可能性が極めて高い。2002年には、下院議員398人が再選出馬したが、落選したのはわずか16人であった。また上院では、再選出馬した現職議員26人のうち、落選はわずか3人であった。上院の再選率88%、下院の再選率96%という数字を見ると、連邦議員選挙は、候補者重視であるだけでなく、現職候補重視であるといえる。

資金においてもマスコミの報道においても有利な現職候補は、有権者の間での知名度が高いのに対し、対立候補は往々にして知名度が低いいため、現職候補が当選することになる。世論調査によれば、回答者の10人中9人は、地元選出の現職下院議員または上院議員の名前を知っているが、最も有力な対立候補の名前を知っている人は、選挙戦の終盤においてさえも半数強にすぎない。対立候補は知名度がほとんどないため、資金集めに非常に苦勞する。その結果、強力な候補者になれそうな人でも、現職候補に対抗して出馬することをあきらめ、「当選の見込みの少ない候補者」が出馬しても選挙運動資金が集められない、という残念な状況が繰り返される。

政治活動委員会（PAC）が連邦議員候補に提供した資金の額は、連邦議員選挙における資金と政党と現職候補の重要性を表している。1983年から2000年（データが入手可能な最終年）までの2大政党へのPACによる献金額を図1に示す。このグラフは、同期間中に選挙献金が全般的に増えたことを示している。また、1994年まで、すなわち民主党が多数党であった期間においては、民主党へのPAC支援の方がはるかに大きかった。過去3回の選挙期間には、共和党へのPAC支援が民主党への支援に追い付いている。現在では、

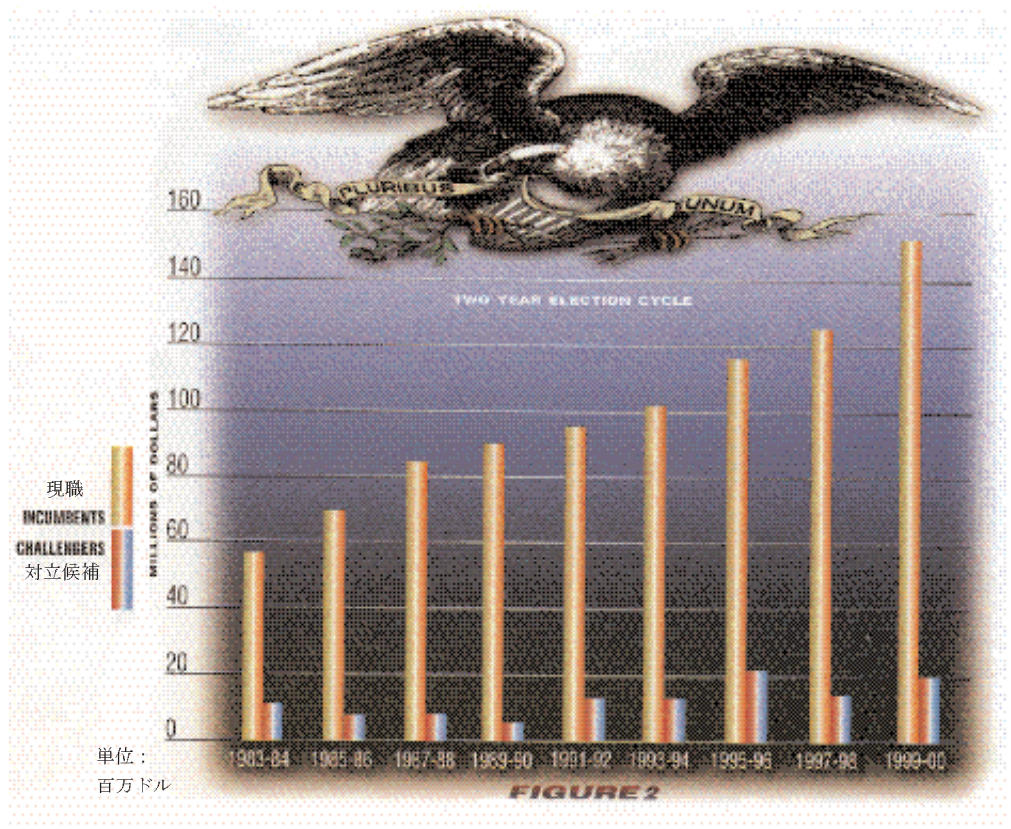
両党の争いは接近しており、両党へのPAC献金はほぼ同額である。

図2は、同一期間における現職候補と対立候補へのPACによる献金額を示す。どの選挙でも、現職候補の方が資金集めにおいてはるかに有利であることが明らかである。また、過去20年間に、現職候補へのPAC献金が大幅に増えている一方で、対立候補への献金の増加率はるかに低い。このグラフを見ただけで、現職候補の再選率が非常に高い理由がわかる。

対立候補が有権者に知られるようになると、2人の候補者に対する有権者の姿勢がより公平となり、2人のうち、より強力なメッセージを持つと思われる候補者に投票する可能性が高くなる。

連邦議員選挙で最も有権者にアピールする要素は何か？ これも変化してきており、特に最近の選挙では大きな変化が見られる。

最近まで、連邦議員選挙の結果を決定する要素は、主として、各選挙区の具体的な利害関係や関心事項であり、全国的な課題ではなかった。この傾向は、「中間選挙」において特に顕著であった。大統領の任期の中間に行われる中間選挙は、大統領選挙戦に生れ伴う全国的課題の重視という要素に欠けるからである。こうした選挙の地方性は、候補者重視の選挙によく適合し、候補者は各自の選挙区に合わせたアピールができた。しかし、1994年の選挙が、重要な転換点となった。この選挙では、共和党が上院で議席の過半数を獲得し、下院では民主党から52議席を奪うという驚異的な成果を上げて、40年ぶりに下院でも過半数を占めた。共和党のリーダーであったニュート・ギングリッチ下院議長の戦略の1つは、「米国との契約」という10項目の立法プログラムであった。「米国との契約」は、選挙戦の序盤に共和党下院議員候補の大半の支持を得て、選挙後はさらに重要性を増した。ギングリッチ議員は、新たに多数党となった共和党が、この契約に基づく法案をわずか100日間という驚くべきスピードで下院を通過させることを約束し、おおむね成功した。これによって共和党とそのリーダーシップの評価が上昇し



た。そして、それが基準となり、中間選挙において、全国的な課題と全国的な党綱領らしきものが含まれるのが標準的になった。

1998年の中間選挙は、1994年の選挙と同様に意外な結果をもたらした。1998年には、現職大統領の所属政党民主党が、下院で反対党から5議席、議席を勝ち取った。共和党は連邦議会の過半数を維持したものの、実質的には1998年の中間選挙で敗北したと見なされた。共和党員の多くは、この「敗北」の原因は、党が争点について全国的に明確な姿勢を取らなかったためである、と考えた。2002年中間選挙では、民主党が過半数を取り戻すことができなかったが、このときも、真偽は別として、民主党幹部の多くは、「全国的な党綱領」の欠如が敗北の原因であったと考えた。

## 2004年の連邦議員選挙

過去10年間の連邦議員選挙の紆余曲折は、選挙結果の予想を困難にしている。最も重要なことは、従来の選挙戦手法はもはや最も効果的な手法ではなく、有権者の決断のプロセスが変化しつつある、という点かもしれない。それでも、2004年の選挙で注目すべき点はいくつかある。

2004年の最も差し迫った問題は、民主党が下院で過

図2  
政治活動委員会による  
連邦下院議員の現職候  
補と対立候補への献金  
額（1983～2000年）

（出典： U.S.  
Statistical  
Abstract）

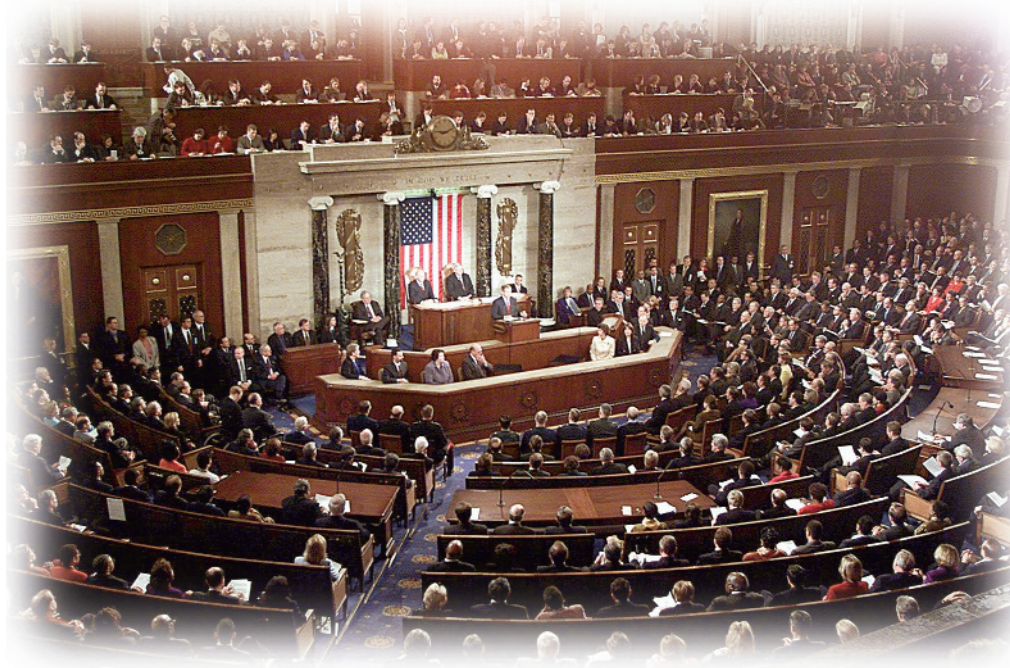
半数を取り戻すだけの議席を獲得できるか、ということである。上院で改選される議席数はわずか34であり、そのうち19議席は現在、民主党議員が占めている。前回は共和党議員の議席の方が接戦となる例が少なかった。また今回、22議席の選挙はジョージ・W・ブッシュが2000年に勝った州で行われる。従って、民主党が上院の議席を勝ち取る望みは薄く、上院では共和党支配が安泰であると思われ、それ故、関心は下院に向けられる。



1997年1月7日、第105連邦議会の開会に当たって宣誓就任する下院議員

両党とも、下院選挙に向けて、最強の候補を立て、資源を投入しようとしている。下院では、新たな候補者の開拓が極めて重要であり、特に州議会議員のような、選挙経験のある候補者が有利である。しかしながら、同様に重要な要因として、党の指名した大統領候補が、下院議員候補の当選の可能性にどの程度影響を及ぼすか、という点が挙げられる。特に現職議員が再出馬しない議席では、これが極めて重要な要因となる。

2001年2月27日、連邦議会上下両院合同会議で、就任後初の演説を行うジョージ・W・ブッシュ大統領



経験豊富で有能な下院議員候補と、同じ政党の大統領候補による強力な選挙運動の組み合わせが実現するならば、両党間で過去最大の議席の移動が起こる可能性もある。

この何十年かの間に、「大統領のコートテール（便乗人気）の大きさ」、すなわち大統領と同じ政党の連邦議員に投票する有権者の数は、減少してきている。大統領への票と連邦議員への票の関連性が、比較的低くなっている。また、2000年の大統領選挙では、両候補の得票数がほぼ同じであったため、いずれの党にとっても大統領選挙の票が連邦議員選挙に有利に働くという状況はあり得なかった。現職大統領の再選出馬が予想され、連邦議会で両党の議席数が極めて接近している状況では、議会における両党の勢力が、大統領選挙の票によって決まることも考えられる。ブッシュ大統領が、イラク戦争中とその直後の高い支持率を維持できれば、上下両院で共和党の支配を強化できる可能性がある。逆に、例えば経済問題が原因で支持率が急落した場合には、10年間続いた下院における共和党の過半数支配も大統領と同様の道をたどることが考えられる。

連邦議員選挙において全国的な課題がますます重要性を増しているとする、2004年における最も重要な全国的要因は、大統領候補とその政策活動である。これは、最も予測が困難な側面である。本稿執筆時点で、民主党の指名争いの行方は予想がつかず、大勢の候補者の中からまだ誰も有力候補として浮上していない。現時点では、民主党の指名候補が、リベラル派か中道派か、戦争支持派か反戦派かを予測することはできない。ブッシュ大統領が予想通り再選出馬すれば、再び指名候補となることはまず確実である。

2004年には、国内政策が中心的課題として再浮上する可能性が高い。しかし、テロとの戦いが、引き続き最大の外交政策課題となりそうである。大統領選挙で国際問題が大きな重要性を持つのは、ソ連の崩壊以来のことであり、両候

補がどのように議論を展開し、国民がどのように反応するかは、極めて不確実である。しかしながら、現時点では、米国の経済が、有権者にとって主な関心事項になると思われる。しかし、ここでも、今後経済が強力な回復を見せ（そして回復していると見なされ）、共和党に有利な状況となるか、あるいは経済が停滞または後退を続けて、民主党にとって復活のチャンスを作るかどうかは、不透明である。

要約すると、過去10年間、両党の議席数が接近していることから、2004年の選挙には、上下両院における過半数支配の行方がかかっている。どちらの党が議会を支配するか、あるいはどちらも支配しない状況となるかによって、米国の政策の方向が大きく変わることになり、従って、米国の民主主義の行方がかかっている、といえる。その不透明さをさらに複雑にする要素として、連邦議員選挙の結果が、大統領選挙の両候補に対する国民の反応によって決まる可能性、また民主党候補が誰になるか、その候補者がどのような公約を打ち出すか、そして国民がどう反応するかによって決まる可能性が挙げられる。こうした状況はすべて、2004年の選挙をとりわけ興味深いものとしている。

---

ジョン・H・オールドリッチ(John H. Aldrich)は、デューク大学のファイザー・プラット政治学講座教授。専門は、米国の政治と行動、法定説、方法論。著書および共著に、*Why Parties?, Before the Convention: Strategies and Choices in Presidential Nomination Campaigns, Linear Probability, Logit and Probit Models* などのほか、選挙に関するシリーズがある。シリーズの最新刊である *Change and Continuity in the 2000 and 2002 Elections* が、最近出版された。また多くの専門誌に執筆している。

\* 本稿は *United States Elections 2004* に掲載の "Congressional Elections" の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。  
<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/congress.htm>>



2002年8月、ジョージア州ディケーター市で、支持者に感謝の言葉を述べる民主党のデニス・マジェット下院議員候補



受諾演説をした後、テキサス州庁舎の外で手を振るケイ・ベイリー・ハッチソン共和党上院議員 (2000年11月7日)

同じ日に再選を果たしたアーニー・フィッシャー共和党下院議員 (ケンタッキー州)

# 世論調査、専門家、そして2004年選挙

ジョン・ゾグビー

多くの米国人は、政治に関する世論調査が好きである。また、世論調査を批判することが好きな米国人もいる。世論調査のファンは、選挙戦で誰が先頭に立っているのか、誰に当選のチャンスがあるのか、医療あるいは経済に関して最も人気のある意見を持っているのは誰か、といった政治のゲームの要素を楽しむ。こうした「政治中毒」の人びとは、大統領、州知事、市長の実績評価に常に注目している。また、地域社会や国内の他の市民との連帯感を好む有権者も多い。オフィスの個室でも、長い通勤の車中でも、孤立した存在となっている人びとがますます増える中で、世論調査は国民に米国という社会の中で自分が相対的にどのような位置にあるかを教えてくれるのである。

世論調査という仕事については賛否両論がある。世論調査会社は、さまざまな論点や候補について、単に世論の動きを測定するだけでなく、有権者を操作し、影響を受けやすい公選の政治家に対して教祖的な支配力を持ち、最終的には選挙の結果として投票率に影響を及ぼしている、と非難されることも多い。しかし、私の世論調査専門家としての20年におよぶ経験から言うと、世論調査について声高に不満を述べる人ほど、最新の世論調査の結果をすらすらと引用できるものである。

## 世論調査の歴史

主要な世論調査機関が1つか2つしかない時代もあった。しかし今日、即時ニュース、インターネット、そして24時間ケーブル・ニュース局の時代にあっては、さまざまな組織が実施する委託・非委託の世論調査が、ニュースの穴を埋めるために使われることが多い。

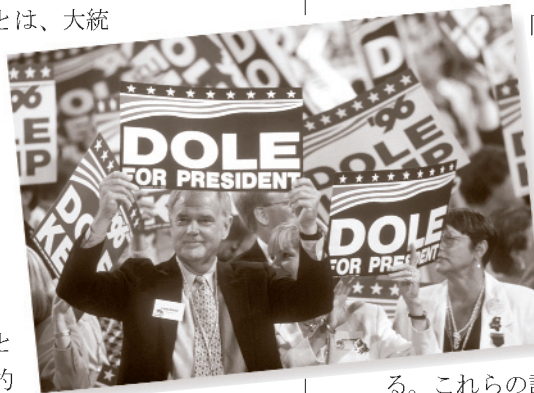
世論調査の第1号は、1824年にペンシルベニア州ハリスバーグ市の地方紙が行った調査であった。政治運動の報道に独立機関による世論調査の結果が頻繁に登

場するようになったのは、1930年代のことである。最も初期の、最も優れた近代的世論調査は、ギャラップ、ローパーといった著名機関によって行われ、後に、シンドリンガー、ヤンケロビッチ、ハリスなど米国の家庭ではおなじみの名前がこれに加わった。また、1970年代までには、米国の3大テレビネットワークのニュース部門が、大統領選で独自の世論調査を行うようになり、その後まもなく、各州の州知事や連邦議員の重要な選挙についても世論調査を行うようになった。

マスコミによる世論調査、すなわちCBSとニューヨーク・タイムズ、ABCとワシントン・ポスト、NBCとウォール・ストリート・ジャーナルなど、ニュース・ネットワークと新聞社が共同で行う世論調査は、候補や政党のために行われる非公開の世論調査とはさまざまな面で異なっており、政治プロセスにおいて重要な位置を占めるようになってきている。主な相違点は、マスコミによる世論調査は公開されており、どの候補者が選挙戦で先頭に立っているかを有権者に知らせることを主目的としていることである。

これらの調査は、中立性と独立性を目指している。こうした客観性は、各候補がそれぞれの「非公開の」調査結果を偽ることを防ぐという意味で、特に重要である。例えば、以前は、一般的にあまり人気がないと思われる候補が、自分の非公開の世論調査では先頭に立っていると主張することができた。この数十年間に、独立調査機関による世論調査は、選挙戦を客観的に観察し、各候補の長所と短所を評価し、各候補の支持層の構成を調査する役割を果たしてきた。このような独立した調査は、記者や編集者が選挙戦の現状を公正に評価し報道することを可能にする。

独立機関による調査のこうした透明性は、読者や視聴者に有用なサービスを提供している。しかし、このような世論調査にも問題が発生する場合がある。1996年の大統領選で、共和党のボブ・ドール元上院院内総務が、民主党のビル・クリントン現職大統領に対抗して立候補した。ほとんどの世論調査が、選挙期間を通じてドール候補が最高25ポイントの差で遅れを取っているという結果を示す中で、当社<ゾグビー・インターナショナル>がロイターの委託で実施した調査の結果は、7~12ポイントの差という、はるかに接近した争いを示していた。しかしながら、この1996年の選挙戦では、他の世論調査機関がネットワークや主要紙のために行った調査の結果がマスコミ報道の中心になった。従って、明けても暮れても、ドール候補はクリントン大統領に「最高25ポイントもの」差をつけられて



1996年にサンディエゴ市で開かれた共和党大会で、ロバート・ドール上院議員を支持する代議員ら

「大きく遅れを取っている」と報道された。極端な調査結果だけが選挙戦報道の根拠とされた場合、報道に深刻な歪曲が生じ、結果を示唆し、最終的には自己達成的予言となる可能性がある。また、候補者にとっては、資金を集めたり、意見に公平に耳を傾けてもらったりすることが難しくなる。

これは、選挙前の世論調査が、実際に投票率ないし投票結果、あるいはその双方に影響を及ぼすことを意味するのだろうか。一般には、簡単に言えば答えは「ノー」である。ドール対クリントンの選挙戦報道が、ドール上院議員にとって深刻な問題となったことは事実であるが、ドール候補が勝利することができたであろうことを示す確実な証拠はない。また、これまでに、選挙前の世論調査で、苦戦していることが示されたために落選した候補がいることを証明する明確な証拠もない。

しかし、今日では世論調査が氾濫し、「世論調査公害」をもたらしている、という意見もある。先に、24時間ケーブル・ニュース・ネットワークがニュースの穴を埋める必要性について触れたが、これが政治世論調査の急増の一因となっている。報道機関同士の激しい競争が要因の1つであることも確かである。2000年の選挙期間中には、少なくとも14の主な独立調査機関による世論調査が行われ、その結果は必ずしも一致していなかった。しかし、有権者が不満を持つ必要はない。選択の余地は存在しており、有権者は世論調査に対しても、車や家を買うときと同様に、賢い消費者とならなければならない。世論調査にはいくつかの基本的な規則がある。世論調査の最も賢明な読み方のガイドを、以下に紹介する。

## サンプル数と許容誤差

大統領一般教書演説や選挙の候補者討論会のような主要イベントの後、その晩のうちに世論調査が行われることがある。こうした調査では、全国で500人という限られた数の成人を対象に一晚で調査を行い、翌日直ちに結果を発表することが多い。このような「一夜

調査」は一般市民の反応を迅速にとらえられるかもしれないが、専門家から見ると、こうした調査には欠陥がある。

まず、人口2億8000万人の国で、わずか500人というサンプル数は、真剣に取り上げるにはあまりにも少ない。その精度は95%プラスマイナス4.5%かもしれないが、大統領選あるいは主要な州選挙においては、それでは不十分である。また、私の考えでは、500人というサンプル数は、全国選挙や主な州選挙の分析に必要な、統計的に有意なサブグループ分析を行うには不十分である。

ほかの方法論上の問題もある。一晚のサンプルを対象とする場合、国民を幅広く代表する人びとが在宅していない可能性がある。世論調査会社は、人口構成をより正確に反映するためサンプルに加重するが、サンプルとして不十分なグループを加重で補正できるとは限らない。例えば、ある晩の「一夜調査」では、アフリカ系米国人のサンプルが少なくなるかもしれない。また別の晩には、ネブラスカ州あるいはカンザス州のアフリカ系米国人のサンプルが多過ぎる一方、ニューヨーク、ミシシッピまたはサウスカロライナ州のアフリカ系米国人のサンプルが不足するかもしれない。

急いで実施される世論調査のもう1つの問題点は、調査対象が「投票する可能性の高い有権者」ではなく「成人」であることが多い点である。この2つのグループの人口統計的な構成はかなり異なる可能性がある。一般に、成人というグループには、マイノリティ、低所得世帯の人びと、および労働組合員がより多く含まれる。これらの人びとは、いずれも民主党とその候補を支持する傾向があるため、世論調査のサンプルにこうした人びとが多く含まれていれば、結果が偏る可能性がある。

従って、世論調査のサンプル数とその構成には注意しなければならない。米国における優れた全国調査は、少なくとも1000人の「投票する可能性の高い有権者」を調査対象としており、許容誤差はプラスマイナス3ポイント以内である。



(上)  
1968年5月1日、  
シカゴ・トリビューン紙でジョンソン大統領の再選出馬断念の記事を読む男性

(下)  
1968年4月、クリーブランド市のケース・ウエスタン・リザーブ大学の学生に演説をするユージーン・マッカーシー民主党大統領候補



## 勝利が勝利とはならない場合

いかに完璧に行われた世論調査でも、「モナリザ」や優れた小説のように、異なる解釈が可能である。また、世論調査はそれを読む記者や専門家に、一定の予測を示す。こうして、世論調査機関と専門家は、「一般通念」と呼ばれる、とらえどころのない概念を作り出す。そして、両者とも、候補者がこの一般通念を破ることを歓迎する。過去に、選挙戦序盤の世論調査の結果が示す動向に反して、「群れ」から抜け出してトップに立った候補者は多い。

その一例が、1968年に、ベトナム戦争反対を唱え、リンドン・ジョンソン大統領に対抗したユージーン・マッカーシー上院議員である。米国内で反戦気運が高まっていたものの、知名度の低いミネソタ州の上院議員が、強力なジョンソン大統領にまともに挑戦できるとは誰も考えなかった。しかしながら、最初の予備選挙（ニューハンプシャー州）の票が集計されると、ジョンソンの49%に対してマッカーシーが41%の票を獲得したことが明らかになった。ジョンソン大統領の名前が投票用紙には記されておらず、ジョンソン大統領に投票する者はその名前を記入しなければならなかったという事情があったにもかかわらず、

専門家は、マッカーシーの得票率が選挙前の世論調査に基づく予想をはるかに上回っていたため、マッカーシーの勝利を宣言した。マッカーシーの「勝利」は政界を驚かせ、この予備選から2週間たたないうちに、ジョンソン大統領は再選出馬を断念した。

1972年の民主党のニューハンプシャー州予備選も、専門家が「勝利」を宣言した例である。1968年に短期間であるが反戦活動に従事し、その後民主党内の改革運動を主導したサウスダコタ州選出のジョージ・マク

ガバン上院議員が、大統領候補指名の最有力候補であったエドムンド・マスキー上院議員に挑戦した。マクガバン候補の私的な世論調査によると、同候補はニューハンプシャー州予備選で40%以上の票を獲得する可能性があった。そこで、賢明なマクガバンは、マスコミに対して、35%の票が得られれば満足である、と語った。予備選で、マスキーの48%に対し

て、マクガバンが43%を獲得すると、マスコミは（1968年と同様に）、専門家の予想を上回った挑戦者が「勝利」した、と主張した。1968年の場合と同様、この「勝利」はマクガバンに、ニューハンプシャー州での勝利がもたらす最大の恩恵と歴史家たちが言う、マスコミの報道、資金、そして勢いをもたらした。その後、マクガバンは民主党の

大統領候補指名を勝ち取ったが、一般選挙ではリチャード・ニクソンに大敗した。

1976年には、元ジョージア州知事のジミー・カーター候補が、当初はワシントンの記者団から、「ジミーって誰？」と言われるほど知名度が低かったが、ニューハンプシャー州予備選で、より知名度の高い民主党候補5人を相手に28%の票を得ることによって先頭に踊り出て、最終的には指名を勝ち取った。

以上の例から得られる教訓は、選挙前の世論調査を利用して、トップランナーの地位を強化することも、揺るがすこともできる、ということである。世論調査は、選挙戦報道の基準を確立するとともに、勝利の予想について一般通念を作り出すこと

ができるのである。

## 出口調査

米国では1970年代以降、出口調査は全国および州の選挙において欠かせないものである。同時に、投票を



2000年8月17日、ロサンゼルス市で開催された民主党大会で、ウェブサイト編集をする報道関係者

左から：2000年大統領選のアル・ゴア、ジョージ・W・ブッシュ両候補による第1回のテレビ討論会を見るために集まったテキサス州の共和党員

ロサンゼルス市の予備選挙で投票した後、出口調査用紙に記入する女性



終えたばかりの人びとを調査対象とすることによって、投票所の外で選挙結果を予想しようとする出口調査は、今日行われている各種調査の中でも、おそらく最も論議の対象となることが多い。特に2000年の大統領選挙では出口調査の悪名が高まった。テレビ局が出口調査を使い、フロリダ州での勝者を1度ならず2度までも誤って予想したためである。

しかしながら、出口調査は、正しく使用されれば、世論調査会社、報道関係者、そして学者にとって、極めて重要な手段となる。出口調査は、投票日の晩の早朝に勝者を予測するという用途に加えて、専門家や政治学者に、人口統計上の特定のグループがどのように投票したか、およびその理由について、詳しいデータを提供する。また、世論調査会社にとっては、今後の選挙における投票率モデルの作成、すなわち人口統計上の各グループの投票率の予想に役立つ。これは、政策目的の調査において、適切な有権者サンプルを確保するために不可欠な要素である。

しかしながら、出口調査が当選者の予想に使われると、問題が生じやすい。出口調査のサンプリング手法がいかにも優れていても、サンプリングであることに変わりはなく、従ってサンプリング誤差がある。これは、選挙結果が大差である場合にはあまり問題にならないが、接戦の場合は1～2ポイントの誤差が大きな意味を持つ。2000年の大統領選では、選挙前の世論調査と、投票日を通じて行われた出口調査の結果からは、テレビ局がジョージ・W・ブッシュとアル・ゴアのどちらがフロリダ州で勝ったのかを、集計がすべて終わる前に判断することは、とうてい不可能であった。しかし、最初に予想を発表することへのプレッシャーが、正しい予想を発表するためのプレッシャーを上回ったのである。

世論調査の専門家がこのような見方をすることは奇妙に思えるかもしれないが、私は2000年11月の出口調査の破綻は、良い教訓となったと考える。実際の選挙結果が出る前に誰が当選したかを知る必要はない。投票日の晩には、誰が投票したのか、そしてなぜそのよ

うに投票したのかを知るために出口調査を利用する方が、選挙プロセスにとっては有益である。

## 世論調査業界は危機を迎えているのか

最近では、世論調査に対する回答率の低下が話題になっている。私が世論調査の仕事をした頃は、平均回答率が65%であった。すなわち、電話による調査対象の3人に2人が回答に同意した。今日では平均回答率が30%前後であり、一部の都市圏ではこれよりはるかに低い。このため、世論調査はもはや有効ではないとの結論を出そうとしている専門家もいる。しかし、それは事実からはほど遠い。回答率の低下によって調査の実施に時間がかかるようになってはいるが、それでも有効なサンプルを確保することは可能である。当社を含め、一部の世論調査会社が、主要選挙の結果予想を誤ったこと



が大きく取り上げられているが、実際には、どの世論調査会社も、概してサンプリング誤差の許容範囲内で結果を予想している。2004年に再び主要な選挙を迎えるに当たって、世論調査が

できること、できないことについて期待し過ぎず、政治情報の消費者として健全な疑いを抱くことが、最良のアプローチであると思う。

ジョン・ゾグビー(John Zogby)は、1984年に自ら設立した世論調査会社ゾグビー・インターナショナル社の社長兼最高経営責任者。同社は、ロイター、NBCテレビなどマスメディアの委託で世論調査を行っている。著書に、*Decision 2002: Why the Republicans Gained* がある。ゾグビーの詳しい経歴は、[www.zogby.com](http://www.zogby.com)に掲載されている。

\* 本稿は*United States Elections 2004* に掲載の "The Polls, the Pundits, & the Elections of 2004" の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/polls.htm>>

(上)  
大統領選挙運動中、テレビのトーク番組「ハードボール・ウィズ・クリス・マシューズ(Hardball with Chris Matthews)」に出演したジョージ・W・ブッシュ候補

(下)  
テレビのトーク番組「ミート・ザ・プレス(Meet the Press)」に出演中のジョージ・W・ブッシュ

# 選挙資金の現状

ジョセフ・E・カンター

米国のある著名な政治家が、「政治にとって資金は母乳である」と断言したことがある。米国の民主政治が、自由かつ開放的な選挙と多元主義の伝統を基盤としており、そこでは利害の対立する者同士が公共政策に対する影響力を巡って競い合っていることを考えると、こうした発言も驚くには当たらない。特に今日有権者の数が多く、少なくとも主な公職の選挙の場合、有権者とのコミュニケーション手段としてマスメディアに依存せざるを得ない状況では、この発言は適切である。放送メディアを利用することは、大勢の視聴者にメッセージを伝える効率的な手段であると同時に費用もかかるからである。



2003年9月、マケイン・ファインゴールド選挙資金改革法の合憲性をめぐる法廷審問期間中に、連邦最高裁判所の前で記者会見をするラス・ファインゴールド上院議員（民主党、ウィスコンシン州）（左）とジョン・マケイン上院議員（共和党、アリゾナ州）（右）

米国で公職に立候補する者の選挙資金源には主として、（1）直接献金をする個々の市民、（2）候補者の所属政党、（3）政治活動委員会（PAC）を通じて政治献金をする利益団体、および（4）候補者自身または家族の資金、がある。1970年代以降、一部の選挙、特に大統領選挙では、公的資金という5番目の資金源

もある。

放送メディアへの依存度が高まっていること、および政治が職業化していることによって、選挙運動に必要な資金がますます高額化している。2000年の大統領選挙では、候補者の選挙支出の合計が6億700万ドルとなった。また連邦議会議員候補者の支出総額は10億ドル強であった。2000年の上院議員選挙で当選した候補者の1人当たり平均支出は740万ドル、下院議員選挙の当選者の平均支出は84万9000ドルであった。しかしながら、有権者との直接のコミュニケーションにおいて政党や利益団体の果たす役割が拡大するに従い、候補者自身の支出が選挙運動の総支出に占める割合は減少しつつある。

従来、政党や利益団体は、主として候補者への政治献金という形で資金を提供し、候補者は、宣伝やダイレクトメールなどで有権者を説得するため、また有権者に実際に投票させるため、有権者とのコミュニケーションに資金を使った。最近の選挙では、政党および利益団体は、支持する候補者に政治献金をするだけでなく、自ら選挙の結果に最大限の影響を及ぼすべく、より直接的に資金を使っている。こうした現象は、選挙における資金の流れの監視を難しくしており、特に、候補者が直接管理する資金以外の資金を規制しようとする政策立案者にとって難題となっている。

米国の選挙における支出が多額であること、そして民間の資金源への依存度が高いことは、裕福な献金者や利益団体が公共政策に不当な影響力を持つ可能性につながるなどの批判は、以前からあった。その対策として提案されてきたのは、政治資金に対する政府の規制強化であった。その第1歩が、選挙資金に対する国民の意識を高めるために透明性を向上させ、それによって「特殊利益団体」による「公共の利益」の妨害を防ぐことであった。「改革派」に反対する人びとは、こうした選挙支出は、今日の経済における製品・サービスのコストや政府予算の規模に比して妥当である、と主張している。彼らにとっては、選挙支出とは、民主主義が選挙という競争のために払うコストであり、利益団体による多額の献金や支出は、米国が長年にわたり培ってきた多元主義の現代的表現なのである。政府の司法部門からは、選挙資金に関して別の問題が提起されている。選挙献金および選挙支出に対する制約は、憲法で保護されている政治の場における献金者の言論の自由を不当に制限するものかどうか、という問題である。

米国の現行の選挙資金制度は、改革派の意見と現状維持派の意見、そして政府規制の基準となってきた司法判決を融合したものであるとも考えられる。現行の

制度は、これまでに制定され支持されてきた法律に加え、米国の政治が発展してきた過程の両方を反映している。

## 民主主義国間の政治制度の相違

米国の選挙資金制度を、他の民主主義国の制度と比べてみると、米国の政治制度独特の側面を理解する上で役に立つ。

**候補者中心の選挙** まず何よりも重要な点は、米国の制度は、民主主義国の大半で採用されている議院内閣制と異なっていることである。議院内閣制では、政府を選出し運営するプロセスにおいて、政党が中心的な役割を果たす。米国の選挙でも政党は重要な役割を果たすが、20世紀に数々の改革や変革が行われる前の初期の時代と比べると、政党の重要度ははるかに低下している。

米国の選挙制度は、良くも悪くも、政党中心ではなく候補者中心の制度である。米国の候補者は、独立した代理人であり、その経歴や指名を左右するのは、党の役員ではなく、予備選挙の投票者である。こうした独立性は、開放度と説明責任の向上という健全な効果をもたらす一方で、候補者がある程度独立した選挙運動組織と資金源を必要とするため、選挙費用の増大につながったことも確かである。同様に、最近の有権者の多くは、政党にとらわれず、「政党より人に」投票することを誇りとしているため、候補者にとっては、公人として効果的なコミュニケーションを行う負担がさらに大きくなっている。

**憲法修正第1条** 米国の制度のもう1つの特徴は、合衆国憲法修正第1条によって明確に定義されている言論と結社の自由という権利が、政治プロセスで強力な役割を果たしていることである。制定された法律が、そうした権利を侵害するものであるかどうかを判定するのは、司法制度の役割である。連邦最高裁判所は、1976年の画期的な判決（バックリー対バレオ）で、選挙運動、政党、および利益団体が有権者とのコミュニケーションに費やせる金額を制約する判決を覆す一方、選挙に関与する団体の資金源に対する制約を認めた。最高裁は、有権者とのコミュニケーションのための支出を制限することは、言論の自由の制約であり、許されないことであると明言した。最高裁は、資金源（すなわち献金）に対する制限も、言論の自由の抑制であるとしながらも、政府が、献金者と候補者との間の報償的な関係により生じる不正（または不正の疑い）から制度を守るための「妥当な」制限は正当化されると判定した。この判決、およびその後の下級裁判所に

おける判決は、資金を費やす権利と言論の自由の権利を同等とし、さらに候補者に与えられた献金と候補者が費やした資金を区別することにより、米国の政治における資金の規制と流れに重大な影響を及ぼした。

**政治に対する政府の支援** 米国の政治制度が他と異なるもう1つの点は、他の民主主義諸国では、国庫から選挙資金を出す例が米国よりはるかに多いという点である。諸外国では、一般的に政府が政党に補助金を提供しており、米国と異なり国営放送局を通じて無料で政見放送ができる例も多い。政治家は、直接の補助金と無料の政見放送という恩恵によって、選挙資金調達への負担が軽減される。

一部の米国民は、長年にわたって、選挙運動に政府補助金を提供すること、および民間放送会社に無料または割引料金の政見放送を義務付けることを支持してきた。そして、その実現にある程度成功している。しかし、こうした政策は、主義上の理由に基づく（すなわち、納税者に自分が支持しない候補者への援助を義務付けることに対する）反対、そして実際的な理由に基づく（例えば、完全に公正な選挙運動補助金制度を考案するにはどうすればよいのかといった）反対にあった。

1970年代に、公的資金による候補者援助を支持する人びとは、大統領選挙および一部の州・地方政府の選挙でそうした制度の制定に成功したが、連邦議会議員の選挙ではこのような制度は実現していない。1976年以降、主要政党公認の大統領候補者は、かなりの一般選挙補助金を自動的に受ける資格があった（2000年の大統領選挙では、共和党のジョージ・W・ブッシュ、民主党のアル・ゴア両候補にそれぞれ約6700万ドルの補助金が提供された）。各政党にも、大統領候補者指名大会のための補助金が与えられ、予備選挙では、各候補者に対する個人からの少額の寄付に匹敵する額を政府が提供する制度がある。

各候補者は、補助金を受ける代わりに、最高裁が自発的なものとして認めた選挙支出制限に同意しなければならない。しかしながら、利益団体や個人は、合法的ではあるが、連邦法で想定された水準を超える資金援助（後述する「ソフトマネー」）を提供することが可能であるため、こうした制限の有効性が次第に失われている。

## 連邦選挙資金法の主要原則

1970年代以降、3つの主要原則が米国の連邦選挙資金法を支配しており、大統領選挙および連邦議員選挙



に適用されている。(州および地方政府の選挙に関しては、50州がそれぞれ独自の規則を定めている) 3つの原則は、以下の通りである。

**資金調達活動の公開** 選挙資金の内容を公開し、対立する政党や候補者、およびマスコミによる詳しい調査を容易にすることは、選挙献金や選挙支出から生じる可能性のある不正を抑制する最大の要因であるとされている。この点に関する政府規制については、少なくとも原則において、おおむね意見が一致している。連邦政府レベルでは、この規則により、調達資金の総額、および200ドルを超えるものについては詳しい内訳を



(上から)  
支持者の前で演説するジョン・バルダッチ知事候補(民主党、メイン州) 2002年のメイン州知事選挙で候補者は初めて選挙運動の為の公的資金を受けた



2003年6月、ロサンゼルスで開催された選挙資金集めのイベントで支持者に手を振るブッシュ大統領

選挙資金集めのイベントで支持者と握手するニューヨーク州のジョージ・パタキ知事

含む定期報告を提出することになっている。

**資金源に関する禁止事項** 以前から、企業、国法銀行、および労働組合は、連邦選挙に影響を及ぼすために自らの資金(すなわち企業利益や組合費)を使うことを禁止されている(州の選挙ではこれらの資金源を許可している州も多い)。しかしながら、こうした組織が政治活動委員会(PAC)を設置して、企業幹部や株主、労働組合員などから自主的な献金を集めることはできる。このようにして集めた資金を連邦選挙に使うことができるため、企業または労働組合が影響力を持つことが可能となる。なお、米国のすべての選挙において、外国人による選挙資金の提供は禁止されている。

**献金の制限** 資金源が個人、PAC、あるいは政党のいずれであっても、連邦選挙に関与する候補者、政党、または団体に対する献金の額は、連邦法によって制限されている。個人が1回の選挙で1人の候補者に提供できる資金は2000ドルまで、また2年間の選挙期間中にすべての候補者、政党、およびPACに提供できる資金は合計9万5000ドルまでとされている。PACが1回の選挙で1人の候補者に提供できる資金は5000ドルまでであるが、1つの組織からの献金総額に対する制限はない。

## 選挙資金改革の推進力

政治と資金から生じる問題によって、米国では選挙資金改革が長年の議題となってきた。1980年代および90年代を通じて、改革推進派は、1970年代に制定された規制の強化を目指し、政治制度における資金の役割と重要性を縮小しようとしたが、成功しなかった。

2002年ようやく可決された法案は、それまでの選挙資金法とはかなり異なるものであった。旧法の措置が既存の連邦規制制度の改善を目指していたのに対し、2002年超党派選挙改革法(BCRA、または法案の提出者である2上院議員の名前を取ってマケイン・ファインゴールド法と呼ばれる)は、連邦選挙資金法を回避していると思われる活動を連邦政府の規制の対象とすることによって、連邦規制制度を守ることを目的としている。

1980年代から、政党の全国委員会は、連邦法で許可されている金額をはるかに超える政治資金を、連邦選挙自体には使わないとの名目で集めるようになった。こうして、1970年代の改正で制限されたはずの強力な多額政治献金者「ファット・キャット」が復活したことは、米国の選挙における「ソフトマネー」の台頭を予告するものであった。ソフトマネーとは、連邦選挙規制の枠組み外で集められ費やされるが、連邦選挙に少なくとも間接的に影響を及ぼす資金のことである(これに対して、連邦選挙法に従って集められ費やされる資金を「ハードマネー」という)。

通常、こうしたソフトマネー献金は、金額および資金源において連邦選挙では禁止されていたものであり、州の政党に分配されて、草の根選挙運動や有権者動員活動に使われた。ソフトマネー献金は、こうした活動を支持することによって、名目上の支持対象である州・地方選挙の候補者だけでなく、連邦選挙の候補者をも支援する結果となった。また、党の全国委員会の役員、および連邦選挙の候補者や公職者が協力して行う資金調達活動は、献金の主な目的が連邦選挙の候



補者の支援であることを示唆していた。

しかしながら、規制制度が破綻しつつあるとの認識が広がるようになったのは、1996年の国政選挙期間中であつた。その年、各政党が総額9億ドルのソフトマネーを集めただけでなく、利益団体や政党は、選挙に関する意見広告という、規制の枠外で連邦選挙に影響を及ぼす新たな手段を見いだした。これは、ソフトマネーの1つの形態であり、特定の候補者の当選あるいは落選を明確に奨励せずに、争点についての特定の立場と関連して、候補者の意見を伝えようとするコミュニケーションの手段である。

ほとんどの下級裁判所では、バックリー対バレオの判決について、コミュニケーションが政府の規制の対象となるには、明確な表現が含まれていなければならない、と解釈してきたため、意見広告を出す団体は、たまたま次の選挙の候補者でもある公職者への見方を良くしたり悪くしたりする形で広告を出せば、連邦選挙法の制約を回避することができた。1996年以降の選挙では、こうした形で多額の資金が使われてきたと推定されているが、情報公開の義務が皆無に近かったため、正確な数字の入手は不可能である。

## マケイン・ファインゴールド法の効果

改革派は、PAC、選挙支出、および公的資金を制限する活動から、1996年以降、政治資金に対する連邦政府の規制を弱体化させている抜け穴をなくす事に焦点を移した。2002年のマケイン・ファインゴールド法は、全国政党および連邦政府の公職者や連邦選挙の候補者が、ソフトマネーを集めたり使ったりすることを禁止するとともに、州および地方の政党が「連邦レベルの選挙運動」と定義される活動にソフトマネーを使うことを禁じている。また意見広告に関しては、この新法では、予備選挙の30日前から、または一般選挙の60日前から放送される政治広告で、連邦政府公職の候補者を明らかにしたものについては情報開示を義務付け、また労働組合や法人の資金による広告の提供を禁止している。

マケイン・ファインゴールド法の通過に先立ち議論が行われている間にも、同法の合憲性に対する疑問が常に存在していた。これは、1976年のバックリー対バレオの判決が、議会が想定していた制度の実現の代わりに、連邦選挙における資金の流れに広範な影響を及ぼす結果となったことを考慮すると、当然とも言える。同法の制定が実現に近づくにつれて、議論は合憲性の問題に集中した。2004年の選挙運動がすでに始まり、政治家が新しい法律に適応しようとしている中で、政

界はマケイン・ファインゴールド法の迅速な合憲性審査を待ちわびている。

その最初の判決として、2003年5月2日、コロンビア特別区地方裁判所がマッコネル対連邦選挙委員会(FEC)の裁判において、党の全国委員会がソフトマネーを集め、州および地方の政党に分配することを全面的に禁止する規則を無効としたが、より直接的な影響を連邦選挙に及ぼす可能性のある意見広告の禁止、および連邦選挙の候補者や公職者によるソフトマネー調達の禁止は維持した。また、同裁判所は、連邦選挙の候補者に言及したすべての放送広告について、時期に基づく規制も無効としたが、時期にかかわらず、広告が連邦選挙の候補者を支持しているか、あるいは反対しているかという、より主観的な基準に基づく規制を認めて、観測筋を驚かせた。この判決は後に、2004年の選挙運動をすでに開始している人びとの混乱を最小限に抑えるために、執行が延期された。連邦最高裁判所が9月に口頭弁論を聴取した上で最終判決を下すことになっている。

連邦最高裁判所は、バックリー対バレオの判決以来の一般的なパターンに従って、この新法による言論の自由に対する規制の拡大を却下するだろうか。それとも、旧法に関連する大量の証拠と長年の経験に基づき、裕福な個人や団体による過大な影響力と不正の危険性は、本来なら最高裁が避けようとする強力な規制を適用する正当な根拠となる、と判断するだろうか。いずれにしても、最高裁の判決が、政治資金の流れの今後の規制に重大な影響を及ぼすことは確実である。

---

ジョセフ・E・カンター (Joseph E. Cantor) は、米国議会図書館議会調査局の米国政府専門家。ジョンズ・ホプキンス大学卒業後、1973年、議会調査局に入局。1979年以降、選挙資金を専門に研究し、議会に選挙資金に関する情報を提供するとともに、関連課題や関連法改正案の分析に貢献している。

\* 本稿は*United States Elections 2004* に掲載の "The State of Campaign Finance" の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<[http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/campaign\\$.htm](http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/campaign$.htm)>



# 予備選挙と党員集会 代議員獲得への戦い

ジェームズ・T・マクドナウ

米国では、大統領選挙年の年はじめに、民主主義世界で有数の長い政治マラソンが始まる。州の予備選挙と党員集会を通じて、2大政党が正式に大統領候補を指名する過程が始まるのである。

共和党と民主党はそれぞれ4年ごとに、自党の正副大統領候補を選出し、党の国家プログラム、つまり綱領を承認するために全国指名大会を開く。全国大会に出席する代議員は全50州とコロンビア特別区から選出される。予備選挙制度とは代議員の選出方法のことである。

## 初期の選出方法

代議員の選出は、大統領選挙において州が果たしている中心的な役割を反映している。合衆国憲法には政党に関する規定がないため、党の大統領候補指名制度は、試行錯誤しながら変化してきた。変化の指針となってきたのは民主化であった。最初、大統領候補は各州の連邦議員によって選出されていた。1832年、民主党の州議員は、少数の連邦議員による指名過程の支配を打破するため、全国指名大会の開催を求めた。この改革への動きは、連邦議会の民主党議員が1828年の大統領選挙でアンドリュー・ジャクソンへの支持を拒否したことに端を発していた。1840年までに、米国の2大政党は大統領候補選出のために全国大会を開催するようになった。2大政党の州支部は、全国党大会の代議員選出方法に関してフリーハンドを与えられた。2大政党の代議員選出方法に関しては、ごく限られた規定しかなく、代議員は通常、各州の党幹部により選出されていた。実際、多くの代議員は党の有力者がほとんど自由に選んでいた。

19世紀が終わる頃になると、選出過程に対する批判が吹き出した。州の党幹部に支配されているシステムに対して、反発が強まり始めた。ウィスコンシン州は1905年に、全党員に開かれ州全体で実施される公費による選挙、つまり予備選挙を通じて代議員を選出することを政党に義務づけた最初の州となった。この法律は、公的な組織ではなく私的な組織である政党が執り行う選挙に初めて公費が充てられるという点で、米国政治における画期的な出来事であった。予備選挙は一

般有権者に指名過程への参加の道を開くことになり、党幹部の権力に打撃を与えた。他の州もウィスコンシンにならない、1916年までには26州が予備選挙を実施するようになった。しかし同年以降、党幹部は自己の支配を再び主張し始め、その結果、予備選挙を実施する州の数が20を切った。こうした状況は現代の改革まで続いた。

## 改革

1964年の民主党大会で、党幹部による支配の問題が再び持ち上がった。黒人が圧倒的に多いミシシッピ州自由民主党員たちは、州の党幹部が選んだ白人多数の代議員団の代わりに、自分たちが全国大会へ出席することを要求したが、受け入れられなかった。4年後、代議員選出制度は民主党大会で再びやり玉に上がった。ベトナム反戦を掲げる候補者、ユージン・マッカーシーとジョージ・マクガバン両上院議員は、予備選挙で多数票を獲得して、全国大会に臨んだ。しかし、ジョンソン大統領の戦争政策を支持し、州の予備選挙にまったく出馬しなかったヒューバート・ハンフリー副大統領が、予備選挙を実施しない州の党幹部を通じて獲得した票を基盤に、指名を獲得した。ハンフリーは結局落選したが、彼の指名は民主党全体に代議員選出過程の本格的な改革を要求する声を巻き起こした。

その結果、民主党は1972年の大統領予備選挙で、多くの有権者を選出過程に参加させるために全国的に適用されるルールを導入した。新代議員選出ルールは、次の2つの基本原則に基づいて設定された。(1)指名過程を開放して、多数の党員が十分に参加できるようにするための真剣な努力。(2)指名過程は、代議員選出に参加した人たちの大統領候補の選択を「公正に反映」すべきである、という信念。第1の原則に関しては、指名大会に出席する代議員の半分は女性であることと、マイノリティー(アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック、アジア系、アメリカ先住民)をその米国の総人口に占める割合に見合う数で代議員に選出する「誠意ある」努力をするよう、党は勧告した。「公正な反映」を確保するために、民主党は(当時実施されていた「勝者独占方式」に対して)各州で獲得した得票率に基づいて代議員を大統領候補に割り振る制度を導入した。

もう1つの改革は、州の予備選挙または党員集会で支持した候補者に全国大会でも投票するという誓約書に署名することを代議員に義務づけたことだった。こうした「民主化」改革は意図しない結果をもたらした。予備選挙で選出される代議員の割合が増え、1980年の全国大会では全体の72%にも達した。党組織から一般



有権者への権限の分散が機能不全をもたらすのではないかという党幹部の懸念に応えるために、民主党は全国大会への代議員の20%近くを、すべての民主党知事、上院議員、下院議員、民主党全国委員会委員を含む「職権上の代議員」に割り当てることとした。

共和党は、民主党の例にならって、代議員選出のための詳細な全国的ルールを導入するということではなかった。その代わりに、共和党は最低限必要なことだけを行うという道を取り、各州に選出過程の決定を任せた。全国レベルでの共和党は、女性やマイノリティーに関して何ら義務づけられていない。しかし多くの州は、大統領予備選挙の導入を承認するにあたり、民主党の改革の大部分を取り入れており、それは両政党に適用されている。

連邦政府は1976年に、経済的に公平な土俵を生み出す試みとして、予備選挙資金のマッチングファンド（公費折半補助金制度）を導入して、改革をさらに推進した。この制度のもとで連邦政府は、候補者への個人の献金総額に対し、250ドルを上限として、同額の資金を有資格の候補者に拠出する。この制度の有資格者になるためには、候補者は最低20州でそれぞれ5000ドル以上の資金を調達しなければならない。

1984年の全国指名大会を控えて、民主党は代議員選出過程を若干閉鎖的にした。州予備選挙の代議員への出馬に気乗り薄な、公選公職者たちからの圧力を受けて、民主党は、各州に代議員の追加を認め、それらの代議員は事前に特定の候補者への支持を誓約しなくてもよいことにした。これらの「誓約をしなくてもよい代議員」つまり「スーパー代議員」になれるのは、民主党の連邦議員（上下両院）、知事、州の民主党全国委員会委員だけだった。スーパー代議員を設けることで、民主党は党のエリートに権限の一部を返還し、州の予備選挙または党員集会でどの候補者も代議員の過半数を獲得できなかった場合には、党のエリートがかつてのようにキングメーカーとしての役割を果たす可能性を開いたわけである。1996年の全国大会では、全代議員の18%が「誓約をしなくてもよい代議員」つまり「スーパー代議員」で占められる一方、予備選挙で選ばれる代議員は約68%に減少した。

1996年には、42の州（共和党は民主党に比べて予備選挙が多い）が全国大会への代議員を選出するために予備選挙を実施した。それ以外の代議員は党員集会で選ばれた。党員集会での代議員選出には段階がある。第1段階では、民主党と共和党は、投票区と言われる地元の選挙区で別々に集会を開く。ここで次の段階、郡大会のための代議員を選出する。郡大会は通常、投票区での選出の1ヵ月後に開かれ、州または下院選挙

区の党大会のための代議員を選出する。それらの大会において最終的に、党の全国指名大会で州の代表として出席する代議員が選ばれる。

## 戦術と戦略

党の指名を獲得するために、候補者は自分に投票してくれるよう代議員を説得しなければならない。代議員は人口に基づいて各州に割り当てられる。つまり、人口が多いほど、代議員の数も多くなる。例えば、カリフォルニア州は最も人口が多く、1988年の民主党全国大会で336人の代議員を割り当てられた。一方、最も人口が少ない州の1つ、アラスカ州はわずか17人だった。各州の予備選挙または党員集会で代議員を獲得するために、各候補者は全国大会で自分を支持してくれると誓約している代議員名簿を提出する。従って、有権者は予備選挙で投票する際、自分が望む大統領候補を代表する代議員達を選ぶことになる。

候補者は最初の予備選挙と党員集会が実施されるかなり以前から、通常少なくとも1年前から、指名獲得運動を始める。4年近くも余り目立たない形で運動を続ける大統領候補者もいる。

早くからスタートするには、数多くの理由がある。候補者は選挙費用の大半を調達しなければならない。しかし連邦法は、個人やグループがこうした選挙運動に献金できる額を制限している。そのため候補者は、比較的小額の献金を比較的多数の人びとから集めるための時間を必要としているのである。

早期に出馬する第2の利点は、候補者が選挙を戦う多くの州で地元を根をおろした組織を確立するための時間を稼げることにある。もはや党幹部の推薦は勝利への手形とはなりえない。電話作戦を展開し、戸別訪問を行い、選挙運動用のチラシを配布し、また支持者を党員集会や予備選挙へ駆り出すためには、地元をベースとした大きな組織が必要であるとともに、そうした州での活動を調整する全国的な事務所も必要となってくる。

特定の聴衆に的を絞って訴えかけることは、特に重要である。候補者は地元のマスコミに全力を集中する。記者や編集者の取材に応じ、自党の対立候補とテレビ討論をし、演説や声明がマスコミに最大限報道されるようタイミングを計り、ラジオやテレビのコマーシャルの時間を買ったりするのである。

タイミング、資金、組織、コミュニケーションなどこうしたすべての要因は、代議員の獲得に影響を及ぼ





すことになる。

候補者は代議員の絶対多数さえ獲得すればいいのだから、すべての州の予備選挙や党員集会で勝利を得る必要はないし、それらすべてに出馬する必要さえない。また各州やコロンビア特別区に等しく時間や資金を費やす必要もない。むしろ、候補者は指名獲得にちょうど必要な代議員を獲得するための戦略をとる。

## ニューハンプシャーから全国大会まで

民主党の代議員を選出するすべての予備選挙と末端の党員集会は、1996年の場合、3月第1火曜日から6月の第2火曜日のあいだに実施されねばならなかった。アイオワとニューハンプシャーの2州は、この「日程表」から正式に外されている。共和党には「日程表」はなく、3月の第1火曜日の前に9つもの党員集会または予備選挙を開く可能性さえあった。しかし、両党とも最初の党員集会と予備選挙は、アイオワ州とニューハンプシャー州でそれぞれ実施した。日程表以前に行われるこれらの最初の予備選挙は、その後の選挙戦に影響を及ぼしかねないので、重要な意味を持ちうる。

最初の一連の党員集会や予備選挙で勝つことによって、または、メディアの予想よりも善戦しただけでも、知名度の低い候補者や「穴馬」的な候補者が、瞬間に全国的に知れ渡り、その後の予備選挙で全国的な知名度をもつ有力候補者を打ち負かす弾みをつけることもありうるのである。このため、全国に先駆けて党員集会が行われるアイオワと最初の予備選挙が行なわれるニューハンプシャーは、大統領候補指名過程に極めて大きな影響を及ぼす。これは、たとえばニューハンプシャーの場合は、全国有権者のわずか0.25%にすぎないにもかかわらず、である。

各州は、選挙の日程表内で最初に予備選挙や党員集会を実施する州になろうと画策する。これは「フロント・ローディング」と呼ばれる。1988年には、約20州（その内14州は南部諸州と境界諸州）が同じ3月の第1火曜日に予備選挙か党員集会を実施した。これをマスコミは「スーパーチューズデイ」と呼んだ。これらの州は、自分達の州から選出される代議員の数が多いため、選挙過程において自分たちの地域がより大きな影響力を握ることができ、それによってこれらの州が重要だと考えている問題に候補者が取り組まざるをえなくなることを願ったのである。それ以降、フロント・ローディングの州が増え続け、1996年には代議員の17%が3月の第1火曜日に、35%が3月の第2火曜日までに、77%が3月末までに選出された。1996年にお

いてフロント・ローディングの傾向に大きな影響を及ぼしたのは、カリフォルニア州が大統領予備選挙を6月から3月26日に変える決定をしたことだった。従って、民主、共和両党の候補者が4月1日以前に選出され、夏の全国大会はこれらの決定を単に追認するにすぎなくなる公算が大であった。

1995年11月の時点で、共和党で党の指名を真剣に狙っている大統領候補者が10人いた。一方、民主党では、党指名を求めて現職のビル・クリントン大統領に挑戦する有力な対抗馬は現われまいだろうと予想された。共和党の場合、候補者が非常に多いため、はっきり過半数を獲得して全国大会に臨む候補者はいない可能性があった。その場合には、誓約した代議員は1回目の投票のあと自由に支持者を変えることができる。これはブローカード・コンベンションと呼ばれ、過半数を得るために、他の候補者を支持している代議員を獲得するための取り引きが行なわれる。

党の全国大会へ向けて代議員を選出する過程は、1968年以来、劇的に変化してきた。選出過程は、一般市民の参加の裾野を広げることを意図した改革のおかげで、一般党員により開かれたものになった。こうした改革が予備選挙と予備選挙で選ばれる代議員の数を増やし、その結果、予備選挙と党員集会は党の指名獲得のカギになり、たとえ現職の大統領であっても、それを避けることはできなくなった。

---

ジェームズ・T・マクドナウ (James T. McDonough) は、ワシントンを拠点にするフリーライター。長年、プエルトリコのサンファンに在住し、サンファン・スター紙、エル・レポルテロ紙、プレサ・リブレ紙に記者と編集者として勤務した。

\* 本稿は *United States Elections 1996* (USIA, 1996) に掲載の *"Primaries and Caucuses: The Struggle for Delegates"* を仮訳したものに、一部編集を加えたものです。

# 大統領候補を選出する 2大政党の全国大会

レスター・デービッド  
アイリーン・デービッド

米国では4年に1度、大統領・副大統領候補を選出するため、民主・共和の2大政党が夏の盛りに熱気に満ちた全国大会を開き、米国独特の政治の祭典が繰り広げられる。2004年は民主党が7月26～29日にマサチューセッツ州のボストン市で、共和党が8月30～9月2日にニューヨーク州のニューヨーク市で全国大会を開催する。

近年、両党の大統領候補指名は、全国党大会以前に予備選挙で決まってしまうことがますます多くなったため、4日間の党大会の役割は、候補者選出をめぐる討議から、全国民に党の政策を訴える場へと大きく変化した。党大会は、党の中心的なメッセージと政策を国民に伝えるための4日間にわたる無料のメディアイベントになっている。換言すれば、一般選挙に向けた選挙運動の幕開け行事になっているのである。全国党大会は大々的なテレビイベントなのだ。

## 党大会の焦点

党大会は重大な行事であると同時に、米国の政党政治を反映して、世界のどこにも見られない華やかな雰囲気と興奮に包まれる。すべての全国テレビネット局、大半の新聞と通信社が党大会で行われる議論を取材・解説するため、最も経験豊かな記者を派遣する。事実、党大会の一部の行事はテレビの視聴率が最も高いプライムタイムに合わせてスケジュールが組まれている。その結果、何千万もの国民が民主政治の重要な手続きが行われる様子を見守ることができるのである。

両党の大会では、旗と幕を張りめぐらした大会場に約3000人の代議員と補欠代議員が、各州に割り当てられた座席をぎっしり埋め尽くしている。(補欠代議員は投票しないが、代議員が病気になったり欠席した場合に備えて待機している)

代議員は多くの演説を聞き、4年に1度の党大会の名物となっている予め準備されたお祭り騒ぎを目の当たりにする。また各候補者の名前が呼び出される度に、あらかじめ準備された支持表明のデモンストレーションが行われる。そして最終的に候補者が指名されると、

人びとの叫び声が会場を揺るがし、バンドの音楽が鳴り響き、数千の赤、白、青の風船が天井から滝のように落ちてくる。党大会は大統領・副大統領候補者を選出するという主要な目的に加えて、政治問題に対する党の立場を表明した「党綱領」を採択し、4年後に次の党大会を召集する権限を全国委員会に付与する。

全国党大会を理解する1つの方法は、党大会の活動を1日ずつ検討してみることである。

## 第1日——基調演説

大会の初日は、党の全国委員長が暫定議長が選ばれるまで議長を務める。見物人がギャラリーに押し寄せ、報道陣が会場を歩きまわり、大物政治家を捕まえてはインタビューを行う。基調演説者が演台に進むと、歓呼と拍手が響きわたる。基調演説は、党大会の最初の重要な演説である。演説者には、党の最も雄弁な演説家が選ばれる。この演説は、大会の後に続く長い選挙戦に向けて代議員の士気を高め、結束を強めるために行われる。基調演説者は熱弁を振るい、他党の成果にけちをつけると同時に、自党の業績を強調し、会場での議論が終わった後の党の団結が重要であることを訴える。

## 第2日——資格審査と綱領

資格審査委員会が報告を提出してから1日または2日後の大会の早い段階で、代議員の出席資格および投票資格が確定される。

大多数の代議員は各州の党員集会と予備選挙で選出される。党員集会は州全域にわたり地区単位で開かれ、登録党員が意中の候補者に投票する。予備選挙は一般選挙につながる予備的な選挙であるが、国民による民主的な選挙という原則は変わらない。

アイオワ州の党員集会は有名であり、州レベルの選挙における候補者の実力が最初に示されるので重視されている。2004年は1月19日に実施され、8日後にはさらに重要なニューハンプシャー州の予備選挙が控えていた。

そのすぐ後に、いくつもの予備選挙がこれまでより時期を早めて行われ、3月2日には、いわゆる「スーパーチューズデー」と呼ばれる予備選挙の中でも最も有名な一連の予備選挙が実施される。この言葉は、多くの州で同じ火曜日に予備選挙が行われることに由来する。





その結果、候補者は非常に大きな問題に直面することになった。余りにも多くの州で予備選挙が同時に行われるので、候補者にとって、予備選挙が行われるすべての、いや大半の州でさえ選挙運動をすることは不可能となる。そこでテレビ広告が有権者に訴える唯一の手段となるが、これには巨額の資金が必要である。

そのため、予備選挙の日程は、選挙戦に「軍資金」をふんだんに使える候補者に有利になっている。この状況を分析している専門家は、候補者の選挙資金が少なければ、それだけ当選の可能性が低くなると指摘している。当選の可能性が低ければ、寄付集めが困難になるので、候補者にとってさらに苦しくなる。

時には党員集会と予備選挙で、ライバル関係にある派閥が対立候補を支持することがある。このような場合、2つの代議員名簿が党大会に送られ、資格審査委員会で代議員の資格に関する論争に決着がつけられる。これまで代議員の資格審査をめぐって、いくつかの厳しい対立が生じている。

1972年の民主党大会では、サウスダコタ州選出のジョージ・マクガバン上院議員が資格審査委員会に異議を申し立てた。これは委員会がカリフォルニア州代議員の票を予備選挙での得票率に応じて各候補者に割り当てようとしたためだ。カリフォルニア州予備選挙での勝者独占方式の下では、同州の代議員が持つ151票はすべて自分がもらう資格がある、とマクガバンは主張し、党大会でこの主張が認められて、彼は指名を獲得した。

1952年の共和党大会では、全国委員会がオハイオ州選出のロバート・A・タフト上院議員を支持する代議員に会場の席を割り当てようとしたが、ドワイト・D・アイゼンハワー将軍を支持するジョージア州、ルイジアナ州およびテキサス州の代議員に党大会の席が与えられたため、アイゼンハワーが指名を獲得している。

次に代議員は、国の内外の重要な問題に関する党の立場を概説した綱領を採択するという、重要な作業にとりかかる。綱領に掲げられている項目の大半は、党大会が開始される何週間も前に決まっている。

与党の綱領は通常、ホワイトハウスのスタッフが起草するか、あるいは彼等の協力を得て起草される。これに対し、野党は党大会開催前に数ヶ月にわたる長期の聴聞会を行って、立候補が予想される政治家に意見を求めるとともに、実業界、労働界、農業団体、女性グループ、公民権運動グループなどからも意見を聴取している。

2大政党は、多くの派閥、地域および思想グループによって構成されており、これまでの党大会ではこれらのグループ間で意見が分かれる綱領項目をめぐって激論が交わされてきたし、今後の党大会でもおそらく激しい議論が戦わされるだろう。例えば過去の党大会では公民権やベトナム戦争といった感情的な問題をめぐって論戦が起こった。候補者が選挙戦を展開するうえで基礎となる綱領は点呼投票にかけられ、過半数の代議員によって承認されねばならない。

### 第3日——候補者の指名

党大会はいよいよ大統領候補の選出というクライマックスを迎える。両党はともに、候補者が過半数の票を獲得することを義務づけている。指名の手続きは、議長が「次期米国大統領を指名するための点呼を行う」と宣言して開始される。

この点呼はアルファベット順にアラバマ州から始められ、ワイオミング州で終わる。アラバマ州の代議員団長は特定の候補者を指名するか、あるいは他の州に指名を委ねる。指名推薦演説者は、候補者の経歴、人徳、業績を熱意を込めて称賛する。時には演説の最後のところでようやく候補者の名前を言うこともある。候補者の名前が最後に告げられると、代議員たちは熱狂し会場は騒然となる。初めて党大会を見る人には、この後に続くデモンストレーションは代議員の興奮が極度に高まって自然に発生したように思えるかもしれない。だが実は、これらの行動は前もって慎重に演出され、振り付けされているのだ。

過去の党大会では、会場で代議員の行進がいつまでも続き、時には数時間に及ぶこともあった。その間、議長はむなしく小槌で机をたたき続け、「衛視の皆さん、通路に人を入れないように！」と叫ぶばかりだった。もちろん、この行進は、候補者の人気がいかに高いかを示すため、代議員がわざと長びかせているのだ。だが現在は、各候補者への支持を示す代議員の行進が15分に制限され、随分おとなしくなった。それでも時間制限が無視されることが多く、民主党大会では現在、候補者への支持を示す代議員のデモンストレーションはいっさい禁止されている。このデモンストレーションの後に、候補者を支持するための演説が行われ、さらに全候補者の指名手続きが終わるまで点呼が続けられる。

次に再びアルファベット順に州の名前が呼び出され、投票が開始される。各州の代議員団長は、議長から州の名前が呼ばれると、例えば「議長、偉大なアラバマ州は次期米国大統領ジョン・スミス氏に〇〇票を



投じます」と叫んで、代議員の票数を読み上げる。このほか代議員団は割り当てられた票を分割して複数の候補者に投票することもある。しかし、予備選挙の重要性が高まった結果として、通常、党大会の前にすでに最有力候補がはっきりしているため、共和党も民主党も1952年以降、党大会で1度も決選投票を行ったことはない。

では党大会で候補者は、どんな役割を果たすのだろうか。候補者は党大会の間、トランシーバーや電話や最先端の通信装置を使って絶えず選挙スタッフと連絡を取っているが、表立った役割はほとんど果たしていない。候補者は、指名が確定するまで会場には姿を現さない。そして指名が決定すると、代議員の歓呼に迎えられ、にこやかに手を振りながら、家族とともに登場し、テレビや報道陣のカメラがこの場面を記録するのである。

#### 第4日——副大統領候補の選出

党大会の最終日には副大統領候補が選出されるが、これはほとんど形式化している。というのは、大統領候補者はすでに誰を副大統領候補に据えるかを発表しており、代議員はその決定を尊重することになっているからだ。にもかかわらず、党大会では副大統領候補の指名、演説、投票が形だけではあるが実施される。

副大統領候補の選択には多くの要因が絡んでいる。主たる要因は、党のすべての派閥をまとめる必要があることだ。そのため、党大会で大統領の指名を受けた候補者は、自分とのバランスを考え、カギとなる有権者グループにとって、大統領と副大統領候補の組み合わせがよりいっそう魅力あるものとするため、自分とは対照的な地域または思想グループから副大統領を選ぼうとする。例えば1960年、米国北東部マサチューセッツ州出身のジョン・ケネディは、副大統領候補に南西部テキサス州のリンドン・ジョンソンを選んだ。また1976年、南部出身のジミー・カーターは、これとは逆に北部出身のリベラル派からウォルター・モンデールを副大統領候補に選んでいる。

党大会は、副大統領と大統領候補が指名受諾演説を行い、指名争いに破れた候補者全員と党の指導部が壇上に上がって党の結束を誇示して幕を下ろす。

議長は最後に再び小槌を叩き、大会を無期限に(sine die——ラテン語で日を定めずに、という意味)休会すると宣言して、党大会の終了を告げる。党大会が4年後に開かれるまで正式に休会されるということである。代議員は家路につき、大統領選挙戦はいよいよ

よ最終段階を迎える。

レスター・デービッド(Lester David)は著述家。13冊の著書のほか、米国の主要定期刊行物に1200本を超える雑誌記事を発表している。主な著書にはアイゼンハワー大統領、パット・ニクソン大統領夫人、ロバート・F・ケネディ上院議員の伝記がある。

アイリーン・デービッド(Irene David)は元新聞記者。夫のレスター・デービッドと共に数十本の雑誌記事および3冊の著書を著した。

\* 本稿は*United States Elections 1996* (USIA, 1996) に掲載の "*National Political Conventions: Choosing the Candidates*" を仮訳したものに、一部編集を加えたものです。



## メディアと2004年選挙

今日の近代マスメディアは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、映画、そしてインターネットを通じて、全米および世界中の何十億もの人々に情報を伝えている。米国のニュースメディアは、選挙の候補者、選挙の争点に関する各候補者の意見、世論調査、政治討論、党大会、政治広告などに関する情報を提供している。ニュースメディアは、国民のための監視機構となり、国民とその指導者の間の連絡役を果たし、候補者のイメージや評判に影響を及ぼす。

各種マスメディアの中でも、選挙報道の提供者として最も重要な役割を果たしているのはテレビである。CNNによると、2000年時点で、米国内の全世帯の98%が、少なくとも1台のテレビを所有していた。米国民にとっては、テレビが最大の政治ニュース源となっている。

### 選挙遊説

候補者を追うテレビの報道内容は、時とともに大きく変化してきた。以前は、大統領候補に関する報道は、主として彼らの公的な職務と活動だけを取り上げていた。しかし現在では、候補者が選挙遊説の日常にレポーターを招き入れ、以前に比べて候補者の個人としての側面を強調するようになっている。候補者の自宅やスタジオでのインタビュー、そして彼らが各地の住民と食事を共にする光景などが放映されることによって、選挙の争点や各候補者に関する情報が、より個人的な形で国民に伝えられる。

ハースト・アーガイル・テレビジョンは、2000年および2002年選挙の報道で、南カリフォルニア大学アネンバーグ・スクールの「優れたテレビ政治ジャーナリズムのためのウォルター・クロンカイト賞」を受賞した。ハースト・アーガイルは、地方、州、および全国選挙運動に関する政治番組を、計200時間放映した。現在、ハースト・アーガイルは、視聴者に政治広告の「真偽チェック」、そして政治情報専用のウェブサイトを提供している。2004年予備選挙期間中には、1時間の特別番組「選挙遊説の旅」で、民主党大統領候補らの私生活を追った。この番組では、自分で洗濯をするジョセフ・リーバーマン上院議員、日課の運動をするウェズリー・クラーク退役大将、2人の子どもと共に遊説バスで移動するジョン・エドワーズ上院議員などの様子が紹介された。

選挙運動の報道を求める米国民の要求は、選挙の年が訪れるたびに、またメディアの新技术の導入とともに、高まるばかりである。従来、候補者はバスで遊説の旅をしてきたが、近年、選挙報道の拡大に伴い、CNNとABCニュースの両社も、遊説報道用に移動スタジオと報道局を備えた自社のハイテク・バスを導入した。CNNのバスは「選挙エクスプレス」と呼ばれている。ABCニュースも最近同様の車両3台を使い始めた。

ABCニュースの政治担当ディレクター、マーク・ヘルプリンは、「われわれは、こうしたバスが単なるPR戦略ではないことを理解してもらうために大きな努力を払ってきた。バスは、より良いジャーナリズムのための手段なのだ」と語る。

「ニューヨーク・タイムズ」紙は最近、テクノロジーが記者の仕事や、選挙運動に関するメディアの報道の形を変えていることについて、次のように述べた。「選挙運動担当の記者は、従軍記者と同様、必ずしもコンピューター・マニアではない。しかし、24時間ニュース・サイクルのどん欲な要求によって、彼らもより良い仕事をするため、あるいは少なくともより速く仕事をするために、先端技術を採用せざるを得なくなっている。そうした技術が、記者の1日をも変えつつある。彼らは、朝はABCニュースのオンライン政治情報「ザ・ノート」に目を通し、夜は他社のウェブサイトをチェックしながら、常にライバルを出し抜く努力をしなければならないのである。

### 政治広告

ペンシルベニア大学アネンバーグ・コミュニケーション学部の学部長で、アネンバーグ公共政策センターの所長を務めるキャスリーン・ホール・ジェーミソン博士によると、「政治広告は今や、大統領候補が有権者へメッセージを伝える主要な手段となっている。こうした広告の伝達ルートとして、テレビは、ラジオや新聞などの印刷物に比べ、候補者の資金を多く集めるとともに、広く有権者の注意を引くことができる」。

1952年以降行われてきた大統領候補による30分間の演説放送に代わって、1980年までには60秒間の政治広告（スポット）が主流を占めるようになった。2004年の政治スポット広告の標準的な長さは30秒間である。ジェーミソン博士によると、スポット広告は、あらゆる広告形態の中で最も多く使用され、広く視聴されている。

政治スポット広告は、候補者の知名度を高め、その



候補者が重要と考える課題について質問し、時事問題に個人的な側面を与え、候補者の才能や今後の計画を視聴者に伝え、また対立候補の致命的な欠点とされる点を攻撃する。一部の政治学者によると、有権者は、彼らがすでに持っている意向をさらに強化するような30秒間の政治広告を視聴する傾向があるため、全国ネットのニュースより政治広告の方が、有権者に多くの情報を伝えることができる。

「普通の選挙運動関連ニュースと普通の政治広告のどちらかを取るなら、私は普通の政治広告を見る」とジェーミソン博士は言う。「そして、違う候補者の政治広告を続けて見る。広告のやりとりを見ることによって、通常のニュースを見た場合より、政策を深く知ることができる可能性が高いからだ。選挙運動のニュースは、戦術や駆け引きや世論調査、そして誰がなゼリードしているかということばかり伝えて、候補者が何を公約し、何を実行したかという情報が少なすぎる」

無党派の研究・教育組織である「メディアおよび公共問題センター」の報告によると、テレビの政治広告は、テレビ産業で3番目に大きい広告収入源であり、その額は1982年以来4倍以上に増えている。2002年の選挙期間中に候補者が費やした政治広告費は10億ドルを超えた。最も有用な情報が最も多くの市民に伝わるような選挙運動を促進することによって米国の選挙の改善を目指す公益グループ、「より良い選挙運動のための同盟」の調査では、全米各地の40のテレビ局の広告料金が、2002年選挙に先立つ2ヵ月間に50%以上も上昇した。

TNSメディア情報・選挙運動メディア分析グループのデータによると、ブッシュ・チェイニー陣営は、激戦区となる州の合計100の市場で13のスポット広告を放映するために、約5670万ドルを費やした。また、この調査によると、その63%に相当する3600万ドルは、7種の「中傷」広告のために費やされた。

ここ数ヵ月間に、ケリー上院議員に有利な争点を支持する資金調達を行うために、税法の条項にちなんで「527グループ」と呼ばれる非課税政治組織が多数結成されている。法に従い、こうしたグループは、ケリー陣営から独立した活動をしている。(ブッシュ大統領の支持者も同様のグループを結成しているが、その数はかなり少ない)。「USAトゥデー」紙によると、「ムーブオン・オルグ・ポーター・ファン」や、「メディア・ファン」などの527グループは、これまでにテレビ広告に約3000万ドルを費やしている。ミズーリ大学コロンビア校のデータによると、こうした527グループによる50のスポット広告のうち推定84%が、ブッシュ大統領を攻撃するものである。これらのスポ

ットに、ケーブル局で放映されたケリー陣営による中傷広告5件を加えると、これまでに4000万ドル以上が中傷広告に費やされていることになる。

「政治においては、マスコミが中傷広告に注目するため、興味深い相乗効果が発生する」とジェーミソン博士は述べている。「その結果、コンサルタントは、マスコミが中傷広告に注目することを意識して、そうした広告の作製に際してはより慎重になる可能性が高い。従って、中傷広告は、比較広告や意見広告に比べて、むしろ不正確さが少なくなる」

政治広告にはいくつかの種類がある。候補者自身のことより対立候補の欠点を強調する「中傷広告」、候補者の経歴を説明したり米国に関する候補者のビジョンを強調する「自伝的広告」や「ビジョン広告」、1つまたは複数の具体的な争点を取り上げ、それに関する候補者の提案を述べる「意見広告」、そして有権者に候補者が困難な時代に指導者として信頼できる人物であることを伝えようとする「信用広告」などがある。



特定の地域に合わせて制作したスポット広告もよく見られる。例えば、ブッシュ・チェイニー陣営による最近の一連の広告は、ケリー候補が反対しているとされる兵器システムを具体的に取り上げているが、アリゾナ州で放映された広告では、「ここアリゾナ州で製造されている」アパッチ・ヘリコプター、トマホーク巡航ミサイル、そしてF-18戦闘機を挙げている。この広告は、アリゾナをはじめ9州で、州によって異なるバージョンが放映された。

共和党全国委員会によると、CNNの報道では、ケリー陣営が選挙運動の対象としている39市場のうち38市場で、またブッシュ・チェイニー陣営が対象とする41市場のうち15市場で、一部の527グループが反ブッシュのスポット広告を放映した。



ミズーリ大学コロンビア校コミュニケーション学部のウィリアム・ベノイト教授は、「今後、ブッシュによる『肯定的な広告』の割合が多少増え、ケリーによる『中傷広告』の割合がわずかに増える、と予想する。しかし、ケリーが本格的に中傷広告を増やすのは、世論調査で大きく遅れをとった場合に限られるだろう」と述べている。

---

\* 本稿は国務省のウェブサイトにあるニュースレター *Election Focus 2004* (May 21, 2004, Issue 1, No. 11) に掲載の記事 “*Media and the 2004 Election*” の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。  
<[http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections05\\_19\\_2004.pdf](http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections05_19_2004.pdf)>



## 若い有権者は経済、国家安全保障に関心

国民の多くは、若者の政治活動は主として社会問題を対象とすると考えているが、2004年選挙期間中に実施された世論調査その他の調査結果によると、若い有権者の関心事は、中高年の有権者と同じである場合が多い。2004年2月、ニューズウィーク/ジェネクストが18～29歳の年齢層を対象に行った世論調査によると、若い有権者が最も関心を持っている問題は、失業率、経済、および国家安全保障である。

環境問題は、従来、若い活動家が結集する中心課題であったが、この調査では、環境を最も重要な争点として挙げたのは、若い有権者のわずか6%にすぎなかった。

これに対して、経済への関心を見ると、この世論調査では、若い有権者の25%が、経済を最も重要な争点であるとしており、彼らの関心事は、中高年の有権者の場合とほぼ同じである。

政府機能向上評議会、民主主義・市民参加推進センターのエグゼクティブ・ディレクターで、元連邦下院議員（民主党、コロラド州第2選挙区選出）のデービッド・スキヤッグズは、若い有権者の関心事が、中高年層の関心事と同じであることは、驚くに当たらないと言う。

スキヤッグズ元議員によると、議員候補が18～25歳の有権者層を獲得するためのインターネットによる運動「キャンペーン・フォー・ヤング・ボーターズ」など、彼の組織が行った調査の結果は、「若い有権者にとって最も重要ないくつかの争点は、中高年層にとって最も重要ないくつかの争点と、常にほぼ同じであることを改めて裏付けた」。

しかし、候補者が若い有権者に対してこれらの争点をめぐる議論をどのように構成するか、という点に違いが表れる、とスキヤッグズ元議員は言う。「社会保障について話す場合、高齢層に対しては、社会保障を保護し、給付を確保するという点が中心になるかもしれない。しかし、若年層にとって重要なのは、彼らがその支払いを負担するという点で、それは今後40年間、彼らの税金から支払われることになるからである」

また、最近の世論調査によると若い有権者にとって極めて重要性の高い問題である経済に関しては、若い

層の関心事はおそらく新規雇用の不足であり、中高年層は現在の雇用を失うことを恐れている、とスキヤッグズ元議員は述べている。これは全体としては同じ課題であるが、年齢層によって焦点が異なり、候補者が若い有権者の支持を得るには、そうした違いを理解し、それに対処しなければならない、という。

しかしながら、スキヤッグズ元議員は、同じような課題に異なる視点から取り組むということは、候補者が若い層に合わせて態度を全面的に変えるべきだということではない、と指摘する。「候補者は、若い人たちに対しては態度を変えなければならないと考えるが、それは最もよくないことである。若者は中高年層以上に、候補者が自然な、ありのままの自分を出すことを求めるからである」

では、候補者が若い有権者の関心事に真剣に取り組んでいることを確実に伝えるにはどうすればよいか。「候補者は、まず彼らの意見を求めることだ」とスキヤッグズ元議員は言う。「どの有権者もそうだが、若い有権者も、自分の意見が真剣に取り上げられれば嬉しく、自分の意見と支持を求められれば嬉しいものだ」

---

\* 本稿は国務省のウェブサイトにあるニューズレター *Election Focus 2004* (March 31, 2004, Issue 1, No. 7) に掲載の記事 "Youth Voters Concerned about the Economy; National Security" の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<[http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections04\\_01\\_04.pdf](http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections04_01_04.pdf)>





## 若い有権者の動員 NGOその他の組織の役割

米国における18～30歳の若い有権者の数は、全国で3000万人と推定されている。しかしながら、このように多数を占めるにもかかわらず、若年層は2000年の選挙で投票者総数の4%弱を占めたにすぎない。こうした未開拓の若い有権者層の可能性を念頭に置いて、多くの非政府組織（NGO）や政治団体が、若年層の市民活動参加を積極的に奨励している。これらの組織の多くは、自らを無党派、すなわちいかなる政党にも所属せず、いかなる政党も支持しない組織であるとしている。しかし、中には特定の政治路線を推進する組織もある。以下に、若い有権者の動員を目指す有力組織をいくつか紹介する。

### Declare Yourself

(<http://www.declareyourself.com/>)

「ディクレア・ユアセルフ (Declare Yourself)」は、2004年大統領選挙に若い有権者を動員することを目指す、全国的な無党派・非営利の運動である。ディクレア・ユアセルフは、大学のキャンパスを回る講演と音楽のツアー、高校3年生を対象とする全国的な有権者教育活動、総合的な選挙情報ウェブサイト、充実したオンライン意識向上運動、大規模な有権者登録促進活動、テレビで放映される「投票しよう」コンサート、そして公共広告などの活動を主催している。

### New Voters Project

(<http://www.newvotersproject.org/>)

「ニュー・ボーターズ・プロジェクト (New Voters Project)」は、2004年の投票日に18～24歳の国民の投票率を高めることを目指す、非営利・無党派の組織である。この組織は、大学のキャンパスその他若者の集まる場所で、26万5000人以上の有権者登録を行うことを目標にしており、米国内でも狭い地域に若い有権者が集まっているコロラド、アイオワ、オレゴン、ウィスコンシン、ニューメキシコ、およびネバダの6州に活動を集中している。

### College Republican National Committee

(<http://www.crnc.org/default1.asp>)

「共和党大学生全国委員会 (College Republican National Committee)」は、共和党の若者による運動を調整する全国組織である。同委員会は、1148の大学キャンパスに12万人を超えるメンバーを持ち、共和党候補のための選挙運動や、大学生に保守派のメッセージを伝える活動を行っている。

### Young Democrats of America

(<http://www.yda.org/>)

「ヤング・デモクラッツ・オブ・アメリカ (Young Democrats of America)」は、若い民主党員のための民主党公認の機関で、36歳未満の民主党員なら誰でも加入できる。高校生、大学生、若い労働者、専門職者、その家族など、計4万3000人のメンバーがいる。

### Smackdown Your Vote!

(<http://www.smackdownyourvote.com>)

2000年7月に設立された「スマックダウン・ユア・ボート! (Smackdown Your Vote!)」は、若者の政治参加と有権者登録を促す無党派の運動であり、ワールド・レスリング・エンターテインメント (旧称ワールド・レスリング・フェデレーション) および18～30歳の有権者動員を目指すいくつかの非営利・無党派の組織が共同で行っている。

### Campaign for Young Voters

(<http://www.campaignyoungvoters.org/>)

「キャンペーン・フォー・ヤング・ボーターズ (Campaign for Young Voters)」は、候補者、選挙運動スタッフ、政党幹部、政治コンサルタント、および草の根組織と協力して、若い有権者に対する理解を深め、コミュニケーションを強化し、彼らの投票率を高める手段を追求することによって、若者の政治参加を促進しようとする、無党派・非営利の運動である。

### Youth Vote Coalition

(<http://www.youthvote.org/indexcf.cfm>)

「ユース・ボート・コアリション (Youth Vote Coalition)」は、若者の政治参加と市民活動参加の促進、包括的で説明責任があり対応の速い政府の実現、および選挙のプロセスを通じた民主主義参加の重要性に対する国民の意識向上を目指す、全国的な無党派連合である。

---

\* 本稿は国務省のウェブサイトにあるニュースレター *Election Focus 2004* (March 31, 2004, Issue 1, No. 7) に掲載の記事 *"The Mobilization of Young Voters: The Role of NGO's and Other Groups"* の仮訳です。原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。

<[http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections04\\_01\\_04.pdf](http://usinfo.state.gov/dhr/img/assets/5796/elections04_01_04.pdf)>

# 米国の選挙人団

## 選挙人団

米国の大統領選挙で投票する有権者の多くは、自分たちが大統領の直接選挙に参加している、と考えている。しかし、厳密にはそうではない。なぜならば、18世紀の憲法の名残である選挙人制度が存在するからである。

選挙人団とは、各州で政治活動家や党員によって指名される「選挙人」の一団である。選挙日には、特定の候補に投票することを誓約しているこれらの選挙人が一般投票で選出される。選挙人は、大統領選挙直後の12月に各州の州都で集会を開き、投票によって大統領と副大統領を選出する。大統領に選出されるには、270の選挙人票が必要である。

接戦の場合や3政党以上の選挙戦の場合には、どの候補も270票を獲得できない可能性があるが、その場合は下院が次期大統領を選任する。

選挙人団制度は、合衆国憲法第2条第1節に規定されている。近年、多少論議の対象となつてはいるものの、選挙人団制度は選挙制度を安定させる要因であるとの見方もある。

## 今日の選挙人団の機能

- 50州およびコロンビア特別区の登録有権者は、大統領選挙年の11月の第1月曜日直後の火曜日に、大統領と副大統領に投票する。
- 通常、各州の一般選挙の勝者が、その州のすべての選挙人票を獲得する。(理論的には、その候補者に投票することを誓約した選挙人が全員選出される)
- 各州の選挙人数は、その州の上院議員および下院議員の数と同じである。連邦議会で投票権を持たないコロンビア特別区の選挙人数は3である。
- 選挙人は、大統領選挙年の12月の第2水曜日直後の月曜日に集会を開き、正式な投票によって大統領と副大統領を選出する。選出には、選挙人票の過半数が必要である。選挙人は合計538人であるため、選挙人団による選出には、270票が必要とされる。

- どの大統領候補も選挙人票の過半数を獲得できなかった場合には、下院が、選挙人団の中で最多票を得た候補3人の中から大統領を選出しなければならない。その際、下院議員による投票は州単位で行われ、各州の議員団がそれぞれ1票を投じる。

- どの副大統領候補も選挙人票の過半数を獲得できなかった場合には、上院が、選挙人団の中で最も多くの票を得た候補2人の中から副大統領を選ばなければならない。

- 大統領と副大統領は、選挙の翌年の1月20日に宣誓し、就任する。



## 2004年の州別選挙人団数

アラバマ	9
ルイジアナ	9
オクラホマ	7
アラスカ	3
メイン	4
オレゴン	7
アリゾナ	10
メリーランド	10
ペンシルベニア	21
アーカンソー	6
マサチューセッツ	12
ロードアイランド	4
カリフォルニア	55
ミシガン	17
サウスカロライナ	8
コロラド	9
ミネソタ	10
サウスダコタ	3
コネティカット	7
ミシシッピ	6
テネシー	11
デラウェア	3
ミズーリ	11
テキサス	34
コロンビア特別区	3
モンタナ	3
ユタ	5
フロリダ	27
ネブラスカ	5
バーモント	3
ジョージア	15
ネバダ	5
バージニア	13
ハワイ	4



ニューハンプシャー	4
ワシントン	11
アイダホ	4
ニュージャージー	15
ウェストバージニア	5
イリノイ	21
ニューメキシコ	5
ウィスコンシン	10
インディアナ	11
ニューヨーク	31
ワイオミング	3
アイオワ	7
ノースカロライナ	15
カンザス	6
ノースダコタ	3
ケンタッキー	8
オハイオ	20
合計	538

---

\* 本稿は*United States Elections 2004* 中のJohn F. Bibby著 *Political Parties in the United States* から *The Electoral College* および *How the Electoral College Works* を別掲したものです。なお原文は以下のウェブサイトでご覧になれます。  
<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/parties.htm>>



## 選挙人団に関するFAQ

1. 「選挙人」、「選挙人団」という言葉はどのようにして使われるようになったのか？
2. 誰が選挙人を選ぶのか？
3. 選挙人にはどのような資格が要求されるのか？
4. 選挙人団はどのようにして大統領を選出するのか？
5. それぞれの州では、どのようにして選挙人団を選出するのか？
6. 選挙人団制度では、大統領と副大統領に対する有権者の1票が意味を持つのか？
7. 選挙人は、その州の一般選挙で勝った候補に投票することが義務付けられているのか？
8. なぜ選挙人投票の結果と全国的な一般選挙の結果が異なる可能性があるのか？
9. なぜ現在も選挙人団制度を採用しているのか？
10. 選挙人団制度を変えるために過去にどのような提案がなされたのか？
11. 538の選挙人票は各州にどのように割り当てられるのか？
12. 「勝者独占方式」と「比例割当方式」はどう違うのか？ どの州がどちらの方式を採用しているのか？
13. 米国の海外領土(自治的未編入地域等)の市民は大統領選挙で投票できるのか？
14. 州の一般投票で、2候補の得票数が同数となった場合、あるいは投票結果に異議が出た場合はどうするのか？
15. 参考情報

### 1. 「選挙人」、「選挙人団」という言葉はどのようにして使われるようになったのか？

「選挙人団」(electoral college)という言葉は合衆国憲法には記載されていない。合衆国憲法第2条と修正第12条は「選挙人」(electors)について言及しているが、「選挙人団」については言及していない。フェデラリスト第68編で、アレクサンダー・ハミルトンが大統領を選ぶ過程について、「各州の人たちが一団の選挙人を選ぶこと」と述べているが「選挙人団」という言葉は使っていない。

建国者たちは選挙人の概念を神聖ローマ帝国(962-

1806)からとった。選挙人は、神聖ローマ帝国内の様々なドイツ国家にいる大勢の王子たちの1人であり、ドイツの王(通常は皇帝)を決める選挙に参加する権利があった。ラテン語に由来する「College」(団体)という言葉は、例えば、ローマ法王に助言する、あるいは法王選挙で投票する枢機卿団(college of cardinals)のように、1つの単位として働く集団のことを指す。1800年代の前半、「選挙人団」という言葉は大統領、副大統領に投票するために選ばれた市民グループに対する非公式な名称として一般に使われ始めた。1845年に連邦法に初めてこの言葉が用いられ、今日では合衆国法律集第3編第4節(3 USC Section 4)の見出しと本文に「選挙人団」(college of electors)が記載されている。

### 2. 誰が選挙人を選ぶのか？

選挙人の選出方式は、州によって異なる。通常は、各政党が州の党大会で選挙人を指名するか、各州の党中央委員会の投票で選出する。所属政党における実績と貢献を認められて選挙人に選ばれることが多い。例えば、州の選出公職者、党指導者、あるいは大統領候補と個人的または政治的につながりのある者などが選挙人に選ばれている。各州の有権者は、一般選挙の日には選挙人を選出する。州によって方式は異なるが、投票用紙の大統領候補の名前の下に、選挙人の名前が記載される場合もある。

### 3. 選挙人にはどのような資格が要求されるのか？

合衆国憲法には、選挙人の資格に関する規定はほとんどない。第2条第1節第2項に、連邦議会の上院議員、下院議員、あるいは合衆国政府の下で信任あるいは報酬を受ける官職にある者を選挙人に指名してはならない、と規定されている。歴史的にみると、修正第14条の規定により、合衆国に対する反逆または反乱に関わったり、合衆国の敵を援助したことのある州公職者は、選挙人となる資格を取り上げられる。この禁止規定は、南北戦争後に定められた。一般に、選挙人資格を確立するには、州の「確認証明書」で選挙人が認証されればよい。



## 4. 選挙人団はどのようにして大統領を選出するのか？

### 選挙人団制度の概要

[http://www.archives.gov/federal\\_register/electoral\\_college/procedural\\_guide.html](http://www.archives.gov/federal_register/electoral_college/procedural_guide.html)

選挙人団制度は、連邦議会による大統領選出方式と一般投票による大統領選出方式との折衷案として、米国建国の父祖が設立した制度である。選挙人団は、11月の第1月曜日の直後の火曜日に(2004年の場合は11月2日)、各州およびコロンビア特別区で一般投票によって選出される。選挙人団は、選挙人538人から成る(連邦議会下院議員435人および上院議員100人の1人につき選挙人1人ずつ、そして合衆国憲法修正第23条に基づきコロンビア特別区で3人の選挙人が割り当てられる)。各州の選挙人数は、当該州の下院議員数と上院議員数2人との合計である。2000年に行なわれた国勢調査に基づき、各州の選挙人数が調整される。

通常、各政党が選挙人候補者名簿を作成する。選挙人の指名に関する法律は、州によって異なる。各州は、確認証明書で、一般投票で最多票を得た候補者を支持する選挙人の名簿を作成する。各州知事は、確認証明書の原本を7通作成する。各州は、原本1通を、真正証明付の謄本2通または原本2通と共に、NARA\*長官へ書留郵便で送付する。これは、出来るだけ早く、少なくとも選挙人集会の次の日、つまり12月の第2水曜日の月曜日(2004年の場合は12月13日)の次の日までに受領されなければならない。NARA長官は、原本をNARAの官報室(OFR)へ送付する。OFRは、上下両院に謄本各1通を送付し、原本を保管する。

選挙人は、12月の第2水曜日の最初の月曜日(2004年の場合は12月13日)に各州で集会を開く。大統領と副大統領の選出には、選挙人票の過半数である270票が必要とされる。選挙人が、当該州の一般投票の結果に沿って投票することを義務付ける合衆国憲法あるいは連邦法の規定はない。

選挙人は、「投票証明書」の原本6通を作成し、1通ごとに確認証明書を添付する。各投票証明書には、大統領としての票を獲得した候補全員の氏名、および各候補に投票した選挙人の人数が記載され、別途副大統領としての票を獲得した候補全員の氏名、および各候補に投票した選挙人の人数が記載される。

どの大統領候補も選挙人票の過半数を獲得できなかった場合には、合衆国憲法修正第12条の規定により、連邦議会下院によって、大統領が選任される。下院は、選挙人による投票で最多票を得た候補3人の中から、

多数票により大統領を選出する。投票は州単位で行われ、各州の議員団がそれぞれ1票を投じる。どの副大統領候補も選挙人票の過半数を獲得できなかった場合には、上院が多数票で副大統領を選出する。各上院議員が、選挙人の投票で最多票を得た候補2人の中から1人を選ぶ。

2004年の選挙における選挙人団制度の手順概要は次の通りである。

### 選挙人団による主な活動とその日程

#### 2004年11月2日 一般選挙

各州の有権者が、選挙人団を構成する選挙人を選出する。選挙の結果が確定し次第、各州は選出された選挙人の「確認証明書」を7通作成し、原本1通および証明付の謄本2通をNARA長官へ送付する。

#### 2004年12月13日 選挙人集会

各州の選挙人が集まり、米国大統領および副大統領を選出する。選挙人は、投票内容を「投票証明書」6通に記録し、それぞれに、「確認証明書」を1通ずつ添付する。選挙人は、投票の記録を一括したパッケージに署名し、封印し、直ちに上院議長、NARA長官、およびその他指定された連邦・州政府公職者に書留郵便で送付する。

#### 2004年12月22日 選挙人投票の受理期限

上院議長、NARA長官、およびその他指定された連邦・州政府公職者は、この期日までに選挙人投票を受領しなければならない。

#### 2005年1月6日 選挙人投票の議会での開票

上下両院合同会議で選挙人投票の開票が行われる。(議会は、立法措置によってこの期日を変更することができる)

## 5. それぞれの州では、どのようにして選挙人団を選出するのか？

それぞれの州での選挙人団選出の情報は、各州の州務長官のオフィスで得られる。たとえば、マサチューセッツ州州務長官のホームページには、「マサチューセッツ州の選挙人団のすべて」

[http://www.archives.gov/global\\_pages/exit.html?link=http://www.state.ma.us/sec/ele/electcoll/col-lidx.htm](http://www.archives.gov/global_pages/exit.html?link=http://www.state.ma.us/sec/ele/electcoll/col-lidx.htm) というページがある。

各州の州務長官については、「米国州務長官協会」<http://www.nass.org>を参照するとよい。



## 6. 選挙人団制度では、大統領と副大統領に対する有権者の1票が意味を持つのか?

各州の有権者の1票は大きな意味を持つ。選挙人団制度の下では、大統領、副大統領は全国的な直接投票で選出されるわけではない。大統領選挙の結果は、51州の選挙結果の総合によって決まる（ここではコロンビア特別区も「州」とみなす）。有権者の1票は、その州の選挙人が投票する候補の決定に貢献する。選挙人が一般投票の結果を無視する可能性はあるが、現実にはそれは極めてまれなことである。

米国の建国者は、各州と連邦政府が権限を分かち合うための構想の一環として、選挙人団制度を考案した。合衆国憲法で採用された連邦制度の下では、全国的な一般投票は、法的には意味を持たない。したがって、州の選挙に基づく選挙人による投票結果が、全国的な一般投票の結果と異なることもあり得る。それでも、個々の市民の1票は、各州の選挙結果に重要な意味を持つ。

## 7. 選挙人は、その州の一般投票で勝った候補に投票することが義務付けられているのか?

各州の選挙人がその州の一般投票の結果に沿って投票することを義務付ける合衆国憲法の規定あるいは連邦法は存在しない。しかし一部の州では、選挙人が一般投票の結果に沿って投票することを義務付けている。これには、選挙人が州法によって拘束される場合と、政党への誓約によって拘束される場合とがある。

どの州が一般投票の結果に沿って投票することを義務付けているかは、「州法および誓約によって拘束される選挙人」を参照すればよい。

[http://www.archives.gov/federal\\_register/electoral\\_college/laws\\_2000.html#top](http://www.archives.gov/federal_register/electoral_college/laws_2000.html#top)

連邦最高裁判所の判断によると、合衆国憲法では、選挙人が完全に自由な選択の下で行動できることが定められてはいないため、政党は選挙人に、その政党の指名した候補者に投票することを誓約させることができる。州によっては、州法で、いわゆる「不実な選挙人」には罰金を科したり、無効な票を投じた選挙人の資格を剥奪し、代わりの選挙人を指名できることを定めている。こうした誓約、あるいは誓約に従った投票をしなかった場合の罰則を、合衆国憲法の下で執行できるのかどうかという問題については、連邦最高裁判所は具体的な判断を下していない。これまでに、選挙

人が誓約通りに投票しなかったために起訴された例は1件もない。

今日、選挙人が一般投票の結果を無視して、所属政党の候補以外の候補に投票することはまれである。通常、選挙人は政党の指導的な立場にあるか、または政党への長年の忠実な貢献によって選挙人に選ばれる場合が多い。国家としての米国の歴史を通じて、選挙人の99%以上が、誓約通りに投票している。

## 8. なぜ選挙人投票の結果と全国的な一般投票の結果が異なる可能性があるのか?

大統領は全国的な一般投票で選出されるのではないという点を忘れないことが重要である。勝者を決めるのは、全国の一般投票における統計上の相対多数票あるいは過半数票ではなく、選挙人による投票の結果である。選挙人獲得数は、各州の一般投票の結果によって決まる。

50州中48州、およびコロンビア特別区が、選挙人票の獲得において勝者独占方式を採用している。例えば、カリフォルニア州の選挙人総数は55であるが、同州の一般選挙の勝者は、たとえ得票率が50.1%対49.9%の僅差であっても、55の選挙人票のすべてを獲得する。

1824年に実際にあったように、特定地域で人気の高い有力候補が多数いる場合には、全国的な一般投票で最多票を得た候補が、必ずしも選挙人票の過半数を獲得しない可能性も十分ある。有力候補が2人の場合には、その可能性は低くなるが、1876年のヘイズ対ティルデン、1888年のハリソン対クリーブランドの選挙戦では、各州の選挙での得票数と全国での得票総数との差によって、こうした状況が発生した。これは、2000年の大統領選でも起きた。ジョージ・W・ブッシュはアルバート・ゴアよりも一般投票では少ない得票数であったにもかかわらず、選挙人票の過半数を獲得したのである。

## 9. なぜ現在も選挙人団制度を採用しているのか?

選挙人団制度は、合衆国憲法の当初の構想の一部である。この制度を変えるには、憲法修正条項の追加が必要である。

修正第12条、投票権の拡大、そして各州の選挙人選出手段としての一般投票の採用によって、選挙人団選



出のプロセスが大きく変化した。

これまでに、全国的な国民直接投票方式を採用する案など、大統領選挙制度を変える各種の提案がなされているが、議会を通過し各州による承認の段階に至ったものは一つもない。憲法修正の最も一般的な方法としては、修正案が上下両院の3分の2によって提案され、全米の州の4分の3によって承認されなければならない。

## 10. 選挙人団制度を変えるために過去にどのような提案がなされたのか？

参考資料によると、過去200年にわたり、選挙人団制度を改革または廃止するという700件以上の提案が議会に提出されている。憲法修正の他の項目のどれよりも多く、選挙人団変革の提案がなされている。米国弁護士協会は、選挙人団を「時代遅れ」で「不明瞭」と批判している。1987年に行われた調査では、69%の弁護士が選挙人団を廃止すべきだと答えた。しかし、政治学者を対象とした調査は選挙人団の存続を支持している。世論調査では、1967年には58%の人が選挙人団の廃止を支持、1968年には81%、1981年には75%の人が廃止を支持している。

選挙人団制度の存続に関する意見は、第3政党に対する態度によっても影響される。選挙人団制度では、第3政党はうまく機能しない。地域の問題を争点にして戦った1948年のサーモンド知事、1968年のウォーレス知事は、ともに南部地域での選挙人票を獲得し、選挙結果に影響を与えたが、大政党の候補者を脅かすまでには至らなかった。第3政党・小政党から出馬しながら善戦した最後の大統領候補者が1912年のセオドア・ルーズベルトである。ブルームス党としても知られる革新党のルーズベルトは、選挙人票、一般投票ともにかなりの差をつけられて2位となったものの、勝利に必要な266票の選挙人票のうち、88票を獲得した。1992年のロス・ペローは、一般投票で全米の19%の票を獲得したが、選挙人票はどの州でも獲得できなかった。これはペローへの支持が特に強い州がなかったからである。一般投票に過半数や相対多数で勝つ候補は、選挙人票でも勝つ可能性は多いにあるが、保証はない。(1824年、1876年、1888年の選挙結果を参照)

## 11. 538の選挙人票は各州にどのように割り当てられるのか？

各州の選挙人票数は、その州から選出される連邦議会上下両院議員の合計数と同じである。各州の選挙人

票割当数は、10年ごとに国勢調査の結果に基づいて変わる可能性がある。

国勢調査の主な機能の1つは、最新の州人口に基づいて435人の下院議員定数を各州に割り当てることである。下院議員の定数によって、各州の選挙人数が決まる。選挙人団制度では、各州の選挙人数は、その州の下院議員数と上院議員数2人との合計数である。

合衆国憲法により、各州に上院議員2人、および下院議員1人以上の定数が割り当てられているため、どの州も少なくとも3人の選挙人を持つ。各州の選挙人計535人に加えて、コロンビア特別区にも選挙人3人が割り当てられる。これは、合衆国憲法修正第23条により、同特別区には最も人口の少ない州と同数の選挙人数が与えられるためである。

ある州で下院議員選挙区が1区増加または減少すれば、その州の選挙人数も1人増加または減少する。2000年に行われた国勢調査の結果、2004年の選挙における州の選挙人数が変更された。「1990年と2000年の国勢調査に基づく各州の選挙人票数の割り当て」参照。<[http://www.archives.gov/federal\\_register/electoral\\_college/allocation\\_2004.html](http://www.archives.gov/federal_register/electoral_college/allocation_2004.html)>

## 12. 「勝者独占方式」と「比例割当方式」はどう違うのか？ どの州がどちらの方式を採用しているのか？

48州が、選挙人団獲得における勝者独占方式を採用している。これらの州では、一般投票で過半数を得た候補、あるいは相対多数（半数に満たないが他の候補者より多数の票）を得た候補が、その州の選挙人票をすべて獲得する。

勝者独占方式を採用していないのは、ネブラスカとメインの2州のみである。この2州では、州の比例割当方式に従って、選挙人票を各候補に割り当てることができる。例えば、メイン州の選挙人票数は4であり、下院議員選挙区が2区あるが、下院議員選挙区1区につき選挙人票1が割り当てられ、州全体を代表する選挙人票は2となる。候補Aが第1区で勝利を収めて選挙人票1を獲得し、候補Bが第2区で勝って選挙人票1を獲得し、第1・第2両区で僅差で2位となった候補Cが州全体を代表する選挙人票2を獲得する、という状況も考えられる。ただし、可能性はあるものの、最近の選挙で実際にこうした状況が発生したケースはない。



### 13. 米国の海外領土(自治的未編入地域等)の市民は大統領選挙で投票できるのか?

できない。選挙人団制度は、プエルトリコ、グアム、バージン諸島、米国領サモア等の米国の海外領土(自治的未編入地域等)の住民に、米国の大統領選挙で投票する権利を与えていない。これらの領土の市民が、米国の州、またはコロンビア特別区に公的な居住資格を持っていて不在者投票を行うかまたは投票のためにその州に戻る以外は、大統領選挙には投票できない。また、合衆国憲法修正第23条の採択以前は、コロンビア特別区の住民も大統領選挙に投票できなかったことは注目すべきことである。

各政党は米国統治領での予備選挙の投票者に、党大会に出席する代表を選ぶ権利を与えてもよいが、それは選挙人団制度そのものには影響しない。

### 14. 州の一般投票で、2候補の得票数が同数となった場合、あるいは投票結果に異議が出た場合はどうするのか?

小さな州においても、統計的には極めて低い、同点の可能性は存在する。しかし、州の一般投票の結果が同数となった場合には、州法に基づいて、均衡を破る手続きが取られる。11月末または12月初めに再集計が終了し、州務長官が選挙結果を認証するまでは、同点は確定されない。連邦法は、決選投票を行うことを州に認めている。

投票結果が極めて小差である場合にも、決選投票あるいは法的措置によって勝者が決定されることがある。合衆国法律集第3編第5節(3 U.S.C. Section 5)に基づき、この点に関しては州法が適用され、選挙人の選出は州法によって最終的に決定される。上記の連邦法の規定によると、選挙人の選出に関する異議に対して決定を下す州法が存在する場合、そうした決定は、選挙人集会当日の6日前までに下されなければならないと定められている。

### 15. 参考情報

「ザ・フェデラリスト」  
<<http://lcweb2.loc.gov/const/fedquery.html>>には、全85編が収録されており、ここで米国建国の父祖の選挙人団に対する視点を読み取ることができる。フェデラリスト第68編では、アレキサンダー・ハミルトンが

書いた選挙人団についての構想を、フェデラリスト第10編ではジェームズ・マディソンによる共和制についての視点を知ることができる。

また、トーマス・ジェファーソンの政治と政府に関する著作の引用文のページ<<http://etext.lib.virginia.edu/jefferson/quotations/>>を検索するとジェファーソンの大統領制に対する視点、特に1823年8月17日にジョージ・ヘイ(法学者、バージニア州東部の連邦判事、ジェファーソン側に立った優れた著述家でもあった)に宛てた手紙を見ることができる。

さらに参考資料には次のものがある。

Walter Barns (ed.), *After the People Vote: Steps in Choosing the President* (American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1983)

Michael J. Glennon, *When No Majority Rules: The Electoral College and Presidential Succession* (Congressional Quarterly, Inc., 1992)

Pierce and Longley, *The People's President* (1981)

William Peters, *A More Perfect Union* (1937)

Max Ferrand, *The Framing of the Constitution* (1913, reprinted 1987)

\* NARA(National Archives and Records Administration)は米国行政府内の独立機関で、「米国公文書・記録管理庁」のこと。日本語で「米国国立公文書館」と称されることが多い。

(出典) 米国公文書・記録管理庁官報室作成資料 (Office of the Federal Register, National Archives and Records Administration; NARA <[http://www.archives.gov/federal\\_register/electoral\\_college/faq.html#process](http://www.archives.gov/federal_register/electoral_college/faq.html#process)>)





## 選挙資金についての 基礎知識

連邦選挙資金法は米国大統領、副大統領、連邦議会議員選挙に適用される。(注：州の選挙にはそれぞれの州法が適用される)。1971年連邦選挙運動法(Federal Election Campaign Act of 1971: FECA)とその修正条項には、大きく分けて、連邦選挙を左右する資金の収支についての情報公開、献金や出費に関する規制、大統領選挙における公的資金、の3つの項目が盛り込まれている。

FECAはすべての候補者、政党委員会、また政治活動委員会(PAC)が連邦選挙委員会(FEC)に対し、選挙資金について定期的に報告を行うよう定めている。例えば、候補者は献金を受けたすべての政党委員会とPACを明らかにしなければならず、1年間のうちに200ドルを上回る献金を受けたすべての個人を明示しなくてはならない。また、個人や業者に対し1年あたり200ドルを超える支払いをした場合についても開示するよう定めている。

連邦選挙資金法は、個人や団体による候補者や政党およびPACへの献金について制限を設けている。個人は、選挙ごとに候補者に2000ドルを(この額は後述の2002年マケイン・ファインゴールド法により従来の1000ドルから引き上げられた)、1暦年に全国党委員会に2万5000ドルを(同じく2万ドルより改定)、1暦年にその他の政治委員会に5000ドルまでを献金することが認められている。個人が1年間で献金できる総額はこれまで2万5000ドルであったが、この総額規制もマケイン・ファインゴールド法により、2年間で総額9万5000ドルまでと改められた。選挙運動に対する団体の献金についても、その団体の性格によって特定の制限が課せられている。また、政党の州と地方の委員会に、年間1人1万ドルまで献金できる。

FECAは、法人や労働団体、連邦政府の契約者、および外国籍を持つ者が選挙運動のために献金したり、連邦選挙に影響を与えることを目的として直接出費をすること(例えば広告を出すこと)を禁じている。ただし、法人や労働組合が、連邦選挙の候補者および政党委員会のために資金を集め、支援する目的で独自のPACを設立することは許可している。

資格を認められた大統領候補者は、財務省の管理する特別基金から選挙活動のために公的資金を得ることができる。この基金は、年間連邦所得税から、3ドル

を献金することを申し出た納税者の任意献金だけで成り立っている。候補者はこの公的資金援助を、予備選挙と一般選挙のどちらか一方、または両方のために受けることができるが、その場合FECの定める支出制限やその他の規制に従わなくてはならない。

大統領候補指名にむけての予備選挙期間中に、候補者は個人から受けた献金に相当する額の公的資金を得ることができる。「マッチングファンド」というこのシステムには、団体からの献金は含まれず、また献金者1人につき250ドルまでという制限が設けられている。従って、ある人から2000ドルの献金を受けたとしても、最初の250ドルだけが「マッチ」するので、それに対応する250ドルだけを補助金として得ることができる。この特別基金からの補助を受けるには、候補者は20の異なる州のそれぞれから5000ドルずつの「マッチ」可能な献金を集めなくてはならない。

民主党と共和党の大統領指名候補は、それぞれ一般選挙に向けての運動に使うすべての経費を補助金としてFECから受け取る資格があるが、その補助金の額を超える支出をしてはならないことになっている。ちなみに1996年の選挙では、補助金の額は1候補あたり6182万ドルであり、2000年は6760万ドルであった。この金額は2004年の大統領選挙では大体7000万ドルになると予想されている。第3政党の候補者は、もし一般投票で少なくとも5%の票を獲得すれば、選挙後に補助金を一部受け取る権利が与えられる。

ここ25年来、政府補助金を受け取ることの価値が、候補者が個人的に集める献金額と較べて相対的に低下してきた。今回の選挙では、初めて、多くの候補者が公的資金を辞退している。ジョージ・W・ブッシュは2000年の選挙において、2大政党の大統領候補者としては初めて予備選挙で公的資金を受けず、個人的に集めた献金で選挙費用をまかなった。今回2004年の選挙でブッシュ大統領は再び予備選挙での公的資金を辞退し、ケリー候補も受け取らないことを決めた。公的資金を受けなければ、結果としてFECの定める支出の制約を受けなくて済み、集めた資金すべてを使うことができるからである。

2大政党はまた、全国党大会の経費をまかなうための公的資金も得ることができる。2大政党のそれぞれが1996年には1236万ドル、2000年には1322万ドルの補助を受けた。その他の政党も所属の候補者がその前の選挙で5%以上得票していれば、全国党大会にかかった費用の一部を公的資金から受け取ることができる。

2002年3月27日、ブッシュ大統領の署名により成立した「2002年超党派選挙改革法(The Bipartisan



Campaign Reform Act of 2002 : BCRA) (PL107-155)」は、法案の提出者である2人の上院議員の名前をとって「マケイン・ファインゴールド法」と呼ばれ、従来の連邦選挙資金法に多くの重要かつ技術的な修正を加えた。マケイン・ファインゴールド法は、これまで連邦選挙資金法で規制されていなかったために、抜け穴となって拡大してきた政治資金獲得活動の分野を規制することに焦点が置かれている。

マケイン・ファインゴールド法には、2つの大きな特徴がある。1つは政党に対する「ソフトマネー」献金を禁じていること、もう1つは「意見広告」の制限である。

ソフトマネーとは、ハードマネーが選挙運動のために直接献金され、連邦選挙資金法により規制されてきた資金であるのに対し、直接選挙には使わないとの名目で集められ、選挙以外の政党活動全般に使用されてきた資金のことである。ソフトマネーはこれまで規制の枠外にあったため、各政党は多額の政治資金をソフトマネーとして集めるようになり、このソフトマネーが少なくとも間接的に連邦選挙に多大な影響を及ぼすようになった。マケイン・ファインゴールド法はこの点を規制しようとするものであり、政党と連邦選挙候補者、そして公職者がソフトマネーを集めたり、支出することを禁じる法律である。州や地方の政党団体が、連邦の選挙活動とみなされる活動にソフトマネーを使うことも禁止している。ちなみに2000年の大統領選挙で集められたソフトマネーは約5億ドルにのぼり、共和党と民主党がそれぞれ2億5000万ドルずつを受け取っている。

マケイン・ファインゴールド法のもう1つの特徴はいわゆる「意見広告」の制限である。予備選挙の30日前から、または一般選挙の60日前から放送される政治広告で、連邦政府の公職にある候補者を示唆しているものについては情報開示を義務づけ、また労働組合や法人の資金による広告の提供を禁止している。「選挙運動のためのコミュニケーション」(“electioneering communication”)ともいわれるこの手法は、FEC規則の定義によると、明確に認識できる候補者を含む広告を、上記期間内に当該選挙区の有権者に放送を通じて流すコミュニケーション手段のことである。FECに登録している政治委員会以外の個人や団体はこの限りではないが、企業(認定された非営利事業を除く)や労働団体がこの選挙運動コミュニケーション広告のために資金を提供することを禁止している。またこの広告を行った者も、総額が1万ドル以上ならば、特別な報告義務を負うことになっている。



下記の表は2003-2004年の「献金制限」を示す。  
 (出典：連邦委員会 「献金」 <<http://www.fec.gov/pages/brochures/contrib.htm>>より)

	各候補者または所属政党へ 選挙ごとに	全国党委員会へ 1暦年に	州・選挙区・地方の 党委員会へ 1暦年に	その他の政治委員会へ 1暦年に	特別制限
個人からの献金	2000ドル*	2万5000ドル*	1万ドル 総額制限	5000ドル	9万5000ドル* 2年間の総額規制  3万7500ドルまで をすべての候補者に  5万7500ドルまで をすべてのPAC と政党に
全国党委員会から	5000ドル	制限なし	制限なし	5000ドル	3万5000ドル*を上 院議員候補者へ 選挙ごとに
州・選挙区・地方の 党委員会から	5000ドル 総額制限	制限なし	制限なし	5000ドル 総額制限	制限なし
政治活動委員会 (PAC) (候補者が 複数の場合) から	5000ドル	1万5000 ドル	5000ドル 総額制限	5000ドル	制限なし
政治活動委員会 (PAC) (候補者が 1人の場合) から	2000ドル*	2万5000 ドル*	10,000ドル 総額制限	5000ドル	制限なし

\* これらの献金制限はインフレ調整される。

---

\* 本稿は米国国務省国際情報プログラム室が2000年に作成した*A Primer on Campaign Finance* <<http://usinfo.state.gov/products/pubs/archive/elect00/primer.htm>> を基に、2002年の法改正については連邦選挙委員会の資料<[http://www.fec.gov/pages/bcra/major\\_resources\\_bcra.htm](http://www.fec.gov/pages/bcra/major_resources_bcra.htm)>および国務省フォーリン・プレスセンターの資料*Campaign Finance Reform* <<http://fpc.state.gov/27142.htm>>を一部追加・編集したものの仮訳です。

# 選挙関連用語集

## Caucus (党員集会)

集会、特に政治や機構の変革を目指す人びとの集まりを指す。米国の大統領選挙政治の中では、大統領候補指名の過程における、各政党の政治活動家の集会を意味する言葉となった。「階層化された」党員集会制度の下では、まず投票区レベルで地元の党活動家が、郡の党員集会に出席する代議員を選び、その代議員が郡の党員集会で州の党大会に出席する代議員を選出する。さらに、州の党大会で全国党大会への代議員が選出される。こうした党員集会制度の目的は、各州の政党の党員がどの大統領候補を好んでいるかを代議員の選択を通じて示すことにある。どの候補が好ましいかが実質的に投票区レベル、つまり指名プロセスの最初の段階で決まるため、大統領候補の指名の民主化という効果がある。

## Coattails (コートテール、便乗人気)

「コートテール」とは、紳士用フロックコートの後ろすそのこと。米国の政治では、人気の高い公職者または候補者が、同じ政党に属する他の候補者を、自分の人気に便乗させて、当選の可能性を高める力のことをいう。そうした人気のある候補は、別の候補を「コートテールに乗せて」当選させる、という。

## Conservative (保守派)

その政治的意見が中道のやや右寄りから確固とした右寄りまでの人のこと。米国の2大政党では、共和党が一般的に保守的傾向がより強いと考えられている。米国での「政治的」保守派は、自由市場経済原理と低い税金を支持し、州政府や地方自治体ではなく、連邦政府の権限に不信感を抱く。「文化的」保守派は妊娠中絶や大衆向けメディアの行き過ぎに否定的な場合がある。

## Convention (党大会)

州または全国レベルでの政党の代議員大会。これらの代議員は、自党の指名を獲得してもらいたい候補者に投票し、指名された候補者は他の政党の候補者と一般選挙で争うことになる。現代の米国大統領選挙政治では、「党大会」は通常、4年ごとに開かれる民主党

と共和党の全国大会を指す。全国大会では米国全州、コロンビア特別区、米国の海外領土(自治的未編入地域等)の代議員が出席し、正式に大統領候補が指名される。

## Convention Bounce (コンベンション・バウンス、大会後の人気上昇)

共和党または民主党の全国党大会の直後に、大会で指名された大統領候補の世論調査における支持率が上昇すること。

## Debate (討論会)

ある問題について、異なる立場を取る2人以上による議論。近年、米国の政治では、討論会というと、大統領候補または副大統領候補全員が参加し、報道関係者や聴衆からの質問に対して、各自の意見および各所属政党の意見を述べるテレビ討論会を指すことが多い。討論会には、ラジオ放送によるものや、地域の集会所で行われるものもあり、大統領・副大統領候補だけでなく、あらゆる公選職の候補者の討論会がある。

## Delegate (代議員)

所属政党の党員により選ばれ、全国党大会あるいは州党大会に出席する正式な代表。

## Democratic Party (民主党)

現在の2大政党の1つ。とりわけ1930年代初期以降、民主党は通常、裕福でない人びとの政党と考えられ、経済・社会分野において連邦政府が積極的な役割を担うことを支持してきた。

## Divided Government (分割政府)

一般に、大統領の所属政党と、連邦議会の少なくとも1院(上院か下院)で過半数を占める政党とが異なる状況をいう。州政府においても、州知事の所属政党と州議会の多数党とが異なる場合がある。米国の政治制度では、分割政府が頻繁に誕生する。歴史的に見ると、分割政府は、極端な変化を抑制し、両党の政治家が法案について妥協することを促す効果がある。





### Electoral Base (選挙基盤)

政治家の「選挙基盤」はその選挙区の中心と考えられている。すなわち、政治的情勢にかかわらず大抵その政治家に投票する人びとのことである。他の国では、「選挙基盤」を「票田」と呼んでいるところもある。

### Electoral College (選挙人団)

米国の大統領選挙で投票する有権者の多くは、自分たちが大統領の直接選挙に参加していると考えている。しかし、理論的にはそうではない。なぜなら、18世紀の憲法の名残である選挙人団制度が存在するからである。選挙人団とは、各州で党員によって指名される「選挙人」の一団である。選挙日には、特定の候補に投票すると誓約しているこれらの選挙人が一般投票で選出される。選挙人は、大統領選挙後の12月に各州の州都に集まり、投票によって大統領と副大統領を選出する。大統領に選出されるには、270の選挙人票が必要である。

### Federal Election Campaign Act (FECA) (連邦選挙運動法)

連邦選挙資金は1971年連邦選挙運動法 (FECA) およびその修正条項 (1974、1976、1979年) に管理されている。同法は、候補者や政治委員会に資金の調達先 (資金源) および用途について公表することを義務づけており、連邦選挙運動中に受け取った寄付と支出に関して規制を設けており、大統領選挙についての公的資金も管理している。

なお資金調達については、「2002年超党派選挙改革法 (The Bipartisan Campaign Reform Act of 2002)」、通称「マケイン・ファインゴールド法」により、候補者や政党等に対する献金額の上限が改定され、また、政党に対するソフトマネー献金が禁止されることとなった。この法律のもう1つの特徴は、いわゆる「意見広告」の制限である。

### Federal Election Commission (FEC) (連邦選挙管理委員会)

連邦選挙管理委員会 (FEC) は、1971年連邦選挙運動法の1974年修正条項により設立された。連邦選挙資金法 (Federal Campaign Finance Law) を管理執行する役割を担う独立規制機関。

### Front-Loading (前倒し)

一般選挙に先立つ各州の党員集会や予備選挙の日程を早めていくことを「前倒し」という。各州は、予備選挙の日程を早めることによって、1人か2人の候補に決定的な勢いを与え、各政党の指名に対して大きな影響力を持つとする。

### Front-Runner (フロントランナー、最有力候補)

選挙または指名プロセスにおいて、最も人気があるか、最も勝利の可能性が高いと見なされている候補者。

### Gender Gap (ジェンダー・ギャップ、性差)

最近の選挙において、米国の女性は男性と比べて異なる投票行動をとるようになった。すなわち、往々にして共和党より民主党の候補者、または、よりリベラルな立場を取る候補者を好む傾向がある。マスコミはこの現象を「ジェンダー・ギャップ」と呼んでいる。

### Hard Money / Soft Money (ハードマネー / ソフトマネー)

連邦選挙資金法によって規制される選挙資金と、そうでないものを区別するために使われる用語。ハードマネーは連邦法によって規制され、選挙の結果を左右するのに使うことができる。つまり、特定の候補者が選出されるのを支持するために使うことができる。ソフトマネーは連邦法の規制を受けず、連邦選挙の候補者の選出に影響を与えない活動にのみ使うことができる。すなわち、有権者登録促進、政党育成活動、運営費、州や地方選挙の候補者の援助などである。

### Horse Race (ホースレース、競馬)

選挙戦のことをいう比喩的な表現。人びとがスポーツを観戦するときのように興奮する様子を表している。また、マスコミによる選挙報道を指す場合もある。マスコミは、各候補の意見を取り上げるより、彼らが競走馬であるかのように、世論調査の人気の順位を強調することが多いからである。

### Independent (無党派、無所属)

米国政治において、投票の登録をする際に、民主・共和両党または他の政党への所属を表明しない有権者、あるいは政党の党員ではないと考えている有権者

を意味する。また、政党ではなく、個人の信条を基盤に立候補する候補者も意味する。

### Liberal (リベラル)

米国の政界において、「リベラル」は、中道のわずか、もしくは、いくぶん左寄りであると言われている。この言葉の現在の定義を、2大政党の中で見ると、民主党員がよりリベラルであると考えられている。「政治的」リベラルは、目に見える社会の不公平を是正するために、連邦政府の権限強化を支持する傾向がある。「文化的」リベラルは、どちらかといえば、女性の出産を選択する権利やフェミニズム、同性愛者の権利など、個人の選択や行動の自由を支持する。

### Matching Funds (マッチングファンド)

大統領候補者が個人から集めた資金と同額の資金を公的資金から受け取ることができる制度。予備選挙の期間中に、有資格候補者は個人から受けた各献金につき、最高250ドルを受け取ることができる。

### Midterm Election (中間選挙)

4年間の大統領の任期の2年目に行われる上下両院の議員選挙。選挙結果は当該大統領の実績に対する国民投票と解釈されることがある。中間選挙では、上院議員の一部と下院議員の全員、および多くの州と地方自治体の公職者が選出される。

### Negative Ads (中傷広告)

ある候補に投票するよう有権者を説得するために、対立候補の人格や実績を攻撃して、対立候補の印象を悪くすることを目的とする広告。

### Platform (綱領)

米国の大統領選挙政治において、政党の根本方針や目標を正式に文書化したもので、大統領候補指名過程でまとめられ発表される。近年、テレビが各候補者の人格や指導力に一層焦点を合わせるようになったため、党綱領の重要性は低下した。

### Plurality Rule (相対多数制)

選挙における当選者の決定方式。相対多数とは、得票数が過半数に達しない場合でも、他のどの候補者より得票数が多いことである。例えば、ある候補の得票率が30%、別の候補の得票率も30%、そして3人目の候補の得票率が40%であった場合、3人目の候補が相対多数で当選する。

### Political Action Committee (PAC) (政治活動委員会)

特定の候補者あるいは政党に所属する公式な委員会ではない政治委員会(通称PAC)。PACは法人や労働組合やその他の組織と密接な関係にあり、候補者に献金したり、他の選挙関連活動に従事したりする。ほとんどのPACは特定の立法課題を持っており、連邦議員選挙では大きな力を発揮する。近年PACの影響力やその数が大幅に増加している。PACは1976年には608団体であったが、現在では4500を超すといわれている。

### Primary Closed (閉鎖型予備選挙)

党の候補者を選ぶ際に、その政党に登録している人だけが投票できる制度。ほとんどの州の予備選挙はこれである。

### Primary Election (予備選挙)

特定の公職についての政党の候補者を選ぶための選挙。予備選挙は、市長選、下院の各選挙区での選挙、州全体で行われる知事や上院議員の選挙、そして大統領選挙など政府のあらゆるレベルで行われる。閉鎖型予備選挙では、政党の登録党员だけが投票できる。開放型予備選挙では、ある政党の有権者が、他の政党の選挙にも投票できる(クロスオーバー投票者と呼ばれる)。大統領候補者の予備選挙は州レベルで行われ、その州の州民が誰に各政党の候補者になってほしいかを示す。州の法律にもよるが、有権者は候補者、もしくは全国党大会でその候補者への支持を誓約した代議員へ直接投票する。州の予備選挙は、もしそれが選挙シーズンの早い時期であるなら、優勢な大統領候補者を抑え、知名度の低い候補者への支持を急増させることもある。ここで留意すべきは、予備選挙は、「党員集会」による候補者の選択システムに替わるものであるということである。





### Primary Open (開放型予備選挙)

党の候補者を選ぶ際に、他の政党に登録した有権者や「無所属」の有権者も投票できる制度。「クロスオーバー」予備選挙とも呼ばれる。

### Protest Vote (抗議票)

2大政党の候補に対する不満を表明するために、当選の望みがほとんどないことを承知の上で、第3党または小政党の候補に投じられる票。

### Public Funding (公的資金)

米国財務省管理下の資金によって、大統領選挙運動を部分的に援助する資金。資金源はすべて納税者が毎年連邦所得税を納入するときに任意に行う寄付によって賄われる。(Taxpayer Check-Off System「納税者チェックオフ制度」を参照)

### Push Polling (プッシュ調査、「誘導」世論調査)

世論調査の手法。争点や候補者について具体的な質問をすることで、予想される選挙運動のテーマを分析するために使われる。悪意のある選挙活動では、誤った情報や誤解を与えるような情報を質問に入れることにより、有権者を誘導し、対立候補から遠ざける手法が使われることもある。

### Realignment (再編成)

米国政治における「再編成」とは、世論や有権者の関心事に時折起こる変化により、いずれかの政党の伝統的支持基盤が、弱体化または強化されることを意味する。通常、国政選挙で多数党と少数党が入れ替わることを意味する。A党に投票していた有権者グループがB党に投票するようになった場合、その変化を再編成または党派再編成という。

### Redistricting (選挙区改正)

各州における連邦議会下院の選挙区の地理的な境界線を引き直すこと。民主党も共和党も各州の選挙区改正の法的・政治的な支配権を得ようとする。通常、州議会の多数党が選挙区改正を支配し、支配権を得た政党は、自党に有利なように選挙区を改正することができる。

### Regionalization (地域化)

米国の50州は、非公式に6地域に分けられる。大統領予備選における「地域化」とは、各地域内の州同士が協力し、予備選挙を同日に行うなどの手段によって、選挙プロセスにおけるその地域の影響力を高めようとするものである。

### Republican Party (共和党)

米国2大政党の1つ。20世紀において、共和党は一般に、富裕層で保守的な有権者の党であり、民主党の政策よりもどちらかと言えばそれほど再配分的でない経済・社会政策を支持してきた。

### Single-Member District (小選挙区制)

米国の連邦議会議員および州議会議員の現行の選出方式で、各選挙区から1議員が選出されるシステム。最高得票数を得た候補者が選出される。小選挙区制では、1選挙区につき1政党の候補しか当選できない。これは、はるかに広い選挙区から、所属政党の得票数に応じて、1度に複数の候補者が当選する比例代表制とは、正反対のシステムである。

### Sound Bite (サウンドバイト)

短く、引用しやすい候補者の発言で、ラジオやテレビのニュース番組で繰り返し放送されるもの。

### Spin Doctor/Spin (スピン・ドクター / スピン)

スピン・ドクターとは、選挙運動で、候補者に関する報道がいかなる状況においても最も望ましいものとなるようにする、報道対策アドバイザーあるいは政治コンサルタントのこと。例えば、大統領候補討論会の後で、各候補のスピン・ドクターが報道陣に接触し、討論でその候補が優れていた点を指摘することによって、その候補が討論に「勝利」したことを報道陣に、そしてひいては国民に印象付けようとする。こうした報道対策アドバイザーの技術を、状況または出来事に対する「スピン (情報操作)」と呼ぶ。



### Straw Poll (ストロー調査、「投票前の」非公式世論調査)

現代の大統領選挙政治において、通常、候補者選びの早い時期に政党の活動家たちの間で行われる拘束力をもたない投票。これは、どの候補者がその地方の政党グループに支持されているかを示すためである。

### Stump Speech (スタンプ・スピーチ、遊説演説)

候補者の「標準的な」演説のこと。通常、少し変えただけで使う可能性が最も高い演説。

### Super Tuesday (スーパーチューズデイ)

1988年より「スーパーチューズデイ」という言葉が広く使われ始めた。1988年3月9日、南部のいくつもの州がまとまり、初めて大規模で効果的な地域一体の予備選挙が行われた。これは南部の諸州が大統領候補指名選出で持つ重要性を高め、早期に投票が行われるニューハンプシャー州の予備選挙やアイオワ州の党員集会の影響力を弱めるためでもあった。

現在では、この言葉の意味はあいまいになっている。これは、大統領予備選挙期間中、予備選挙を行うさまざまな地域でいくつもの州がまとまって、ある火曜日(ないしは複数の火曜日)に予備選挙を行なう場合があるからである。こういった、地域または多くの地域のグループは、それがどういう名称で呼ばれるにしても重要な意味をなす。なぜなら大規模で同時に行われる投票は、多数の党大会代議員が同時に選出されるため、大統領候補になる可能性のある候補の運命を左右する傾向があるからである。

今回(2004年)の大統領選挙では、カリフォルニア州やニューヨーク州を含む、多くの州が3月2日に予備選挙を行う。

### Taxpayer Check-Off System (納税者チェックオフ「寄付申し込み」制度)

米国の納税者が、年間の連邦所得税を収める時に3ドルを大統領選挙用の公的資金として寄付することを選べるシステム。寄付を行うには、納税者は納税申告書にこのシステムに参加したいという項にチェックマークを入れるだけで良い。寄付を行うことにより、個人の税額が増減することはない。大統領選挙運動資金のために税額から3ドルを寄付するだけである。

(Public Funding、「公的資金」を参照のこと)

### Third Party (第3政党)

第3政党とは、20世紀の米国政治を支配してきた共和党と民主党の2大政党以外の政党のことである。

### Ticket Splitting (分裂投票)

同じ選挙で、例えば大統領は民主党候補、上院議員は共和党候補というように、異なる政党の候補者に投票すること。同じ政党の候補者のすべてに投票しないので、票を「分裂」させるという。

### Town Meeting (タウンミーティング、市民討論会)

公職者または候補者が、地域の人びととともに集まり、打ち解けた雰囲気の中で、聴衆が直接質問をすることができる、形式ばらない集会。

### Tracking Survey (追跡調査)

選挙運動期間を通じて、候補者が有権者の意見を「追跡」することができる世論調査。まず、世論調査会社が3晩続けて、同数の有権者の聞き取り調査を行う。例えば、毎晩400人ずつ、合計1200人にインタビューする。4日目の晩には、さらに400人の調査を行い、その回答を調査データに加え、1日目の回答を削除する。このようにして、常にそれまでの3日間1200人分の回答を得ながら調査を続けていく。しばらくしてから、調査期間全体のデータを分析すると、その間に起きた特定の出来事が有権者の意見にどのような影響を及ぼしたかを観察することができる。

---

\* 本用語集は*United States Elections 2004*に掲載の、*Elections Glossary*

<<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/glossary.htm>>を中心に、国務省が1996年と2000年に発行した用語集を加えて仮訳したものです。





# 歴代大統領のポートレート Portraits of U.S. Presidents

( )内の年は在任期間



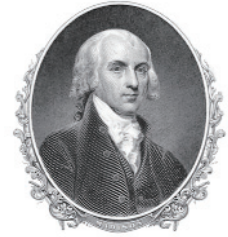
(1) George Washington  
ジョージ・ワシントン  
フェデラリスト  
(1789-97)



(2) John Adams  
ジョン・アダムズ  
フェデラリスト  
(1797-1801)



(3) Thomas Jefferson  
トーマス・ジェファーソン  
民主共和党  
(1801-09)



(4) James Madison  
ジェームズ・マディソン  
民主共和党  
(1809-17)



(5) James Monroe  
ジェームズ・モンロー  
民主共和党  
(1817-25)



(6) John Quincy Adams  
ジョン・クインシー・アダムズ  
民主共和党  
(1825-29)



(7) Andrew Jackson  
アンドリュー・ジャクソン  
民主党  
(1829-37)



(8) Martin Van Buren  
マーティン・バンビューレン  
民主党  
(1837-41)



(9) William Henry Harrison  
ウィリアム・ヘンリー・ハリソン  
ホイッグ党  
(1841)



(10) John Tyler  
ジョン・タイラー  
ホイッグ党  
(1841-45)



(11) James K. Polk  
ジェームズ・K・ポーク  
民主党  
(1845-49)



(12) Zachary Taylor  
ザカリー・タイラー  
ホイッグ党  
(1849-50)



(13) Millard Fillmore  
ミラード・フィルモア  
ホイッグ党  
(1850-53)



(14) Franklin Pierce  
フランクリン・ピアース  
民主党  
(1853-57)



(15) James Buchanan  
ジェームズ・ブキャナン  
民主党  
(1857-61)



(16) Abraham Lincoln  
エイブラハム・リンカーン  
共和党  
(1861-65)



(17) Andrew Johnson  
 アンドリュー・ジョンソン  
 ユニオン党  
 (1865-69)



(18) Ulysses S. Grant  
 ユリシーズ・S・グラント  
 共和党  
 (1869-77)



(19) Rutherford B. Hayes  
 ラザフォード・B・ヘイズ  
 共和党  
 (1877-81)



(20) James A. Garfield  
 ジェームズ・A・ガーフィールド  
 共和党  
 (1881)



(21) Chester A. Arthur  
 チェスター・A・アーサー  
 共和党  
 (1881-85)



(22) & (24) Grover Cleveland  
 グローバー・クリーブランド  
 民主党  
 (1885-89) (1893-97)



(23) Benjamin Harrison  
 ベンジャミン・ハリソン  
 共和党  
 (1889-93)



(25) William McKinley  
 ウィリアム・マッキンレー  
 共和党  
 (1897-1901)



(26) Theodore Roosevelt  
 セオドア・ルーズベルト  
 共和党  
 (1901-09)



(27) William Howard Taft  
 ウィリアム・ハワード・タフト  
 共和党  
 (1909-13)



(28) Woodrow Wilson  
 ウッドロー・ウィルソン  
 民主党  
 (1913-21)



(29) Warren G. Harding  
 ウォーレン・G・ハーディング  
 共和党  
 (1921-23)



(30) Calvin Coolidge  
 カルビン・クーリッジ  
 共和党  
 (1923-29)



(31) Herbert Hoover  
 ハーバート・フーバー  
 共和党  
 (1929-33)



(32) Franklin D. Roosevelt  
 フランクリン・D・ルーズベルト  
 民主党  
 (1933-45)



(33) Harry S. Truman  
 ハリー・S・トルーマン  
 民主党  
 (1945-53)



(34) Dwight D. Eisenhower  
ドワイト・D・アイゼンハワー  
共和党  
(1953-61)



(35) John F. Kennedy  
ジョン・F・ケネディ  
民主党  
(1961-63)



(36) Lyndon B. Johnson  
リンドン・B・ジョンソン  
民主党  
(1963-69)



(37) Richard M. Nixon  
リチャード・M・ニクソン  
共和党  
(1969-74)



(38) Gerald Ford  
ジェラルド・フォード  
共和党  
(1974-77)



(39) Jimmy Carter  
ジミー・カーター  
民主党  
(1977-81)



(40) Ronald Reagan  
ロナルド・レーガン  
共和党  
(1981-89)



(41) George Bush  
ジョージ・ブッシュ  
共和党  
(1989-93)



(42) Bill Clinton  
ビル・クリントン  
民主党  
(1993-2001)



(43) George W. Bush  
ジョージ・W・ブッシュ  
共和党  
(2001-現在)

## 参考文献・ウェブサイト

### 書籍

Abramson, Paul R., John Aldrich, and David Rohde  
*Change and Continuity in the 2000 and 2002  
Elections*. CQ Press, 2003, 400 pp.

Bibby, John F.  
*Two Parties - Or More? The American Party  
System*. 2nd. edition. CQ Press, 2002, 168 pp.

Brinkley, Alan, ed. and Davis Dyer, ed.  
*The Reader's Companion to the American  
Presidency*. Houghton Mifflin, 2000, 368 pp.

Coleman, Kevin J., Joseph E. Cantor and Thomas  
H. Neale  
*Presidential Elections in the United States: A  
Primer*. Congressional Research Service, Library  
of Congress, 2000, 53 pp.  
[http://fpc.state.gov/documents/organiza-  
tion/22616.pdf](http://fpc.state.gov/documents/organization/22616.pdf)

Flanigan, William H. and Nancy Zingale  
*Political Behavior of the American Electorate*.  
10th edition. CQ Press, 2002, 220 pp.

Goldstein, Michael L.  
*Guide to the 2004 Presidential Election*.  
CQ Press, 2003, 140 pp.

Gregg, Gary L., ed.  
*Securing Democracy: Why We Have an Electoral  
College*. ISI Books, 2001, 197 pp.

Maisel, L. Sandy  
*The Parties Respond: Changes in American Parties  
and Campaigns*. 4th edition. Westview Press,  
2002, 400 pp.

Moore, John Leo  
*Elections A-Z*. 2nd edition. CQ Press, 2003, 614  
pp.

Polsby, Nelson W. and Aaron Wildavsky  
*Presidential Elections: Strategies and  
Structures of American Politics*. 10th edition.

Chatham House, 2000, 352 pp.

Thomas, Norman G. and Joseph A. Pika  
"Election Politics" in *The Politics of the  
Presidency*. 5th edition. CQ Press, 2001, 510 pp.

Thompson, Dennis  
*Just Elections*. University of Chicago Press,  
2002, 240 pp.

Traugott, Michael and Paul J. Lavrakas  
*Election Polls, the News Media & Democracy*.  
Chatham House Publishers, 2000, 368 pp.

Traugott, Michael and Paul J. Lavrakas  
*The Voter's Guide to Election Polls*. 2nd edi-  
tion. Chatham House Publishers, 2000, 192 pp.

Wayne, Stephen J.  
*The Road to the White House*. 2004. 7th edition.  
Wadsworth Publishers, 2003, 336 pp.

Zogby, John  
*Decision 2002: Why the Republicans Gained*. Zogby  
International, 2003, 234 pp.

### 雑誌記事

Brooks, David. "One Nation, Slightly Divisible,"  
*Atlantic Monthly*, Dec. 2001, pp. 53-65.  
[http://www.theatlantic.com/issues/2001/12/brooks  
.htm](http://www.theatlantic.com/issues/2001/12/brooks.htm)

Benenson, Bob. "Special Report, Election 2004,"  
*CQ Weekly*, August 9, 2003, pp. 2010-2014.

Cantor, Joseph E. "Campaign Financing."  
Congressional Research Service, Library of  
Congress, 2002. 14 pp.  
[http://fpc.state.gov/documents/organiza-  
tion/20708.pdf](http://fpc.state.gov/documents/organization/20708.pdf)

Cook, Charles E. "Sweep or Split," *Washington  
Quarterly*, Autumn 2003, pp. 213-220.  
[http://www.twq.com/03autumn/docs/03autumn\\_cook.p  
df](http://www.twq.com/03autumn/docs/03autumn_cook.pdf)

Dunham, Richard S. "Election '04: Off and  
Running; With the Presidential Primary Season  
Now Getting into Full Gear, Here Are Four

Dynamics That Will Determine Bush's Re-Election," Business Week Online, Sept 2, 2003.  
[http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/sep2003/nf2003092\\_1665\\_db015.htm](http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/sep2003/nf2003092_1665_db015.htm)

Faucheux, Ron. "Early Senate Handicapping for '04," Campaigns & Elections, April 2003, p. 7.

"Taking Aim at 2004: Can Bush Win a Second Term Running on a Platform of Tanks and Tax Cuts? An Inside Look at the Campaign Playbook," Time, May 5, 2003, p. 32+

## ウェブサイト

Center for Responsive Politics  
<http://www.opensecrets.org/home>

Center for the American Woman and Politics  
<http://www.rci.rutgers.edu/~cawp>

Center for Voting and Democracy  
<http://www.fairvote.org/>

Committee for the Study of the American Electorate  
<http://gspm.org/csae>

Council on Foreign Relations  
<http://cfr.org/campaign2004/>

Democratic National Committee  
<http://democrats.org/index.html>

Federal & State Election Resources  
<http://www.llrx.com/columns/roundup25.htm>

League of Women Voters  
<http://www.lwv.org>

Politics1 - Presidency2004  
<http://www.politics1.com/p2004.htm>

Project Vote Smart  
<http://www.vote-smart.org>

Republican National Committee  
<http://rnc.org>

U.S. Federal Election Commission  
<http://www.fec.gov>

Foreign Press Centers Campaign 2004 Web Links  
<http://www.fpc.gov/c9752.htm>

Democracy and Human Rights Electronic Journal  
Issues of Democracy: Fair and Free Elections,  
September 1996  
<http://usinfo.state.gov/journals/itdhr/0996/ijde/ijde0996.htm>

U.S. Department of State, International Information Programs - U.S. Elections 2004  
<http://usinfo.state.gov/products/pubs/election04/>